

教育職員の公務災害防止対策
に関する調査研究報告書
－教育の現場に向けて－

平成24年2月

地方公務員災害補償基金

はじめに

心身ともに健康で安全な職場生活を送るということは全ての勤労者の願いであり、地方公共団体においても、職員の健康を増進し職場の安全衛生を確保するということは事業者としての基本的な責務であると同時に、職員が公務に専念するためには非常に重要であり、それがひいては住民サービスの向上につながるものです。

地方公務員の公務災害の発生状況をみると、平成16年度以降、公務災害の認定件数（通勤災害を除く）は減少傾向にあります。また、地方公務員数自体が減少していることや、公務災害の発生率が概ね横ばいの状況であることを考え合わせると、単純に公務災害が減少傾向にあるとは言い難いものがあります。

ところで、地方公共団体における教育部門の職員数は、地方公務員全体の4割弱を占めていることもあり、公務災害の認定件数も数多くみられるところです。

また、近年の公務災害の認定状況を職種別にみると、警察職員や消防職員が減少傾向にある中、義務教育学校職員がゆるやかな増加傾向にあることから、その原因究明と未然防止のための施策の検討が急務となっています。

こうした状況を踏まえ、地方公務員災害補償基金から委託を受けた（財）地方公務員安全衛生推進協会は、昨年度設置した「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究ワーキンググループ」での調査・分析を基に、本年度、「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究会」を設置し、平成20年度に認定された公務災害案件についての詳細な分析や、公立学校に対するアンケート調査による実態把握を行いました。本報告書はこれらを取りまとめたものです。

また、実際に公務災害として認定された事例の紹介を中心とした学校種ごとのリーフレットも、公立学校に向けて作成しました。

本報告書及びリーフレットが、教育現場における教育職員の安全衛生の向上につながり、公務災害の未然防止につながれば幸いです。

最後に、本調査研究の実施に当たり、多大なご尽力を頂いた研究会の各委員の皆様方や調査にご協力いただいた団体及び学校の皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成24年2月

地方公務員災害補償基金
理事長 橋本 勇

目 次

◎ 教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究事業について	1
-------------------------------	---

第1章 発生頻度の高い教育職員の公務災害とその事例

1 教育職員の公務災害認定状況と調査研究の概要	7
2 小学校の公務災害認定状況	9
3 中学校の公務災害認定状況	24
4 高等学校の公務災害認定状況	38
5 特別支援学校の公務災害認定状況	51

第2章 教育職員の公務災害防止対策に関するEメール実態調査

第1節 調査の概要	69
-----------	----

第2節 調査結果の概要

1 学校における現状の労働安全衛生管理体制について	71
2 学校における現状の労働安全衛生管理体制での不足事項について	72
3 労働安全衛生に関する校長の意志表示について	73
4 教育職員全般の安全衛生に関する意識の現状について	74
5 学校で実施されている労働安全衛生に関する研修について	75
6 学校で実施されている職場巡視について	77
7 学校で実施されている労働安全衛生活動について	78
8 調査結果まとめ	80

第3章 公務災害防止の先進事例

1 足立区新田学園の取り組み	83
2 川口市教育委員会の取り組み	86

第4章 公立学校における労働安全衛生活動の活性化に向けて

1 職場巡視	93
2 ヒヤリハット報告活動	96
3 リスクアセスメント	98

第5章 教育職員の公務災害防止対策についての考察と提言

1 教育職員の公務災害の特徴	103
2 教育職員の公務災害防止対策の現状	108
3 教育職員の公務災害防止対策のあり方	111
4 公務災害の防止に向けた教育職員への提言	115
5 公務災害の防止に向けた校長、管理職への提言	117
6 公務災害の防止に向けた教育委員会への提言	118
7 フォローアップそして継続的な取り組み	119

【資料編】

1 「教育職員の公務災害防止対策に関するEメール実態調査」調査票	123
2 公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進について (平成23年12月21日文部科学省通知)	129
3 川口市教育委員会安全管理規程集	139

◎ 教育職員の公務災害防止対策に
関する調査研究事業について

「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究」の概要

1 目的

教育職員の公務災害発生率が、近年増加傾向にあったことを踏まえ、平成 22 年度から 2 年間に渡り、その公務災害の要因分析等を行ったうえで対策を検討し、公務災害の発生件数を減少させることを目的とする。

2 平成 22 年度の取り組み内容

「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究ワーキンググループ」を立ち上げ、座長をはじめとする委員の意見を聴取しながら、以下のことを行った。

(1) 公務災害認定案件の分析

平成 20 年度に認定された公務災害について、詳細分析を行った。

(2) 任命権者（都道府県及び政令指定都市教育委員会）に対する調査

各教育委員会の公務災害防止対策等の実施状況について調査を実施した。

(3) 調査研究報告書の作成

中間報告書に当たる「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究報告書」を作成し、全地方公共団体に配布を行った。

3 平成 23 年度の調査研究について

平成 22 年度の調査結果を基に、以下のことを行った。

(1) 公務災害の現状と要因の洞察

平成 20 年度に行った公務災害認定の詳細分析や、公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備率等各種データを基に、公務災害の現状や要因についてより一層の洞察を行った。

(2) 教育委員会における公務災害対策の現状の更なる把握

教育委員会が行う公務災害対策の現状についてよりはっきりと深く把握できるよう、平成 22 年度の調査結果と、過去に行った同様の調査の結果とを比較し、検討を行った。

(3) 公立学校現場の実態調査

新たに公立学校現場を対象にした E メール実態調査を実施し、公務災害対策の現状や労働安全衛生への意識等について把握するよう試みた。

(4) 先進事例調査

先進的な取り組みを実施している教育委員会、公立学校へのヒアリング調査を行った。

(5) 公務災害防止対策の検討・提言

調査研究の結果、効果的な公務災害防止対策の検討を行った。

「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究会」委員名簿

座長	酒井 一博	財団法人労働科学研究所 所長
委員	杉本 正男	産業カウンセラー
	稲垣 寛	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長
	石田 善顕	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐
	関口 睦	埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課主任管理主事
	白井 克昌	東京都教育庁指導部指導企画課統括指導主事
	加藤 憲司	東京都葛飾区教育委員会指導室指導主事
事務局	財団法人地方公務員安全衛生推進協会	

「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究会」開催実績

・第1回

日時：平成23年7月8日（金）午前10時から

場所：財団法人地方公務員安全衛生推進協会内

議事：① 教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究について
② その他

・第2回

日時：平成23年11月4日（金）午後1時30分から

場所：財団法人地方公務員安全衛生推進協会内

議事：① 実態調査の結果等について
② 教育職員の公務災害防止対策に関するワークショップ
③ 調査研究報告書の構成案について
④ その他

・第3回

日時：平成23年12月14日（水）午後1時30分から

場所：財団法人地方公務員安全衛生推進協会内

議事：① 公務災害防止対策に関する骨子等について
② 調査研究報告書の構成について
③ その他

・第4回

日時：平成24年1月26日（木）午後1時30分から

場所：財団法人地方公務員安全衛生推進協会内

議事：① 調査研究報告書及びリーフレットについて
② その他

第1章 発生頻度の高い教育職員の公務災害とその事例

第1章 発生頻度の高い教育職員の公務災害とその事例

1 教育職員の公務災害認定状況と調査研究の概要

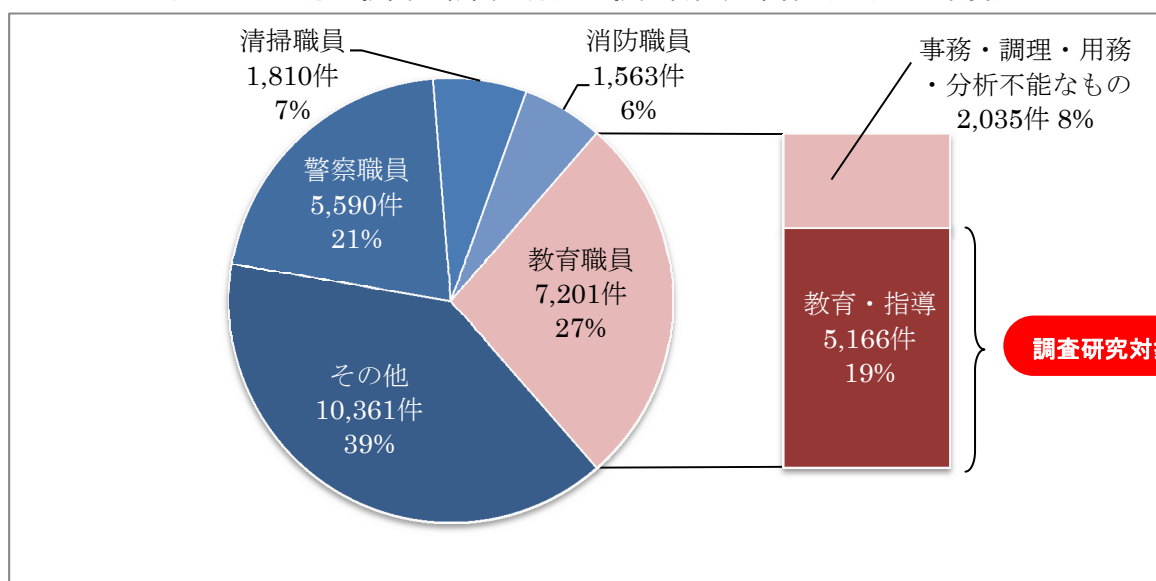
◆教育職員の公務災害認定状況と調査研究対象

平成20年度の地方公務員災害補償基金により認定された公務災害案件全26,525件のうち、教育職員に関わるものは7,201件、全認定案件の27%におよぶ。

そして今回の調査研究の対象は、このうち、事務職員、給食調理員、用務員等を除いた、児童・生徒の教育・指導に関わる教育職員の案件（講師、産休・育休代替職員等については含まれる）である。

分析不能なものを除き、抽出された公務災害案件は5,166件となった。教育職員案件の72%、全認定案件の19%にあたる。これは、全地方公務員公務災害のおおよそ5件に1件となる。

図1-1 地方公務員の職員区別公務災害認定案件（平成20年度）



◆分析の方法

この章では、教育・指導に関わる教育職員の公務災害案件5,166件について、4つの校種「小学校」「中学校」「高等学校」「特別支援学校」に分けて、それぞれ分析を行っていく。

さらに、分析にあたっては、災害が起こりやすいいくつかの状況を設定し分類した「災害発生時の態様」ごとに進める。どの校種にも共通して頻度の高い4態様「授業中」「清掃

その他作業中」「校内移動中」「学校行事」のほか、校種により、特に頻度の高い態様、例えば「部活動指導中」「休み時間中」「介助中」についても取り上げていく。

また、各校種・災害発生時の態様ごとに、実際に起こった「災害事例」をいくつか紹介する。こうした事例を知ることで、公務災害への理解・対策に役立てていただきたい。

図 1-2 校種別公務災害認定案件（平成 20 年度:全校種）

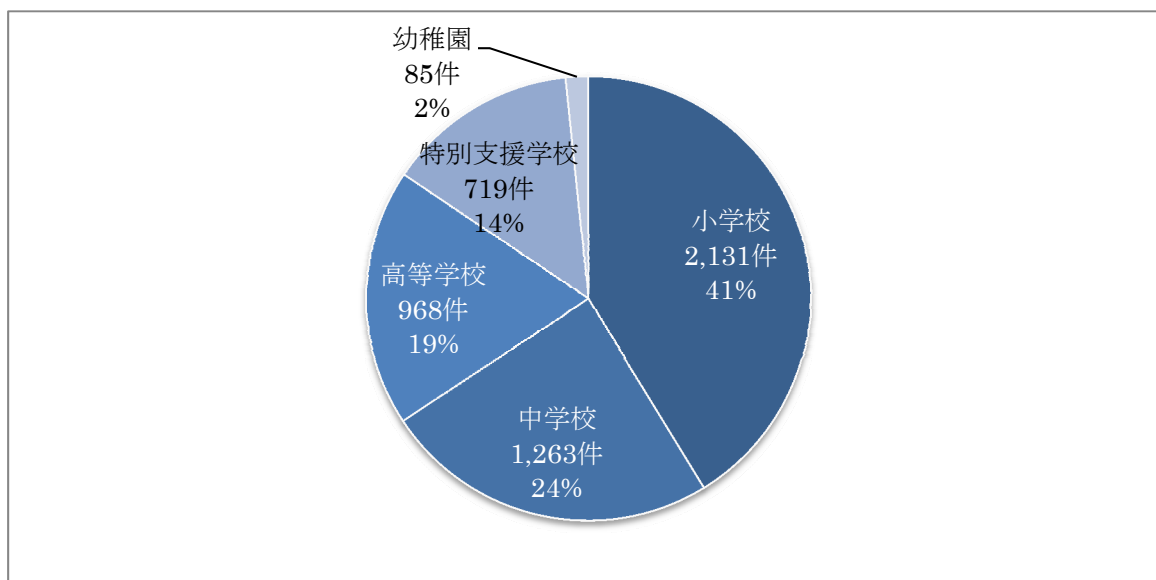
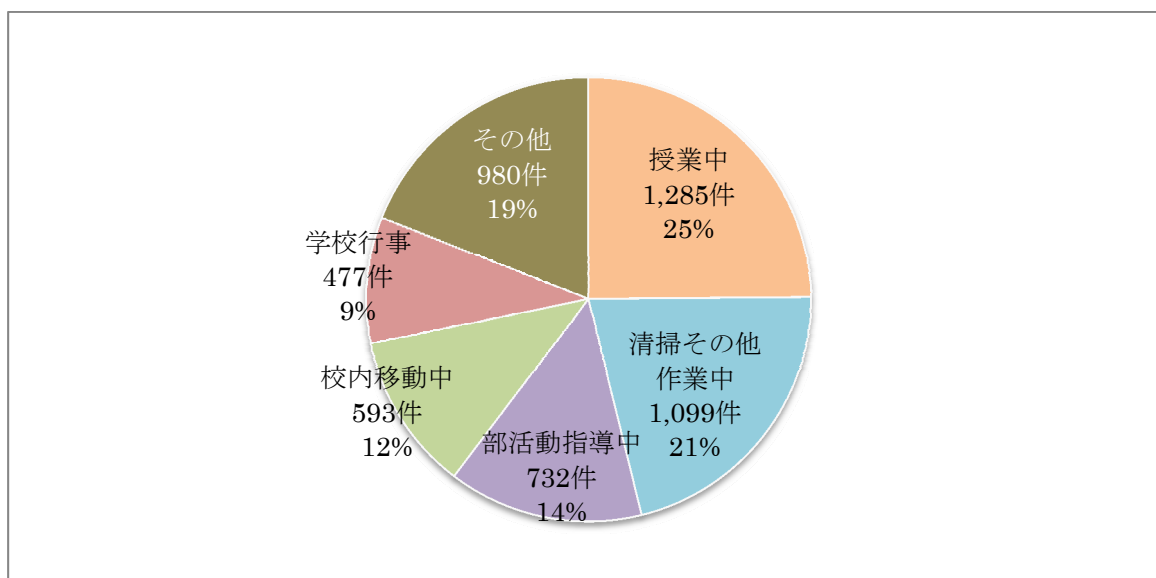


図 1-3 災害発生時の態様別公務災害認定案件（平成 20 年度:全校種）



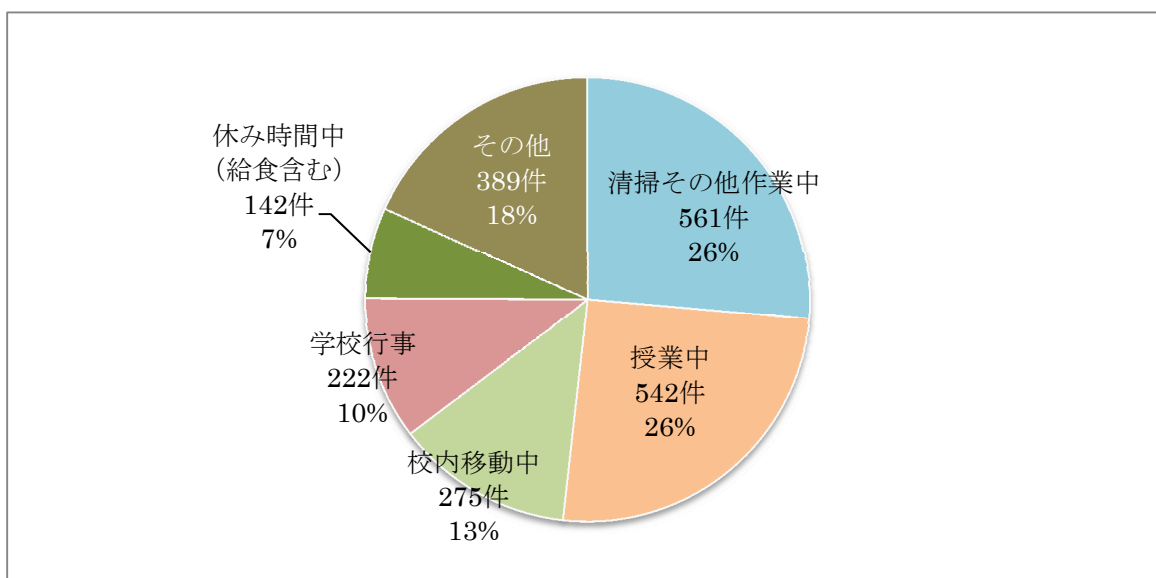
2 小学校の公務災害認定状況

◆小学校の公務災害

平成 20 年度の小学校における教育職員の公務災害認定件数は 2,131 件である。これは、全体の 41%にあたり、全校種の中で最も多い数字となっている。

その発生率を見てみると教員 1,000 人当たり 4.9 件、小学校 100 校当たり 9.6 件となる。教員数を基準とした発生率では中学校・高等学校と同程度であるが、1 校当たりに在籍する教員数の少なさから、学校を基準とした発生率は（幼稚園を除く）4 校種で最も少ないという特徴を持つ。これは、小学校が、他の校種と比べ、学校現場で公務災害への危険性を意識しづらい環境を有しているといえる。

図 1-4 災害発生時の態様別公務災害認定案件（平成 20 年度：小学校）



小学校の公務災害の特徴は、全ての校種に共通する 4 態様「清掃その他作業中」「授業中」「校内移動中」「学校行事」で全公務災害の 4 件に 3 件が占められ、中でも「清掃その他作業中」「授業中」の 2 態様だけで、全公務災害の半分以上に上る。

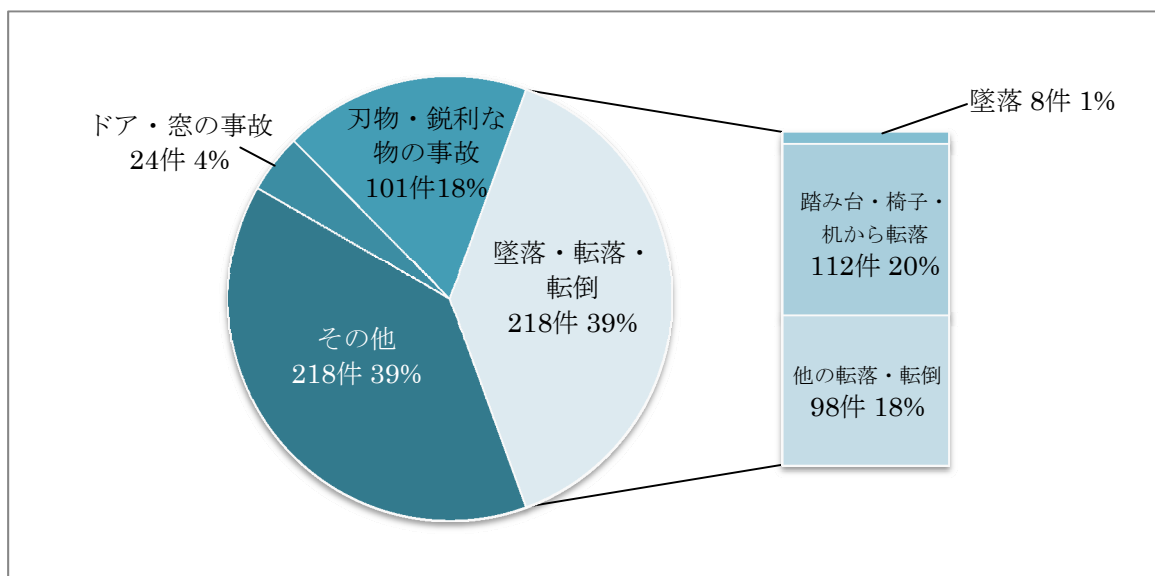
また、中学校・高等学校ではほとんど見られなかった「休み時間中（給食含む）」の公務災害が 7%もあることも、小学校の公務災害の特質の一つと言える。

◆小学校の「清掃その他作業中」の公務災害

平成 20 年度の小学校における教育職員の公務災害の中で「清掃その他作業中」に当たる公務災害は 561 件である。これは、小学校の公務災害の 26%にあたり、全態様の中で最も多い数字となっている。

災害発生パターン別に見てみると、「墜落・転落・転倒」事故が一番多く、218 件（39%）であった。その中で「踏み台・椅子・机からの転落」が半数以上を占めた。次いで「刃物・鋭利な物の事故」101 件（18%）、「ドア・窓の事故」24 件（4%）の順となっている。「その他」は 218 件(39%)で、ほうきの先が目に入った、椅子を持ちあげ腰を痛めた、重ねた長机が崩れ足に当たったなど、多様な事故パターンが見られた。

図 1-5 清掃その他作業中の公務災害パターン別（平成 20 年度：小学校）



【清掃その他作業中の公務災害事例】

●墜落・転落・転倒	
事例 1	教室正面の黒板上部に掲示物を貼るため、給食用テーブルに椅子を載せた上に上がって作業中、テーブルが動いたため、バランスを崩し椅子から落下し左踵を骨折した。
事例 2	6年生を送る会で使用したスクリーン（地上約 4m に設置）をはしごに登りはずしていた際、はしごを押さえておらず不安定な状態での作業のため、はしごが床をすべり倒れ、背中から転落（高さ約 2m）し負傷した。
事例 3	教室に掲示物を貼るため高さ 1.1m のロッカーに登って作業していたところ、左側に傾いてバランスを崩し、床に転落し負傷した。
事例 4	放課後、児童の使用していたボールが木の枝に引っかかったので、脚立を使用しボールを取ろうとしたところ、バランスを崩し落下、負傷した。

事例 5	プールの掃除中、プールの底面をこすっていたところ足が滑って転倒し、頸椎捻挫、腰椎捻挫を負った。
事例 6	児童がボールで遊んでいたところ、ボールが屋根に載ってしまったため、ベランダから屋根に登ってボールを取ったが、屋根からベランダへ戻る際に足を滑らせて、落ちて負傷した。
事例 7	廊下に飾られている写真額を外すため脚立で作業中、突然脚立が開いて、落下し負傷した。
●刃物・鋭利な物の事故	
事例 8	印刷室の裁断機で画用紙を裁断中、画用紙の端を揃えていたところ、ストッパーがしっかり掛かっておらず、自然に降りてきた刃に右手中指先が触れ負傷した。
事例 9	マラソン大会で使用する着順カードをペーパーカッターで切ろうとしたところ、誤って左手人差し指を切ってしまい、負傷した。
事例 10	職員作業として校舎裏に積んであった廃材の片付け作業に従事していたところ、木材に釘が刺さっているのに気づかず踏んでしまい、左足の裏を負傷した。
事例 11	北校舎屋上に張り出している松の枝をノコギリで切り落とす作業をしていたところ手が滑り、ノコギリの刃で左中指に切創を負った。
事例 12	清掃時間に児童が割ったトイレ出入口のドアのガラスを片付けようとして、誤って左中指をガラスで切り、左中指切創を負った。
事例 13	草刈作業を行っていたところ、鎌で左手指を切った。
事例 14	職員室において、個人情報に記載された書類をシュレッダーにかけていたところ、手元を見ていなかったため右手指を巻き込まれ、負傷した。
●ドア・窓の事故	
事例 15	登校あいさつ指導終了後、校門の門扉を閉めていた。その時、門扉の鉄の棒が右足の踵に強く当たり、負傷した。
事例 16	教室において、ドア枠に左手をかけ、ドア脇の廊下側掲示板の汚れを雑巾で落としていたところ、左手指がドア枠にあるのを気付かずに児童がドアを閉めたため、薬指が挟まれ負傷した。
事例 17	体育館において、パイプ椅子の片付けが終わり収納扉を閉めようとしたところ、右足指を収納扉に挟まれ負傷した。
●その他	
事例 18	運動会の準備のため複数の教員と共にテントを立てていたところ、支柱に指を挟み負傷した。
事例 19	玉入れの玉が入ったケース 4 箱分（合計：横 56cm×縦 37cm×高さ 128cm、重さ 22kg）を一度に運ぶため持ち上げようとしたとき、持ち上げる体勢が不安定だったこと、重量を知らずに持ったことが影響して、腰に激痛が走り、腰を負傷した。

事例 20	学校で飼育しているウサギに餌を与えようとして、野菜を餌台に載せようとしたときにウサギに噛まれ負傷した。
事例 21	ストーブに立て掛けていた火掻き棒が通路を塞いでおり、足に引っ掛けて転倒する危険性を感じ、所定の位置に戻そうと右手で火掻き棒を挟むようにして持ち上げたところ、棒がストーブに直に触れたことによって高温になっていて火傷した。
事例 22	プールを消毒するため学校プール機械室においてクロリネーター（塩素自動供給機）にプール用滅菌・消毒剤を入れたところ、機械操作を誤り機械室に塩素を発生させてしまい、その際に塩素を大量に吸引したことにより呼吸器障害を起こし負傷した。
事例 23	垂れ幕を作成するため、スプレーで色を付けていたところ、塗料が誤って目に入り、負傷した。
事例 24	体育倉庫内を清掃中、誤って倉庫内の棚に顔面をぶつけ負傷した。
事例 25	校庭において、運動会全体練習のための目印となる釘を地面に打ち込んでいる際、同じ校庭で児童たちがしていたサッカーのボールが後方から飛来し、頭部を強打したため、頭部、頸部を負傷した。

◆小学校の「授業中」の公務災害

平成20年度の小学校における教育職員の公務災害の中で「授業中」に当たる公務災害は542件である。これは、小学校の公務災害の26%にあたり、「清掃その他作業中」と並び公務災害発生の多発する態様の一つとなっている。

災害発生を教科別に見てみると、最も多いのが「体育等」で373件(69%)であった。次いで「音楽」17件(3%)、「図画工作」15件(3%)、「算数」14件(3%)の順となっており、「体育等」とは、その発生数に大きな開きがある。

図1-6 授業中公務災害の教科別（平成20年度：小学校）

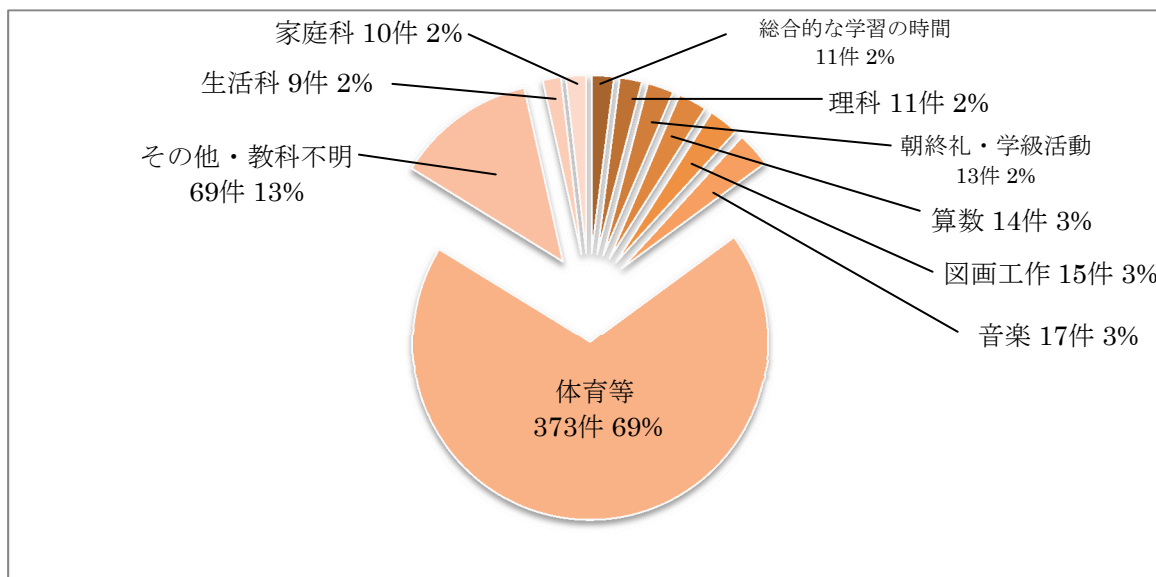
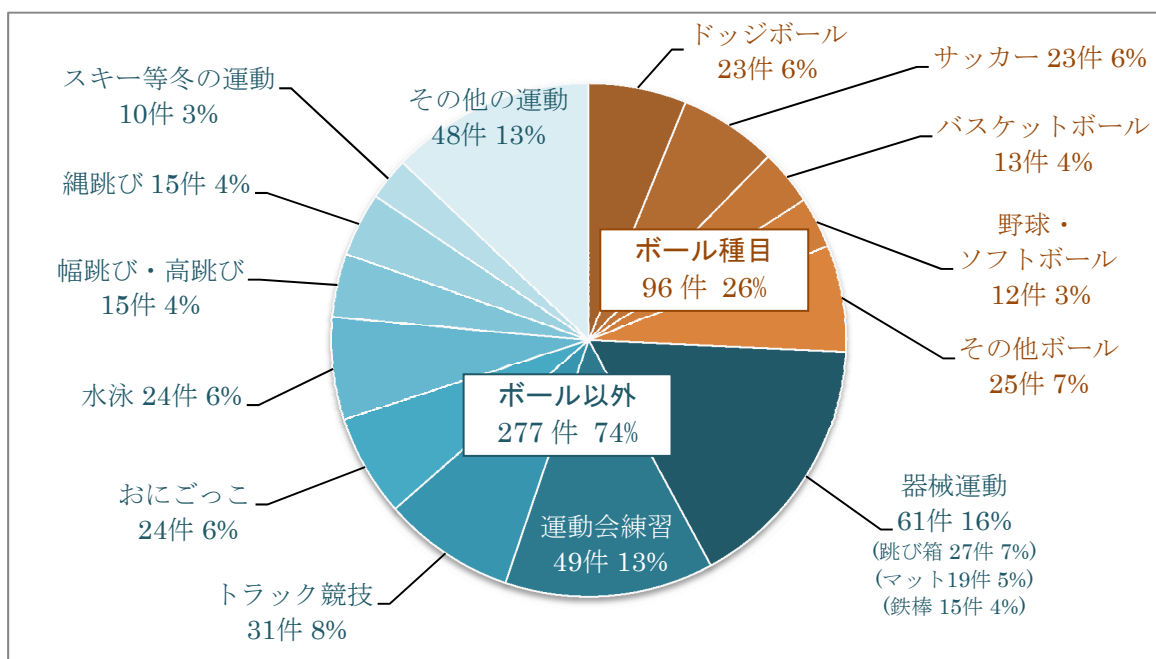


図1-7 体育等授業中公務災害の運動種目別（平成20年度：小学校）



それでは体育等授業中に行われる公務災害の多い運動は何か、種目別に分類したのが図1-7である。まず、最も多かったのが「器械運動」61件で、全体の16%に当たる。その内訳は、跳び箱27件、マット19件、鉄棒15件であった。

次いで「運動会練習」49件(13%)、「トラック競技（長短距離走・リレー・ハードル等）」31件(8%)、「おにごっこ」「水泳」各24件(6%)、「ドッジボール」「サッカー」各23件(6%)の順となっている。以上の7種目は、単独で体育授業中の公務災害の5%を占め、この7種目だけで全体の63%を占める。各学校で体育等授業中の公務災害対策を進める場合は、こうした種目で現実に災害が発生していることを念頭に置いていただきたい。

なお、公務災害のうち、ボールを使った種目は96件と全体の26%にあたる。

【授業中の公務災害事例】

●器械運動	
事例26	体育の授業中、模範演技のため跳び箱を跳んだ際、着地に失敗し転倒、負傷した。
事例27	体育の授業中、台上前転をしていた児童が、跳び箱から落ちそうになったため、急いで補助をおこなった際、児童のかかところが右目に当たり、負傷した。
事例28	体育の授業中、マット運動の後転の見本を行ったところ、頸椎に痛みを感じた。
事例29	校庭での体育の授業中、児童に鉄棒の指導として師範をした際に、バランスを崩して落下してしまい地面に右肩を強打した。
●運動会練習	
事例30	組体操の指導をしていたところ、児童が組体操から崩れ転倒し、児童のかかところが顔面に当たり、負傷した。
事例31	運動会に向けて体育の授業でリレーの指導をするため、児童の代役で走っていた時、児童の後から全力で追いかけ、追いついた時点で児童の走力に合わせて急にスピードを落とした際、右足に強い負担がかかり、右大腿を負傷した。
事例32	校庭において運動会種目の綱引きを練習中、足で綱を踏み児童が引くまで押さえていたところ、足ははずすタイミングを誤り、綱が引かれる勢いで持ち上げられ仰向けで地面に倒れ、右手と腰を強打し負傷した。
●ボール種目	
事例33	ドッジボールに参加中、後方にいる児童に気付かず、児童の足に引っかかり転倒して負傷した。
事例34	ドッジボールの指導中に、児童の投げたドッジボールを捕ろうと右手を出した際、右小指にボールを当て、負傷した。
事例35	校庭において体育の授業中、サッカーで児童の蹴ったボールを蹴り返そうとしてバランスを崩し転倒し、左手を地面に強くつき、負傷した。

事例 3 6	体育の時間に実施したクラス対抗のラインサッカーの試合で審判を行っていた際、ボールを追って走ってきた児童を避けようとして、後ろ向きに走って逃げたところ、フィールド外で応援していた児童と衝突して転倒し、右手の上に体が乗った状態になり、右横骨頭を骨折した。
事例 3 7	体育の授業で、バスケットボールの指導をしていた。見本を示そうとドリブルをして急に走り出したところ、右足ふくらはぎから「プツン」という衝撃と音と痛みを感じ、負傷した。
事例 3 8	校庭において体育の授業中、児童に代わってソフトボールの試合に加わり、走塁してホームを駆け抜けたところ、木の根に右足を乗せて足首を強く捻り、負傷した。
事例 3 9	キックベースボールの授業のため、蹴る位置にボールを置く役目を行っていたところ、ボールをキャッチしそこない左手小指を突き負傷した。
事例 4 0	運動場での体育の授業でポートボールの学習中、児童が投げたボールを取ろうとジャンプした際、たすき掛けしていたプラスチック製の笛が右眼にあたり負傷した。
事例 4 1	ソフトボール投げの指導中、児童が投げたボールを拾うため追いかけているうちに、トラックの走路まで走りこんでいたことに気付かず、全速力で走ってきた児童の右肩と被災職員の顔面右側が激しく衝突した。
●その他体育等	
事例 4 2	授業で行ったリレーで児童と一緒に走ったところ、左アキレス腱を断裂した。
事例 4 3	持久走の指導中、児童らの様子を見るため後ろ向きにトラックを走っていたところ、児童の上着を保管する網かごがトラック線上にあることに気付かず、それに足をとられて転倒し、左中指近位指節間関節内骨折、左示指近位指節間関節内骨折及び腰部打撲傷を負った。
事例 4 4	体育の授業中、鬼ごっこをしており自らが鬼となって児童を追いかけていたところ、バランスを崩して転倒し左足首を負傷した。
事例 4 5	水泳指導中、プールサイドで滑って転倒した。
事例 4 6	砂場で体育の授業中、走り幅跳びの模範演技を示していたところ、砂を掘り返した部分を越えて砂の固まった部分に着地したため、負傷した。
事例 4 7	体育の授業で二重跳びの実演をした際、着地時に右足首に激しい痛みを感じた。受診した結果、右アキレス腱断裂を負いそのまま入院し、2ヶ月間の安静加療を要した。
事例 4 8	学校敷地内のスケートリンク場で体育のスケートの授業中、受け持っている子ども1名が滑ってきて止まることができずに足元にぶつかった際、足がすくわれ腰からリンク面に転倒し、頭部と頸部を負傷した。
事例 4 9	体育の授業中、トランポリンを使用し、児童の補助のため一緒にトランポリンに乗ったところ、児童の飛び上がるタイミングで被災職員がしゃがみ、児童の頭が顔面に当たり、負傷した。

●体育以外の教科等	
事例５０	音楽の授業中、オルガンを弾きながら児童の活動を指導していたところ、児童の肩がオルガンのふたに当たり、ふたが倒れ、小指を挟んで負傷した。
事例５１	ペットボトル素材を使用しての工作を指導中、右手にカッターを、左手にペットボトルを持ち、底の部分を切ろうとした際、底が硬くカッターの刃が滑り、左大腿部に刺さり負傷した。
事例５２	算数の授業中、黒板に算数黒板をたてかけ、押さえていた手を離した際、算数黒板が右足の甲の上に落下し、負傷した。
事例５３	教室で朝の会をしていた際に、教壇の段差を踏み外し、左足首を捻った。
事例５４	総合的な学習の時間中、稲刈り作業をしていたところ、鎌で左手人差し指を切った。
事例５５	家庭科の授業中、ミシンの操作方法について児童から質問があり、教室内を移動している最中、コードに足を引っ掛け、右膝を床に強打し、負傷した。
事例５６	生活科の授業中、収穫したジャガイモを児童と試食するため、ジャガイモを包丁で切っていた時、包丁がすべり、左手小指を切り、負傷した。
事例５７	授業中、机の間を回りながら指導していた際、児童の机の脚に自分の脚をひっかけ、右膝を床に打ち付け負傷した。
事例５８	理科の授業中、天秤作りをしていた。千枚通しでプリンカップに穴を開けようとしたところ、誤って左手薬指を刺してしまい、負傷した。

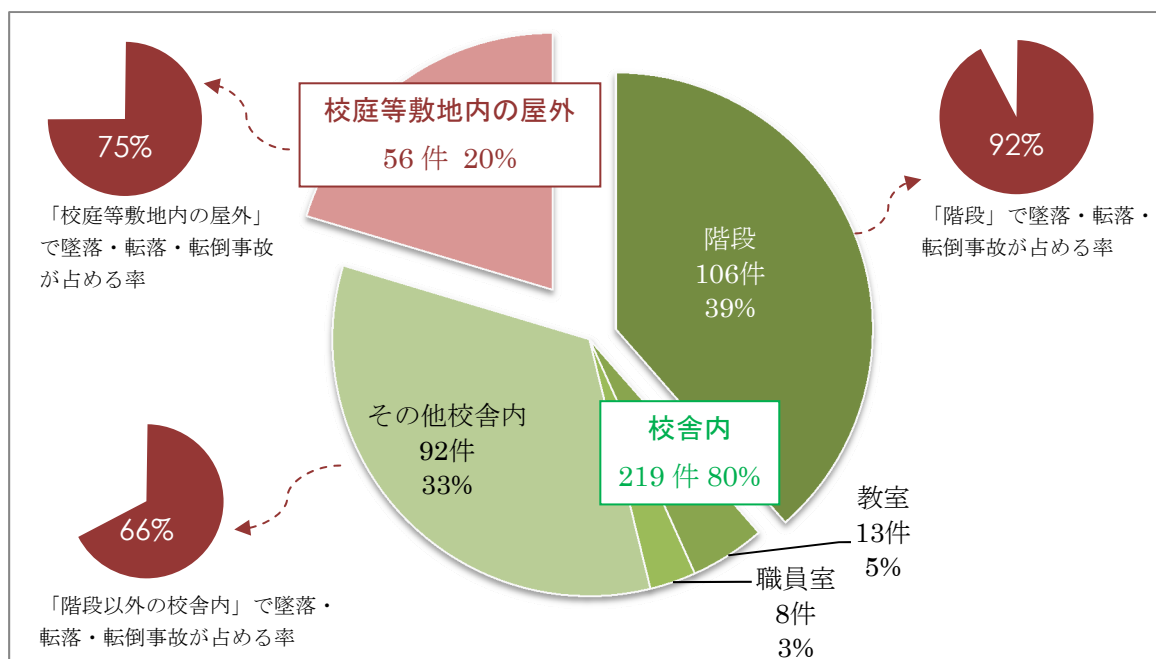
◆小学校の「校内移動中」の公務災害

平成 20 年度の小学校における教育職員の公務災害の中で、「校内移動中」に当たる公務災害は 275 件である。これは、小学校の公務災害の 13%にあたる。

校内のどの場所での移動中に災害に遭うか、分析してみると、最も多いのが「階段」で、106 件(39%)であった。続いて「校庭等敷地内の屋外」56 件(20%)、「教室」13 件(5%)、「職員室」8 件(3%)の順となっている。その他、体育館や廊下、用具室など、様々な所で災害が起こっている。

また、災害発生パターンでは「墜落・転落・転倒」が 214 件、全体の 78%を占めた。こと「階段」における「墜落・転落・転倒」事故の占める率は 92%にもおよんだ。

図 1-8 校内移動中公務災害の発生場所別（平成 20 年度：小学校）



【校内移動中の公務災害事例】

●階段	
事例 59	学芸会で使う小道具の箱を抱えて 1 階の職員室から 2 階の 3 年生の教室へ行くため階段を上ろうとしたところ、足下が見えず階段を踏み外しバランスを崩して前方に転倒をした際、左膝を強打し負傷した。
事例 60	4 階の教室で放課後児童を指導している時、電話の呼び出しの校内放送を聞き、2 階職員室へ向かうため急いで階段を駆け下りたところ、最後の階段の一步を踏み外してバランスを崩し転倒し、床に左足を着く際に捻って強打した。
事例 61	2 階と 3 階の途中階段でつまずき、バランスを崩し前方に転倒した際に、右上眼部を負傷した。

事例 6 2	職員室から学校図書館へ向かう途中、2 階へ登ろうと階段の踊り場から 1 段目を踏みだしたところ、足を滑らせて後ろへ転倒し咄嗟についた右手を骨折した。
事例 6 3	肢体不自由特別支援学級の児童を交流教室の 1 階教室から 2 階教室に移動させるため、階段昇降機を使用し階段を昇っていたところ、児童の頭部を支えながら中腰の姿勢で階段を昇っていたことにより腰部に負荷がかかり、腰部を負傷した。
●校庭等敷地内の屋外	
事例 6 4	学校玄関前において、凍結した路面に足をとられ、転倒し左肩を強打した際、左肩を負傷した。
事例 6 5	プールの点検、投棄を行った後、職員室へ向かって校庭を走っていたところ、地面の凹凸につまずいて転倒し、顔面を地面に強打し負傷した。
事例 6 6	校内移動中、側溝の蓋のへこみに右足をとられて捻り、右第 5 中足骨々折を負った。
●階段以外の校舎内	
事例 6 7	両手に荷物を抱え職員玄関前を歩いていたところ、段差に気づかずつまずき転倒し、負傷した。
事例 6 8	終業式の準備のため、職員室から屋内運動場に向かう際、渡り廊下から第 2 校舎に入ったとき、向かって右側から勢いよく廊下を走ってきた 2 年生児童と衝突して、胸部に児童の頭部が激しく当たり負傷した。

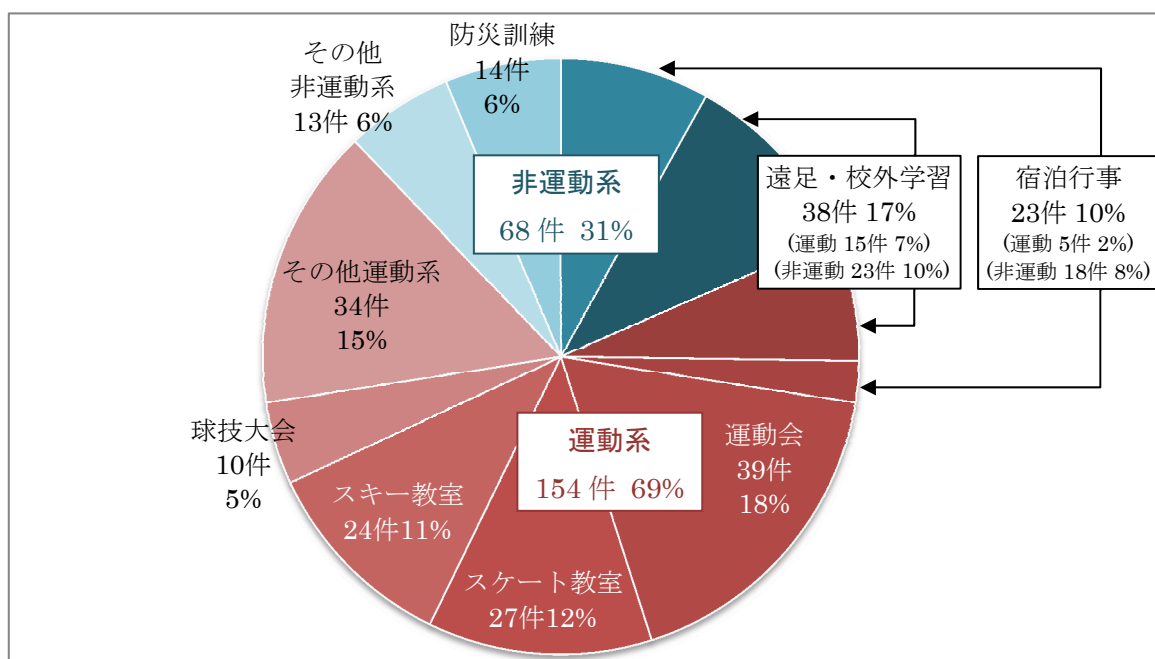
◆小学校の「学校行事」の公務災害

平成 20 年度の小学校における教育職員の公務災害の中で、「学校行事」に当たる公務災害は 222 件である。これは、小学校の公務災害の 10%にあたる。

この 222 件のうち、「運動系行事」は 154 件(69%)、「非運動系行事」が 68 件(31%)と、案件の 3 件に 2 件以上が、「運動系行事」によることがわかった。

行事別で最も多いのは「運動会」の 39 件で全体の 18%にあたる。続いて「遠足・校外学習」38 件 (17%)、「スケート教室」27 件 (12%)、「スキー教室」24 件 (11%)、「宿泊行事」23 件 (10%)、「防災訓練」14 件 (6%)、「球技大会」10 件 (5%) の順となった。この上位 7 行事だけで、学校行事の 79%におよんでいる。

図 1-9 学校行事公務災害の行事別（平成 20 年度：小学校）



【学校行事の公務災害事例】

●運動系行事	
事例 69	運動会種目の騎馬戦に補助参加していたところ、児童に裸足であった右足を強く踏まれ、負傷した。
事例 70	運動会の綱引き種目で、綱が動かぬよう綱の中央付近を両足で踏み押さえていたところ、スタートの合図で両チームが一斉に綱を引いたため、綱に体が持ち上げられ後ろに落ちるように倒れた。その際、右手を強くつき、腰と背中を強打し、負傷した。
事例 71	スケート教室の引率中、リンク上でスケートの実技指導をしていたところ、バランスを崩し後方に転倒し、両肘を強打したことにより負傷した。

事例 7 2	学校行事のアルペンスキー教室を実施中、児童の最後尾からパラレルターンで滑走していたところ、ゲレンデの凸凹に左スキー板を取られ、左前方に投げ出されるように転倒し、左手小指の甲側を斜面に強打し、副靭帯損傷を負った。
事例 7 3	卒業生と職員とで体育館にてお別れ球技会（ドッジボール）の試合中、児童が投げたボールを避けようと身をかわしたところ、右足首に強い痛みを感じその場に倒れ込み負傷した。
事例 7 4	遠足の引率で公園へ行き、アスレチック内で児童と鬼ごっこをしていたところ、アスレチックの遊具から誤って転落した。その時、体を守ろうと左手を出したが、衝撃が強かったため、左手首と左肘部分を負傷した。
事例 7 5	林間学校の引率中、山中ハイクで児童に同行していたところ、ぬかるんでいた急坂の道で足を滑らせ、左足をひねり、膝を痛めた。
事例 7 6	水泳大会において、出発合図係として約 60 発のピストルを鳴らしたところ、昼ごろから右耳に異常を感じるようになり、その後「右音響外傷」と診断された。
●非運動系行事	
事例 7 7	遠足の引率中、写真を撮るために遊んでいる児童を追いかけていた際、遊具から飛び降りたところ、着地時に左足に激痛を感じた。
事例 7 8	5・6 年生の宿泊訓練の引率中、午後 5 時 30 分頃、野外炊飯を終え、後片付けをしていた時、児童に呼ばれたため、急いで行こうとしたところ、木の根っこにつまずき右足首を捻り倒れた。
事例 7 9	体育館にて教員対象の不審者訓練を行っていた。不審者対応の実演練習をしていたところ、不審者役の者に迫られたので、後ずさりをしようとしたが、足がもつれて後方に転倒し、腰部を床に強打した。
事例 8 0	合同音楽会に児童を引率中、児童の傘が入ったビニール袋二束を両脇に抱えて会場建物の階段を下りていたところ、足を滑らせ転倒し負傷した。

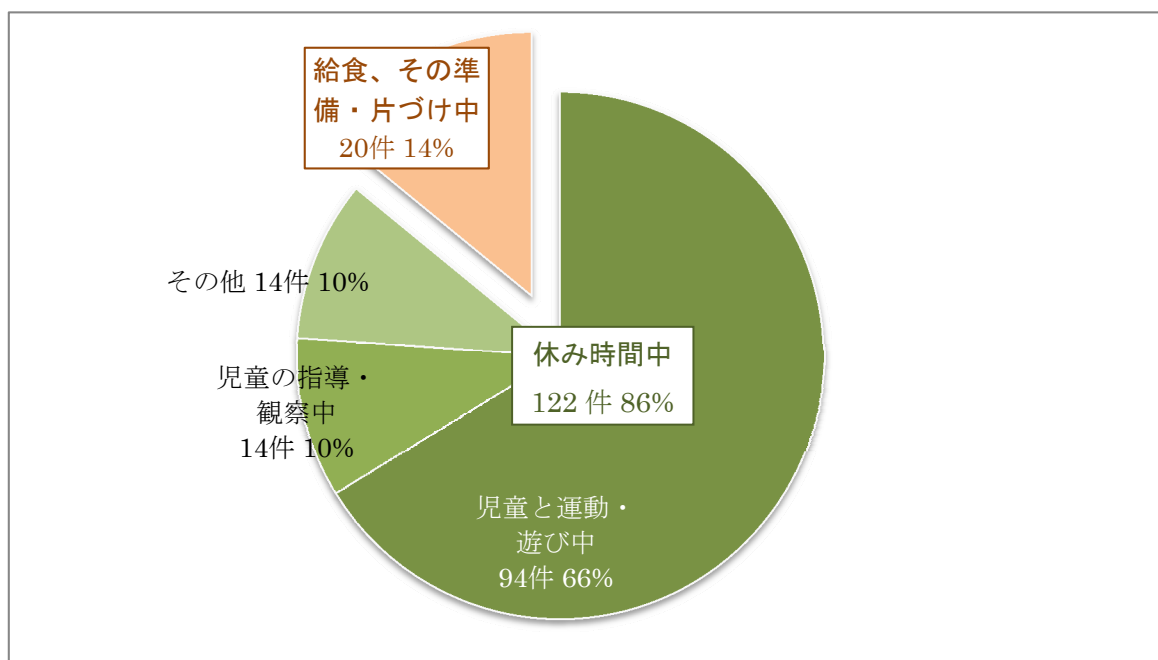
◆小学校の「休み時間中（給食含む）」の公務災害

平成 20 年度の小学校における教育職員の公務災害の中で、「休み時間中(給食含む)」に当たる公務災害は 142 件である。これは、小学校の公務災害の 7%にあたる。

このうち「給食、その準備・片づけ中」は 20 件(14%)で、残りの 122 件(86%)が「休み時間中」であった。

「休み時間中」122 件のうち、「児童と運動・遊び中」に起こる案件は 94 件(66%)に上る。次点は「児童の指導・観察中」で 14 件(10%)となった。

図 1-10 休み時間（給食含む）公務災害の分類（平成 20 年度：小学校）



【休み時間中（給食含む）の公務災害事例】

●児童と運動・遊び中	
事例 8 1	昼休み時間を利用して、児童と「鬼ごっこ」をしていた。鬼役の児童に追いかけられ、進行方向を変えようとしたところ、勢い余って転倒し負傷した。
事例 8 2	昼休みに体育館で児童とドッジボールを行っていた時、対面していた児童がボールを投げようとしていたので、後ろに下がりながら構えたところ、腰の高さに飛んできたので、ボールをよけようと思い切り上にジャンプし、着地した際、身体が右側に傾き右足から着地したため、全体重が右足首にかかり、右アキレス腱を負傷した。
事例 8 3	昼休みに校庭において児童らとバスケットボールをしていたところ、児童が投げたボールを取り損ねて左手薬指を強打し、負傷した。
事例 8 4	昼休みに児童とサッカーをしていたところ、ボールを蹴ろうとした瞬間足のふくらはぎに激痛を感じた。

事例 8 5	中休み時間に校庭において、児童と大縄跳びをしていたところ、縄を跳んで駆けぬけようとして勢いがついていたためにバランスを崩して転倒し、頭部等を地面に強打し、負傷した。
事例 8 6	児童とのふれあいのため休憩時間中に遊具で遊んでいたところ、足を滑らせ転倒し、膝と頭部を負傷した。
●給食、その準備・片づけ中	
事例 8 7	給食の時間、児童同士がけんかを始めた。そのけんかを制止しようとしたところ、一方の児童に手をつかまれ負傷した。
事例 8 8	給食ワゴンを運んでいる時に、扉に右足をぶつけて負傷した。
●その他	
事例 8 9	授業終了後、教室の中で遊んでいた児童が、他の児童にいやがらせ行為をしようとしていたので、やめさせようとして教卓の椅子から立ち上がり、一歩踏み出したところ、ピシッという音がして左足に痛みを感じた。
事例 9 0	児童が昼休みに遊んでおり、飼育小屋の屋根に筆箱を投げ上げてしまいとってほしいと、職員室に依頼にきた。飼育小屋にはしごを立てかけはしごを登り、屋根の上の筆箱をとるために体を右側にずらしたところ足を踏み外して転落した。背中から地面に落ち、腰と後頭部を強打し負傷した。

◆小学校の「その他」の公務災害事例

ここでは、参考までに、平成 20 年度の小学校における教育職員の公務災害態様の中で頻出の「清掃その他作業中」「授業中」「校内移動中」「学校行事」「休み時間中(給食含む)」に当たらない事例について紹介する。

【その他の公務災害事例】

事例 9 1	保健室で机に座ってパソコン作業をしていたところ、突然、オオスズメ蜂が長ズボンのすそから進入し、左ふくらはぎを刺された。
事例 9 2	下校指導時、校門のかんぬきを外そうとしたところ、右手がかんぬきに挟まれた。
事例 9 3	児童間のトラブルの事実確認を行っていたところ、1 人の児童が逆上したため、それを止めるために、児童の両腕を体ごと抱きしめて、3 階から 1 階に降ろす際、腰部等を痛めた。
事例 9 4	理科の実験の準備をしていたところ、ガラス管が割れて右手指を受傷した。
事例 9 5	児童同士のけんかを止めようとしていたところ、床の電源に足を引っ掛けて負傷した。
事例 9 6	教室内の木製教卓の下で授業の準備をしていたところ、作業を終え立ち上がった瞬間、教卓の板に頭部を強打してしまった。その後、頭部が腫れ、衝撃と痛みで気分が悪くなり、一日経っても症状が変わらないため医療機関へ受診した。
事例 9 7	放課後、運動場において陸上部の幅跳びの練習指導中、やや硬かった砂場を掘り起こすためのスコップを取りに行くために高鉄棒の下をくぐって移動しようとしたところ、帽子を深くかぶっていたために前がよく見えず、高鉄棒の横棒で右額部を強打した。
事例 9 8	下校指導中、受け持ち児童二人の手をひとりずつ取って保護者の待つ駐車場に歩いていたところ、路面が圧雪により滑りやすくなって、左手につないでいた児童が転びそうになり、転ばないように引っ張りあげたが、右手の児童が前に行こうとして、左はななめ後ろ下に引っ張られて、左肩に激痛が走り、また、腕が前後に引っ張られ、腰を前後斜めにひねり、左肩と腰部を負傷した。
事例 9 9	「子どもの体力向上指導者養成講習」の実技指導を受けている際、素手でライナーを捕球した時に右手薬指を痛めた。
事例 1 0 0	書類を作成するため、印刷室にある公用のパソコンを使用し、椅子に腰掛けようとしたところ、パソコンの操作に気を取られて椅子に座り損ねて勢い良く尻餅をついてしまった。

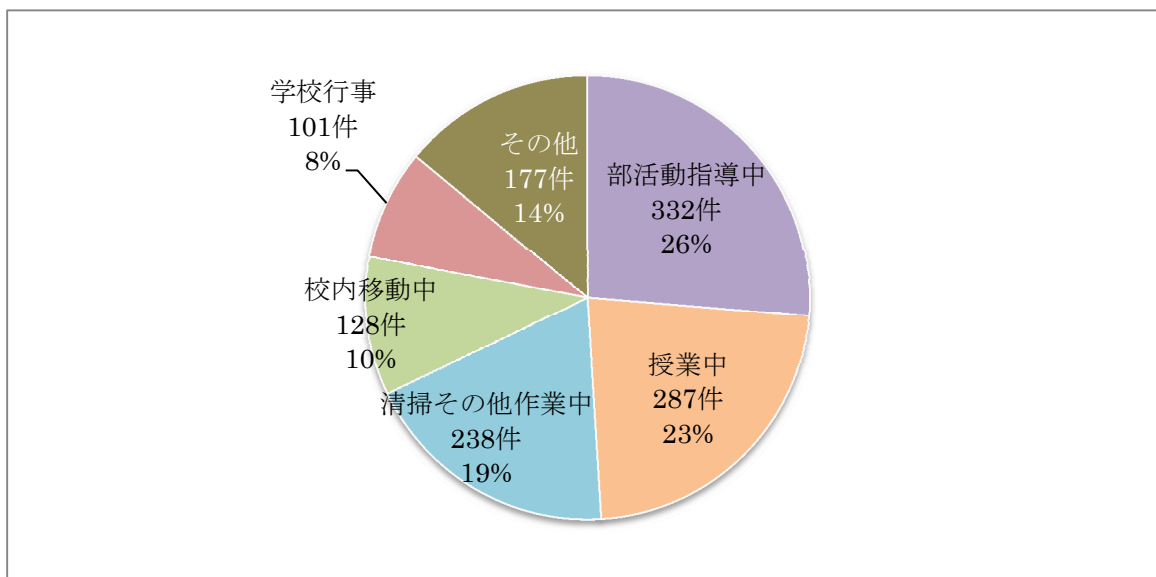
3 中学校の公務災害認定状況

◆中学校の公務災害

平成 20 年度の中学校における教育職員の公務災害認定件数は 1,263 件である。これは、全体の 24%にあたり、校種別にみると小学校に次いで多い件数となっている。

その発生率を見てみると教員 1,000 人当たり 5.4 件、中学校 100 校当たり 12.5 件となる。教員数を基準とした発生率は特別支援学校に次いで高い数値となる。

図 1-11 災害発生時の態様別公務災害認定案件（平成 20 年度：中学校）



中学校の公務災害の特徴は、高等学校同様「部活動指導中」が最も多い案件となっていてるところにある。4 件に 1 件以上はこの態様で起こっている。

また、全ての校種に共通する 4 態様「授業中」「清掃その他作業中」「校内移動中」「学校行事」も少なくなく、全公務災害の約 6 割を占めている。

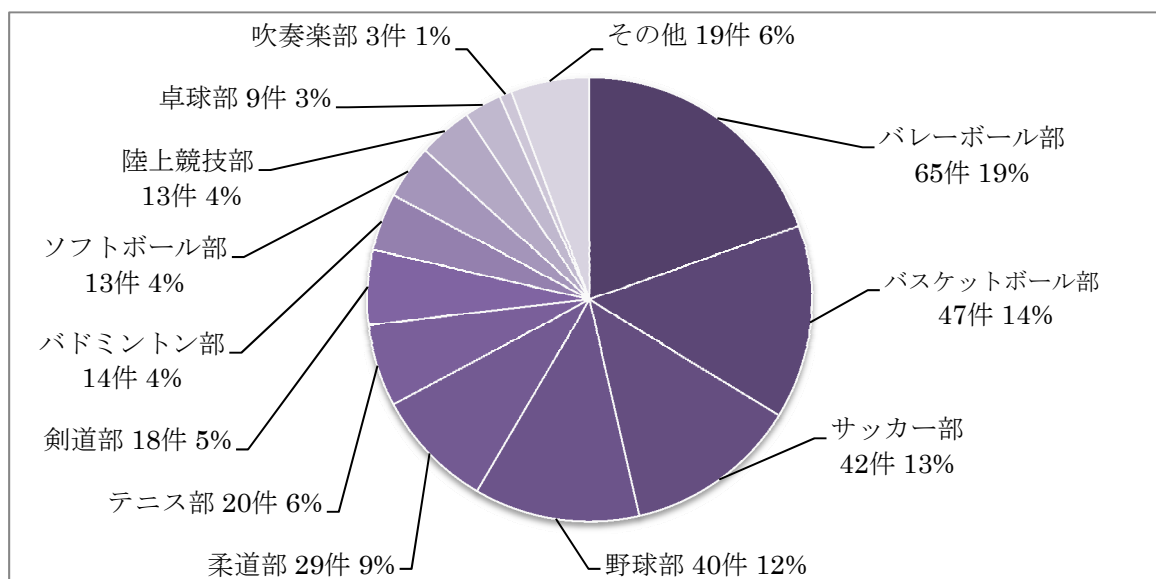
4 態様の中で一番多い態様「部活動指導中」と「授業中」とを合わせると、中学校の公務災害案件のほぼ半分となる。

◆中学校の「部活動指導中」の公務災害

平成 20 年度の中学校における教育職員の公務災害の中で、「部活動指導中」に当たる公務災害は 332 件である。これは、中学校の公務災害の 26%にあたり、全態様の中で最も多い数字となっている。

部活動別にみると、そのほとんどが運動部であることがわかる。一番多い部活動が「バレーボール部」で 65 件(19%)を占める。引き続き「バスケットボール部」47 件(14%)、「サッカー部」42 件(13%)、「野球部」40 件(12%)、「柔道部」29 件(9%)の順となっている。

図 1-12 部活動指導中公務災害の部活動別（平成 20 年度：中学校）



【部活動指導中の公務災害事例】

●運動中	
事例 1	バレーボール部の指導中、ゲーム形式の試合をしていた際、スパイクを打とうと助走したところ、右足に急激な負荷がかかり、負傷した。
事例 2	バレーボール部の指導中、生徒の打ったボールをブロックしようとして、人差し指をボールに強打し、負傷した。
事例 3	バスケットボール部の指導中、ゲーム形式の練習に参加し、相手のパスをカットしようと左足を踏み出した瞬間、踏み切り足である右足のアキレス腱を負傷した。
事例 4	女子バスケットボール部の指導中、オフェンスをしていたが、ディフェンスの生徒が後ろに入り込んだため、バランスを崩した。生徒を巻き込まないように、とっさによけた際、後方に転倒し、右手を強くつき負傷した。
事例 5	サッカー部の指導中、生徒の蹴るシュートをゴールキーパーとして受けた際、右手の指先にボールがあたり、薬指を負傷した。

事例 6	サッカー部の指導中、生徒と一緒に試合形式の練習を行っている際に、右足甲の外側でボールを蹴ったところ右足の膝を捻った。
事例 7	野球部の指導中、ベースランニングの見本を示すため、本塁から一塁へ全力疾走したところ、左足で地面を蹴り上げる際に瞬間的に大きな力が加わり、左足を負傷した。
事例 8	野球部の指導中、生徒の球を捕球する際に、ショートバウンドしたボールが右手薬指先に当たり負傷した。
事例 9	柔道部の指導中、乱取り稽古で、左手で右脚をつかんだ際、相手に脚を踏ん張られて左上腕を負傷した。
事例 10	柔道部の指導中、練習の見本として投げ技を打った際、バランスを崩して左膝に負荷がかかり負傷した。
事例 11	ソフトテニス部の指導中、試合形式で生徒とダブルスをして返球する際に、バランスを崩し、足首を捻ったことにより、右足関節両果骨折で 4 週間の加療を要する負傷をした。
事例 12	男子ソフトテニス部の指導中、部員に対して乱打を行っていた際に、相手生徒の打ったボールを返球するため後退したところ、後ろへ転倒し頭部を地面に打ちつけた。
事例 13	剣道部の指導中、かかり稽古で生徒に打ち込みの手本を示すため左足を強く踏み込んだ際に負傷した。
事例 14	剣道部の指導中、模範指導をしていた際、竹刀の先端が右目にあたり負傷した。
事例 15	バドミントン部の指導中、ゲーム形式で生徒と練習を行い、生徒の打ったシャトルを後方に移動して右足に体重をかけ踏ん張りながら右手に持ったラケットでシャトルを返したところ、右足首の裏側に急激な痛みを感じた。
事例 16	校庭でソフトボール部の指導中、生徒のバッティング練習の投手として活動していたが、生徒が打ち返した打球がワンバウンドして、右手人さし指及び中指に手の甲側から直撃し負傷した。
事例 17	陸上競技部の指導中、部員とともにダッシュの練習をしていたところ、走っている途中で左太ももが痙攣し、筋肉を痛める負傷をした。
●運動中以外	
事例 18	陸上部の指導中、200mトラック上にあったサッカーゴールポストを移動させようとした。野球部の生徒ら 7 名とともに持ち上げようとしたが、重さを支えることができず生徒が次々と手を離していったため、ポストが職員の右足先に落下して負傷した。
事例 19	サッカー部の指導中、ミニゲーム用のビブスを部室に取りに行くためドアを開けたところ、ドアの蝶番がはずれ倒れてきたドアの角で額を打ちつけ、負傷した。
事例 20	部活動の指導中、部員にルール説明するために使用するホワイトボードの柱を持ち移動していたところ、ホワイトボードが倒れ、回転板が回転したため柱とボードの間に右手親指を挟み込んだ。

◆中学校の「授業中」の公務災害

平成20年度の中学校における教育職員の公務災害の中で、「授業中」に当たる公務災害は287件である。これは、中学校の公務災害の23%にあたり、「部活動指導中」と並び公務災害発生の多発する態様の一つとなっている。

災害発生を教科別に見てみると、最も多いのが「保健体育等」で173件(60%)であった。続いて「技術・家庭科」27件(9%)、「理科」10件(4%)、「朝終礼・学級活動」9件(3%)となっている。

図 1-13 授業中公務災害の教科別（平成20年度：中学校）

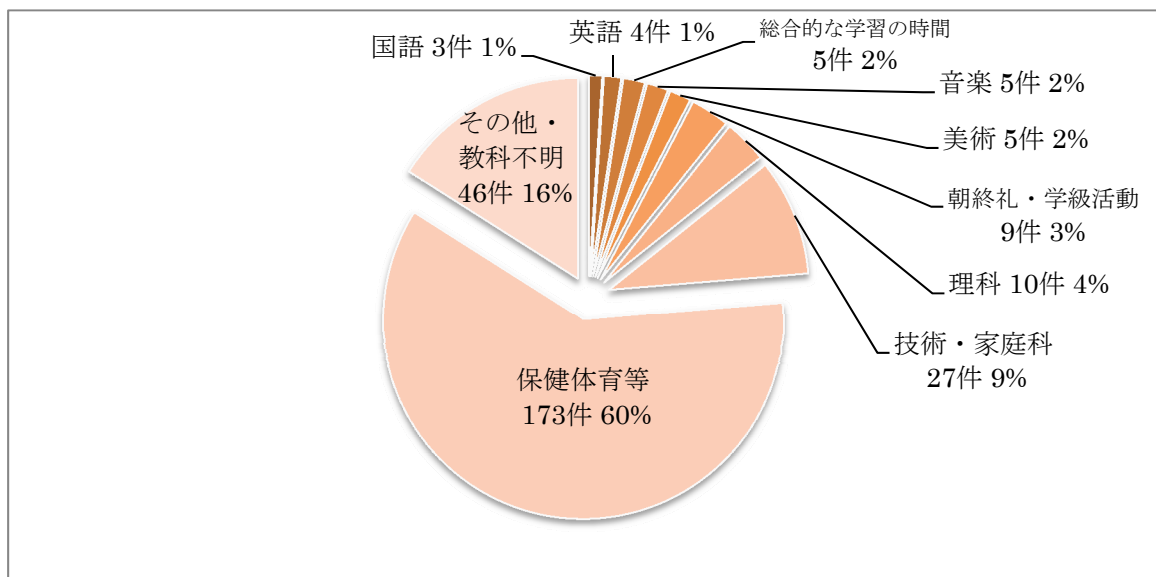
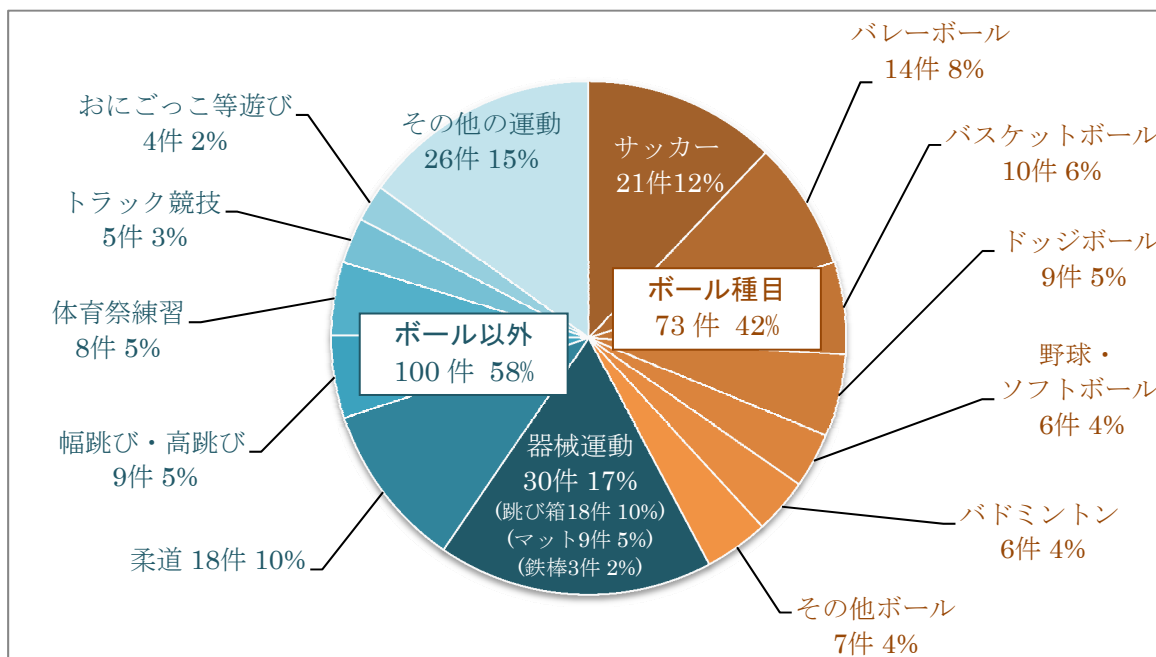


図 1-14 保健体育等授業中公務災害の運動種目別（平成20年度：中学校）



それでは保健体育等授業中に行われる公務災害の多い運動とは何か、種目別に分類したのが図 1-14 である。まず、最も多かったのが「器械運動」30 件で、全体の 17%に当たる。その内訳は、跳び箱 18 件、マット 9 件、鉄棒 3 件であった。

次いで「サッカー（フットサル含む）」21 件(12%)、「柔道」18 件(10%)、「バレーボール」14 件(8%)、「バスケットボール」10 件(6%)、「幅跳び・高跳び」「ドッジボール」各 9 件(5%)の順となっている。以上の 7 種目は、単独で体育授業中の公務災害の 5%以上を占め、この 7 種目だけで全体の 64%を占める。各学校で保健体育等授業中の公務災害対策を進める場合は、こうした種目で現実に災害が発生していることを念頭に置いていただきたい。

なお、公務災害のうち、ボールを使った種目は 73 件と全体の 42%にあたる。

【授業中の公務災害事例】

●ボールを使った競技・運動	
事例 2 1	体育の授業でサッカーの指導中、走り出そうとした瞬間に左足アキレス腱付近に激しい痛みを感じた。
事例 2 2	校庭において、体育の授業でサッカーを指導中、ゴールキーパーとなって生徒のシュートを受けていた際、生徒の蹴ったボールが逸れたために左手を伸ばして受け止めようとして中指の先を強打し、負傷した。
事例 2 3	体育館において、体育の授業でバレーボール指導中、パスの練習で生徒がボールを蹴って返してきたため、ボールが左手のひらに強く当たり、負傷した。
事例 2 4	体育の授業でバスケットボールのディフェンスを指導中、リバウンドを取って着地する際、左足首を強く捻って負傷した。
事例 2 5	体育の授業でドッジボールを行った際、審判として笛を口にくわえてゲームに参加し、顔面にボールが当たり負傷した。
事例 2 6	体育の授業中、生徒が打ったファウルボールが左目下に直撃した。
事例 2 7	体育の授業でパドミントンを指導中に、後ろに下がりながらシャトルを打とうとして左足ふくらはぎを負傷した。
●ボールを使わない競技・運動	
事例 2 8	体育の授業で跳び箱を指導中、ロイター板の踏み切り方の模範演示としてロイター板上ではねた際に左アキレス腱皮下断裂を被災した。
事例 2 9	体育の授業で、生徒 2 名を馬の土台とし、馬跳びのやり方を演示した。生徒の背中に手を着いた際、左手中指を捻り、骨折した。
事例 3 0	体育の授業中（柔道）、模範的な乱取り練習を示す際、相手の身体が右膝上に乗ってしまい、右膝を負傷した。
事例 3 1	体育の授業中、体育館においてマット運動の指導として後方宙返りの補助を行っていた際に、生徒の左手の甲第 1 関節部分が左眼に当たった。

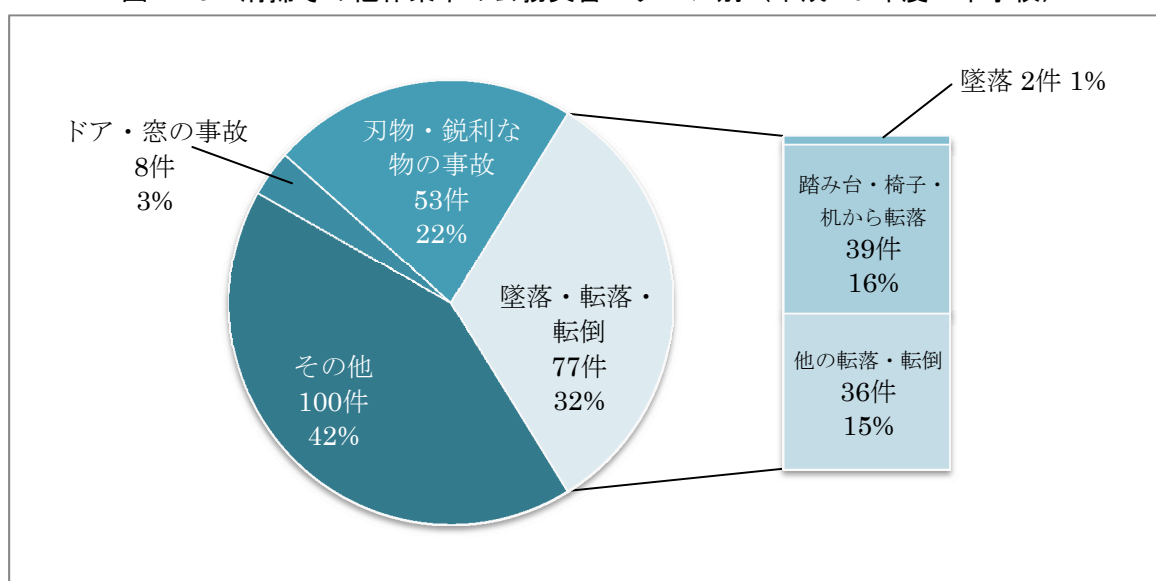
事例 3 2	体育の授業中に、中学 3 年の走り幅跳びを指導していた。見本を示すため走り幅跳びを試技したところ、着地時に足が滑り尻もちをついた。その際、臀部がついたところが、砂が固くなっており負傷した。
事例 3 3	体育の授業で生徒に走り高跳びの背面跳びの手本を見せるために、背面跳びを試みさせたところ、着地の際、バランスを崩して、自分の左膝を鼻にぶつけてしまい骨折した。
事例 3 4	体育祭の種目である大玉運びの練習で先導役をしていたところ、大玉が正面から当たったため後方に転倒し、頭部外傷を負った。
事例 3 5	体育の授業中、ハードル走の模範をした際、ハードルに左足をぶつけて転倒し負傷した。
●体育以外の教科	
事例 3 6	技術科の授業中、生徒からドリルを固定するねじがゆるいという申し出を受け、右手でねじをきつく締めようと、かなり強く力を込めた際、右手親指の付け根の関節が反対に曲がり、負傷した。
事例 3 7	技術科の授業で板を裁断中、親指が回転刃に触れてしまった。
事例 3 8	授業で「大学イモ」の調理実習の指導中、生徒に味見を頼まれ、鍋の中のタレを混ぜていた菜箸を取ろうとした際、取り損ねて高温のタレが飛び、右手の人差し指と中指に付着した。思わず払いのけた左手の親指と人差し指にもタレが付着してしまった。
事例 3 9	理科の授業中、実験で真空ポンプのスイッチを入れたところ、排気口から非常に強い圧力の空気が突然噴き出して右目に当たり、負傷した。
事例 4 0	帰りのホームルーム活動のため、教室の後方の扉から入室しようとしたところ、それに気づかなかった生徒が開いていた扉を強く閉めたため、右まゆ部に扉の側面が当たり負傷した。

◆中学校の「清掃その他作業中」の公務災害

平成 20 年度の中学校における教育職員の公務災害の中で「清掃その他作業中」に当たる公務災害は 238 件である。これは、中学校の公務災害の 19%にあたる。

災害発生パターン別に見てみると、「墜落・転落・転倒」事故が一番多く、77 件(32%)であった。その中で「踏み台・椅子・机からの転落」は半数以上を占めた。次いで「刃物・鋭利な物の事故」53 件(22%)、「ドア・窓の事故」8 件(3%)となった。「その他」は 100 件(42%)で、パイプ椅子に指を挟んだ、立て掛けたものが倒れぶつかった、壁からパネルが落ち当たったなど、多様な事故パターンが見られた。

図 1-15 清掃その他作業中の公務災害パターン別（平成 20 年度：中学校）



【清掃その他作業中の公務災害事例】

●墜落・転落・転倒	
事例 4 1	校舎内ワックスがけ実施計画に従ってワックスがけを行っていた。ワックス剥離剤をまき、ポリッシャーで床磨きをしたあと剥離剤の除去作業を行っていたところ、滑りやすい床で足を滑らせ転倒し、後頭部を強打して負傷した。
事例 4 2	教室において生徒用棚の上で掲示物を貼り終え、棚から降りようと下の段に足をかけようとしたがバランスを崩し落下し、床に臀部を強打し負傷した。
事例 4 3	クラスのカーテンの取り付けを行うため、生徒用机の上に椅子を置き作業を行っていた。作業を終え降りようとした時、土台にしていた机が壊れており、バランスを崩し転倒した際に前歯付近を強打し負傷した。
事例 4 4	プール清掃のため、デッキブラシで底面を磨く作業中、場所を移動しようとした際に転倒し後頭部をプールの底面に打ちつけた。

事例 4 5	通路の屋根の上のボールを回収するために 3 メートルの脚立を使用中、ボールを回収して降りようとした際に脚立が揺れ、転倒の危険を察知したため 2 メートルくらいの高さより自ら地面へ飛び降りたところ、右足を捻り負傷した。
●刃物・鋭利な物の事故	
事例 4 6	職員会議用のプリントを綴じるため電動ホチキスを使用中、ホチキスが不調になったため作業を中断し、本体を右手で鷲掴みにして持ち上げた際、右手親指が誤って電動ホチキスの中に入り、針が刺さって負傷した。
事例 4 7	職員室において、体育祭で使用するポンポンを作成していたところ、カッターで左手親指を切創し、負傷した。
事例 4 8	窓ガラスのひび割れにテープを貼って補強していた際、破片で指を切創し負傷した。
事例 4 9	体育祭に向け、環境整備のため草刈りを行っていた際、鎌で左手小指を切創し負傷した。
事例 5 0	事務用に使用する用紙を裁断機で切断している際、紙くずが裁断機にはさまってしまったため取り除こうとして右手を裁断機に入れたが、紙くずがうまく取れず、手をあげたときに右手薬指の爪を裁断機の刃にあててしまい負傷した。
●ドア・窓の事故	
事例 5 1	校舎 2 階職員用男子トイレの開いていた窓を閉めようとして、不慣れで紐を引いても閉まらないため、窓の棧に登ったところ、足を滑らせ体勢を崩し、窓の縁に掛けていた右手の指を閉まってきた窓に挟まれ、負傷した。
事例 5 2	倉庫から授業で使用する肥料を取り出そうとした際、簡単に取り出せると思い、右手を扉の回転元においていたが、扉が勢いよく閉まってきて、右手人差し指を挟み負傷した。
●その他	
事例 5 3	学校職員室において、机等の移動作業中、シュレッダー機械を移動した時、機械が倒れそうになり、右足の脛に機械の角が当たり、右足を負傷した。
事例 5 4	校内美化活動中、側溝のコンクリート製の蓋をはめ込もうとしていたときに、手が滑って蓋を自分の右足親指の上に落としてしまい負傷した。
事例 5 5	学校祭で使ったスポットライトを体育館ギャラリーから下ろしていた時、スポットライトの支柱の止め金が顔面に落下し、顔面を負傷した。

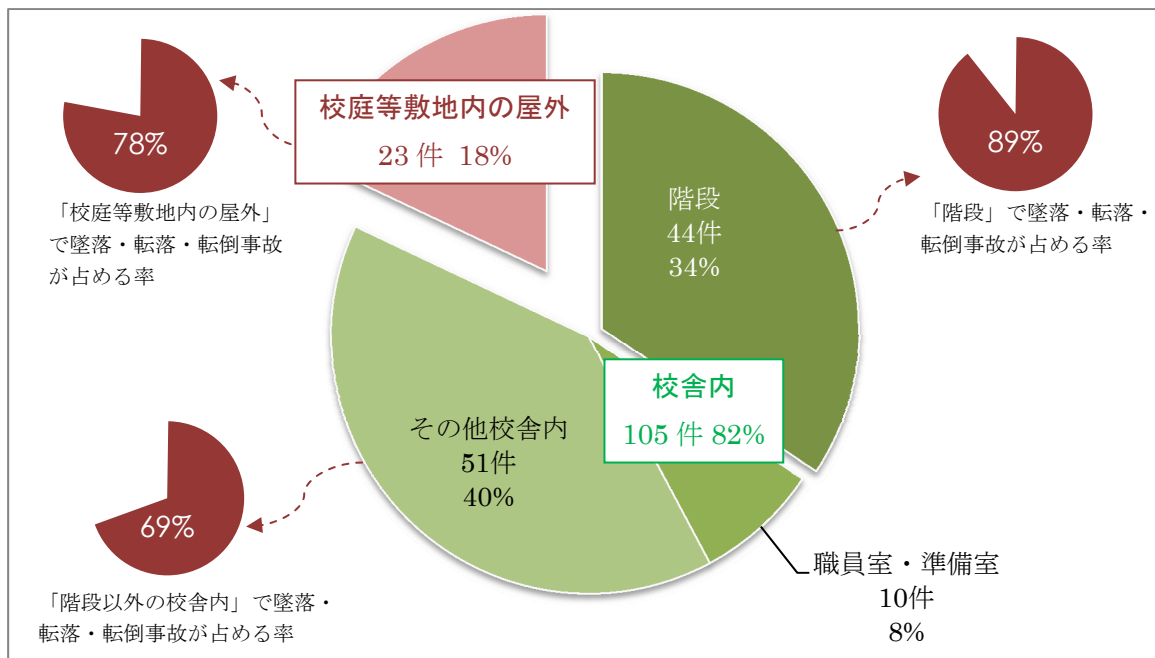
◆中学校の「校内移動中」の公務災害

平成 20 年度の中学校における教育職員の公務災害の中で、「校内移動中」に当たる公務災害は 128 件である。これは、中学校の公務災害の 10%にあたる。

校内のどの場所での移動中に災害に遭うか、分析してみると、最も多いのが「階段」で、44 件(34%)であった。続いて「校庭等敷地内の屋外」23 件(18%)、「職員室・準備室」10 件(8%)の順となっている。その他、体育館や廊下、用具室など、様々な所で災害が起こっている。

また、災害発生パターンでは「墜落・転落・転倒」が 99 件、全体の 77%を占めた。こと「階段」における「墜落・転落・転倒」事故の占める率は 89%にもおよんだ。

図 1-16 校内移動中公務災害の発生場所別（平成 20 年度：中学校）



【校内移動中の公務災害事例】

●階段	
事例 5 6	大掃除の点検を終え、3 階から 2 階職員室へ戻ろうと階段を下りていた際、手に書類等を持っていたため足元が見えにくく、踊り場手前の 1 段を踏み外し、左足を捻った状態で踊り場につき負傷した。
事例 5 7	生徒の校外事業で使用する台車を自家用車に積むために台車を持って階段を降りている途中、バランスを崩して 1 階の床まで落下し、床に着いた際に左手首を強打したことで負傷した。

事例 5 8	1 階職員室より 4 階の教室へ向かう。急いでいたため段を見誤り、1 階中央階段途中で足を踏み外した。両手で荷物（出席簿、ノート、配布用プリント）を抱えていたため手をつくことができず、左膝下を階段で強打し負傷した。
事例 5 9	校舎内を移動中に階段で生徒と接触しそうになったため、それを避けようとしたときに、バランスを崩し転倒し、負傷した。
事例 6 0	職員室へ戻るため階段を降りていたところ、ものすごい勢いで駆け上がって来た 3 名の男子生徒を避けきれず、生徒の 1 人とぶつかった拍子に尻もちをついて背中を打ち、負傷した。
事例 6 1	2 階のコンピュータ準備室で準備をしていて、チャイムが鳴ってあわてて 1 時間目の授業のある 3 階の 2 年生の教室に小走りで向かったところ、中央階段で自分では足をいつものようにあげたつもりが、思っていたよりは膝が上がっていなかったようで、階段の 1 段目でつまずいた際、左足親指を階段の角に強打し、負傷した。
事例 6 2	教室移動のために机と椅子を持って校舎の 3 階から 2 階へと階段を下りている生徒の中の 1 人が階段の途中で立ち往生していたため、下側から手を貸して机を持ち上げようとしたところ、机の上に載せてあった椅子がずれて顔面に当り、前歯が欠けた。
事例 6 3	卒業式の担当業務である保護者受付のある体育館へ向かうため、アリーナへの階段を降りている時、踊り場付近でめまいを感じて階段を踏み外し、そのまま 5～6 段落ちて負傷した。
●校庭等敷地内の屋外	
事例 6 4	吹奏楽部活動指導後、帰宅のため駐車場に向かう途中、凍結した路面で足を滑らせ転倒した際、右足を負傷した。
事例 6 5	運動会の後片付けをするため西門へ向かったところ、観客席と競技場とのしきりとして立てていた鉄くいにつまずき転倒したため、負傷した。
事例 6 6	部活動の指導終了後、職員室に戻ろうとしていた際、校舎脇で道が暗かったため右足を側溝に落として転倒し、顔面を強打して負傷した。
事例 6 7	勤務終了後、帰宅するため学校敷地内の駐車場で、砂利に右足をとられてすべり、転んだ拍子に左膝を強打し、負傷した。
事例 6 8	生徒が学級担任の指示に従わず帰ろうとしたのでひきとめようとしたが、説得に応じず、すきを見てそのまま走り出し昇降口から校外へ出てしまったので、後を全速力で追いかけたが、昇降口を出たところにある段差に足を取られてコンクリートの地面に転倒した。
事例 6 9	同僚の職員とともにテスト前の下校指導中、自転車小屋付近に生徒が残っていたため校門から自転車小屋に向かった時、側溝に架かるグレーチングの上を歩いた。その際、右足でグレーチングの右端をすくい上げてしまい、グレーチングが外れ左足の拇指がつま先立ちの状態側溝の底に落下したため負傷した。

●階段以外の校舎内	
事例 7 0	昼休み終了後、テストプリントを持って清掃に向かう途中、渡り廊下の段差につまずいて転倒し負傷した。
事例 7 1	卒業アルバム用の写真撮影のため、職員室から 1 階多目的フロアに移動しようとしたところ、職員室内にあるロッカーの取っ手にサンダルと足を引っ掛け、転倒した。その際、顔面をロッカーに強打し、負傷した。
事例 7 2	部活動外部コーチが来訪したが炊事遠足の準備で手が離せないため、先に行ってもらった後、急いで指導に行くため、手を使わずに靴を履いて二階の職員室の東側出入口から外に出ようとした際、靴から足を踏み外して捻り、左足指を負傷した。
事例 7 3	校舎内外の巡視中、1 階倉庫（ポンプ室）内の点検のためドアを開けた際、勢いよく開いたドアを押さえきれずに、ドアと壁の間に手を挟み、負傷した。
事例 7 4	職員室内で、事務室の鍵をとり、事務室に移動しようとしているときにストーブのオイル輸送ゴム管につまづき前のめりで転んだときに、頭を緊急放送設備にぶつけ負傷した。
事例 7 5	廊下を走る生徒を、走ることを止めさせるために追いかけたところ、前方を走っていた生徒が突然転倒したため、避けようとしたところバランスを崩して転倒し、右肩を床に強く打ち付けて負傷した。
事例 7 6	勤務終了後、退勤するため駐車場に向かって校内渡り廊下を歩いていたところ、足下が暗かったため転倒し、転倒した際に顔面を壁に打ち付けて負傷した。
事例 7 7	担任しているクラスの給食指導に行く途中、2 年 1 組の前の廊下を歩いていたところ、教室の後ろのドアから飛び出してきた男子生徒とぶつかり、廊下に仰向けに転倒し負傷した。

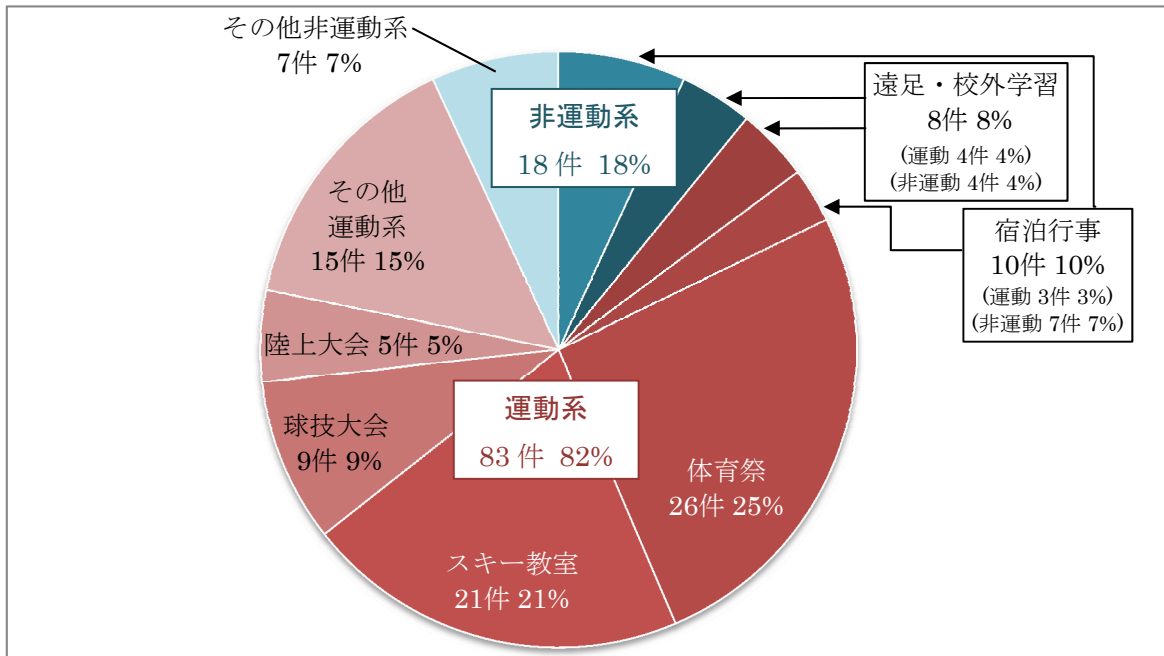
◆中学校の「学校行事」の公務災害

平成 20 年度の中学校における教育職員の公務災害の中で、「学校行事」に当たる公務災害は 101 件である。これは、中学校の公務災害の 8%にあたる。

この 101 件のうち、「運動系行事」は 83 件、「非運動系行事」が 18 件と、案件の 5 件に 4 件以上が、「運動系行事」によることがわかった。

行事別で最も多いのは「体育祭」の 26 件で全体の 25%にあたる。続いて「スキー教室」21 件（21%）、「宿泊行事」10 件（10%）、「球技大会」9 件（9%）、「遠足・校外学習」8 件（8%）、「陸上大会」5 件（5%）の順となった。この上位 6 行事だけで、学校行事の 78%におよんでいる。

図 1-17 学校行事公務災害の行事別（平成 20 年度：中学校）



【学校行事の公務災害事例】

●運動系行事	
事例 78	体育祭の生徒会種目の部活動対抗障害物リレーのバスケットボールリレー走に出場し、ボールが弾まないため（弾まないよう空気を抜いてあった。）ドリブルしようとして前かがみになった時に、顔面から地面に転倒して、顔面を打撲し、眼窩を負傷した。
事例 79	体育祭で騎馬戦の競技中、生徒の落馬防止のため補助に入っていた。白軍の騎手が落馬したため、受け止めた瞬間、赤軍の生徒が自分の頭上に落下し、頸部強打による外傷性頸部症候群を負った。
事例 80	スキー教室中、生徒とリフトに乗り降りしようとした時、生徒が体勢を崩したため支えたが、生徒にスキー板を踏まれバランスを崩して転倒した際、臀部を強打して負傷した。

事例 8 1	スキー教室の指導中、リフト乗車の時に体勢を崩し、体勢を立て直そうと体を起こした際、リフトのフードが頭にあたり転倒し、体を支えようと右手をついて転倒したため、右手を負傷した。
事例 8 2	球技大会で生徒とともにサッカーにゴールキーパーとして参加中、生徒が蹴ったシュートを至近距離から受け、負傷した。
事例 8 3	学校行事である新体力テストの計測係として 50 メートル走のタイムを計測していた。生徒が 2 名ずつ走るところ、最終組が 1 名になったため職員が伴走することにした。20~30 メートルほど走ったところで、左足からプツンという音がして激痛が走り、そのまま動けなくなり、左足を負傷した。
事例 8 4	1 学年炊事遠足で学年レクの「鬼ごっこ」（教師が鬼で生徒が逃げる）を実施中、生徒 3 名を追いかけて、石造りの側溝を渡ろうとして、足を滑らせ、前のめりに向こう側の芝生に転がり込むような形で倒れた際、右足首を負傷した。
●非運動系行事	
事例 8 5	林間学校で生徒の花火に点火したところ、右手親指に花火の火炎があたり、火傷した。
事例 8 6	修学旅行の引率でバスから駐車場に降りて生徒を誘導中、誤って車止めにつまずいた際、足を捻り骨折した。
事例 8 7	修学旅行の引率中、観劇の休憩時間に着席指導をしていたところ、通路の階段につまずいて転倒し、負傷した。
事例 8 8	中学 3 年生を対象とした校外学習の引率中、見学地を移動している途中に道路横の歩道ですずめ蜂から左足大腿部を刺され、負傷した。
事例 8 9	生徒を引率しての校外学習中、生徒の活動をカメラ撮影していた際、地面のくぼんでいる部分に左足をとられ転倒した。転倒場所が傾斜地であったため、左腕を地面についた状態で約 3m 滑り落ちた際に左腕を負傷した。
事例 9 0	文化発表会での舞台記録のため、体育館 2 階の北側通路を移動中、本番中で暗転の上、暗幕で隠れて見えなくなっていた壁際に飛び出して設置されていた電気関係のボックスに左足の太股を強打した。

◆中学校の「その他」の公務災害事例

ここでは、参考までに、平成 20 年度の中学校における教育職員の公務災害態様の中で頻出の「部活動指導中」「授業中」「清掃その他作業中」「校内移動中」「学校行事」に当たらない事例について紹介する。

【その他の公務災害事例】

事例 9 1	理科準備室において、翌日の授業の準備中、三角フラスコに水を入れ、水が漏れないようにゴム栓をし、少し強くゴム栓を押ししたところ、フラスコが割れて、その中に右手がすっぽり入った際、右手の親指・人差し指・中指の甲側を負傷した。
事例 9 2	授業の準備のために資料を裁断している最中、裁断機の刃に右手薬指がひっかかり、爪がはがれる負傷をした。
事例 9 3	教材・教具で使用する模型を丸のこ盤で作成していたところ、回転している丸のこの歯に部品が大きく弾かれた。その際、部品が右指に直撃し、負傷した。
事例 9 4	体育実技指導者講習会でのサッカーの実技中、シュートをした際、軸足に過度の負担がかかったことにより、左膝の関節を負傷した。
事例 9 5	学校体育実技武道（柔道）認定講習会で、他の受講生と乱取り稽古をしていた際、相手に右足をかけられたのでそれを押しのけようとしたときに、反対に押し返されたので右足で踏ん張ったところ、右大腿筋挫傷を負った。
事例 9 6	下校指導中、生徒に近づこうとした際、地面の段差に足をとられ転倒し、全身を負傷した。
事例 9 7	生徒指導中、逆上した生徒が教員の胸ぐらを掴み、柔道の内股投げの様にして投げた。その際、左肩を強打し、負傷した。
事例 9 8	服装を注意した女子生徒が暴言を言って教室へ駆け込んだため、呼び止めるために手を伸ばしたところ、当該女子生徒が教室のドアを勢よく閉めたため、ドアのへりにかけていた右手の薬指と中指を挟み、負傷した。
事例 9 9	生徒指導上の家庭訪問で出張中、訪問先の飼い犬に左肘を咬みつかれ負傷した。
事例 1 0 0	生徒指導に従わず校外に逃走した生徒を捕まえて注意していたところ、興奮した生徒から暴行を受けた。

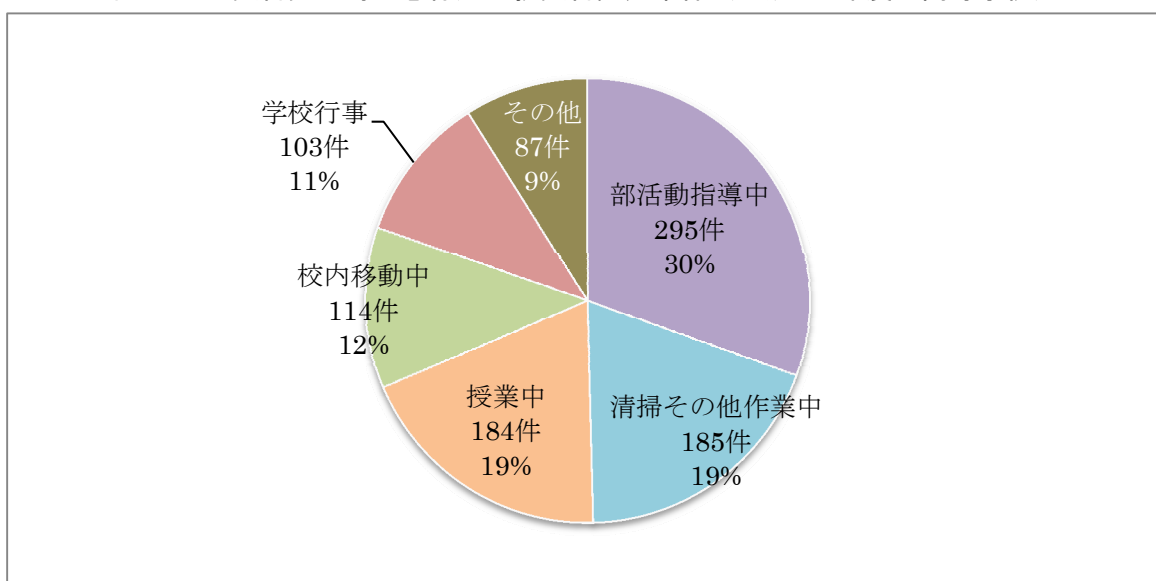
4 高等学校の公務災害認定状況

◆高等学校の公務災害

平成 20 年度の高等学校における教育職員の公務災害認定件数は 968 件である。これは、全体の 19%にあたる。

その発生率を見てみると教員 1,000 人当たり 4.8 件、高等学校 100 校当たり 24.8 件となる。教員数を基準とした発生率は、4 校種（幼稚園を除く）で最も低い、学校数を基準とした発生率では特別支援学校に次いで高い数値となる。

図 1-18 災害発生時の態様別公務災害認定案件（平成 20 年度：高等学校）



高等学校の公務災害の最大の特徴は、「部活動指導中」が最も多い案件となっているところにあり、3割の公務災害がこの態様で起こっている。

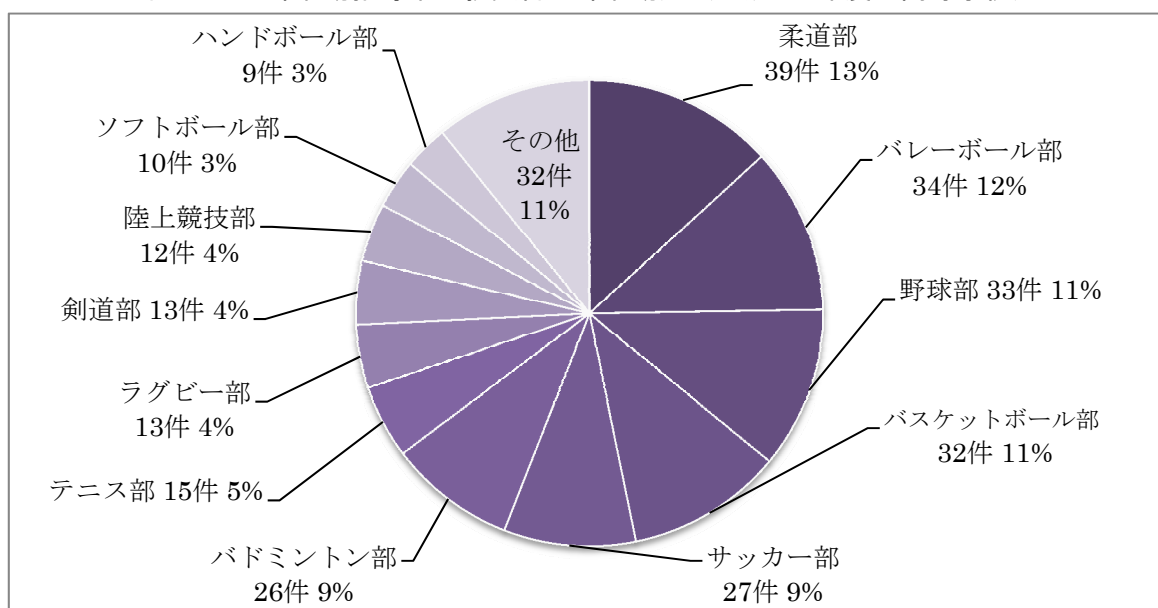
また、全ての校種に共通する 4 態様「清掃その他作業中」「授業中」「校内移動中」「学校行事」も少なくなく、全公務災害の約 6 割を占めている。

◆高等学校の「部活動指導中」の公務災害

平成20年度の高等学校における教育職員の公務災害の中で、「部活動指導中」に当たる公務災害は295件である。これは、高等学校の公務災害の30%にあたり、全態様の中で最も多い数字となっている。

部活動別にみると、そのほとんどが運動部であることがわかる。一番多い部活動が「柔道部」で39件(13%)を占める。続いて「バレーボール部」34件(12%)、「野球部」33件(11%)、「バスケットボール部」32件(11%)、「サッカー部」27件(9%)、「バドミントン部」26件(9%)の順となっている。

図 1-19 部活動指導中公務災害の部活動別（平成20年度：高等学校）



【部活動指導中の公務災害事例】

●運動中	
事例1	柔道部の指導中、背負い投げの模範を示していたところ、右足を踏み込んだ際に、右アキレス腱断裂で約3ヶ月の加療を要する負傷をした。
事例2	柔道部の指導中、生徒と稽古をしていて生徒の技を防ごうと背中を手で押さえたところ、右手小指が柔道着に引っかかり、逆方向に引っ張られ、曲がって骨折した。
事例3	運動場でバレーボール部の指導中、トレーニングの手本を示すため、ジャンプして着地した後にダッシュしたところ、「左下腿肉ばなれ」の負傷をした。
事例4	引率していたバレーボール部の試合で、試合前のスパイク練習中、ボールを拾おうとかがんだときにスパイクされた別のボールが右耳に当たり、右外傷性鼓膜穿孔を負った。
事例5	軟式野球部の指導中、バッティングピッチャーをしていたところ生徒の打球が顔面にあたり負傷した。

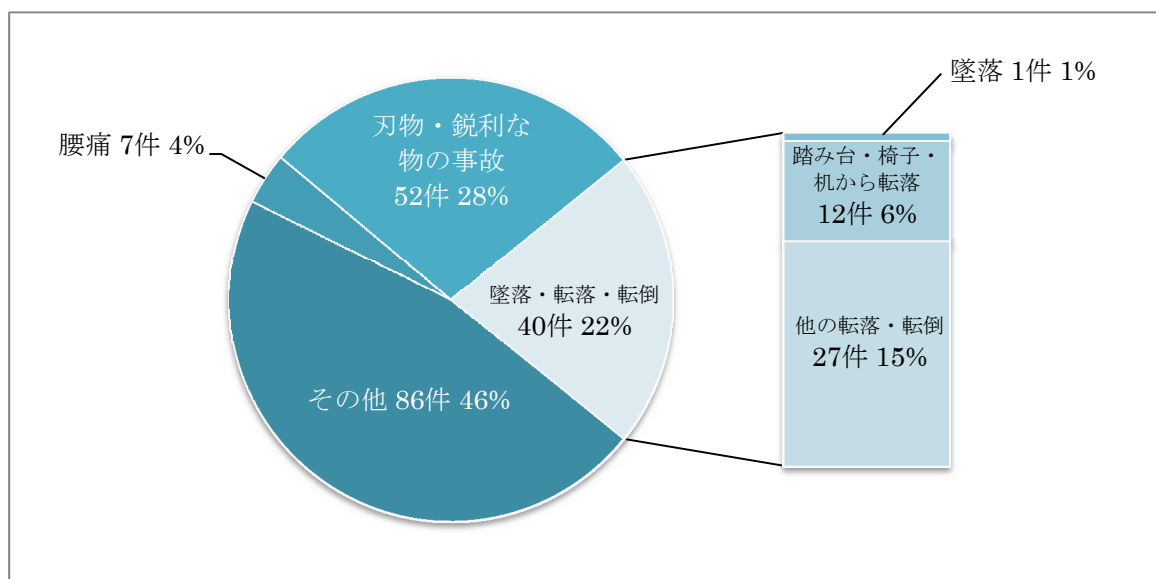
事例 6	野球部の指導中、右方向に飛んできた鋭い打球を捕球しようと素早く右足を踏み出した瞬間、右ふくらはぎに激痛が走ったことにより負傷した。
事例 7	バスケットボール部の指導中、ゲームに参加し、ジャンプシュートをして着地する際に、バランスを崩して右足首を捻り、負傷した。
事例 8	バスケットボール部の指導中、生徒と 1 対 1 の練習でオフェンス役をしていたところ、左手のドリブルを右手に変えるフロントチェンジを行うために右手でボールを受けた際、右手小指を負傷した。
事例 9	サッカー部の指導中、ボールが転がってきたので蹴ろうとして体を動かしたところ、右足のアキレス腱の部分に急な激痛を感じ、動くことが出来なくなった。
事例 10	サッカー部の指導中、試合形式の練習に加わっていたところ、飛んできたボールを頭で弾こうと飛び上がった際に、相手競技者と空中で接触し、バランスを崩し左手を地面につき「左橈骨遠位端骨折」の負傷をした。
事例 11	バドミントン部の指導中、生徒とともにダブルスのゲーム形式の練習をしていて、右前方に落ちてきたシャトルを拾うために右足を踏み出したとき負傷した。
事例 12	硬式テニス部の指導中、連続してボール出しをしていた時、生徒の返球したボールが右眼に当たり負傷した。
事例 13	ラグビー部の指導中、生徒とともに練習に参加していたところ、生徒からタックルを受け、地面に倒され、左腕を地面に強打した。
事例 14	剣道部の指導中、生徒と稽古をしているときに、左足に力を入れ前に踏み出した瞬間に、左足ふくらはぎの筋肉を損傷した。
事例 15	校庭において陸上部の指導中、ハードルの指導で自らも生徒と一緒にハードルを飛んでいたところ、左足がハードルに引っかかりバランスを崩したまま着地した際、左足首を強く捻り、負傷した。
事例 16	校庭においてソフトボール部の指導中、生徒の打ち上げたファールフライを捕球しようとしたところ、取り損ねてボールを左眼に当ててしまい、負傷した。
事例 17	ハンドボール部の指導中、試合形式で練習をしているときに、ジャンプシュートを打ち、地面に着地した際、左膝を捻り負傷した。
●運動中以外	
事例 18	吹奏楽部の春合宿において、就寝及び消灯の巡回指導中に合宿棟 2 階廊下の段差で転倒し、右足を負傷した。
事例 19	学校野球場で野球部の練習試合中、一塁側ダッグアウトに蜂が現れ、気付かないうちに右足首あたりを刺された。
事例 20	科学部の指導中、電気自動車の製作を生徒と一緒にしていたところ、電動工具を使って、材料の切断方法を教えるため、手本を見せた際、材料の切断中、バチンと音がして材料が外れ、左手の指に当たり、負傷した。

◆高等学校の「清掃その他作業中」の公務災害

平成 20 年度の高等学校における教育職員の公務災害の中で「清掃その他作業中」に当たる公務災害は 185 件である。これは、高等学校の公務災害の 19%にあたる。

災害発生パターン別に見てみると「刃物・鋭利な物の事故」が最も多く 52 件(28%)であった。次いで「墜落・転落・転倒」事故が 40 件(22%)、「腰痛」7 件(4%)の順となった。「その他」は 86 件(46%)で、ピアノの車輪に轢かれた、机を解体中に指を挟んだ、掃除用の溶剤が目に入ったなど、多様な事故パターンが見られた。

図 1-20 清掃その他作業中の公務災害パターン別（平成 20 年度：高等学校）



【清掃その他作業中の公務災害事例】

●刃物・鋭利な物の事故	
事例 2 1	入学式準備のため、本校生徒玄関でショーケースの清掃中、その中に収納されている物品を取り出すため、引き違いのガラス戸を外した際、バランスを崩し、ガラス戸がショーケースにあたり割れ、その破片で右手の甲を負傷した。
事例 2 2	生徒会が卒業式の立体看板を製作するにあたり、事前に電動のこぎりを使って机の天板を切断加工をしていたところ、電動ノコギリの刃に木片が残っていたので取ろうとしたときに、作業手袋が電動のこぎりに巻き込まれ、右長・短母指伸筋腱・母指外転筋腱断裂及び右母指中手骨開放骨折を負った。
事例 2 3	他校との統合に伴ない新校舎が建設されることから、仮設校舎への引越しのための梱包作業を行っていたところ掃除用具を束ねた紙紐をカッターで切る際に手が滑り、左手人差し指の先端部を切った。
事例 2 4	紙の裁断をするため、裁断機に紙をセットし、紙をそろえようとしたときに、手が刃の下に入ってしまう右手薬指の爪に刃が引っかかり、爪のところを負傷した。

事例 25	パソコン修理のためカバーを外していたところ、誤ってパソコンの金具で手を切ってしまった。
●墜落・転落・転倒	
事例 26	視聴覚室において、定時制卒業式の会場設営でパイプ椅子に上がり、紅白幕を部屋の周囲に取り付けていたところ、椅子の上で身を伸ばした際にバランスを失い転落し、顔面を床に強打し負傷した。
事例 27	ワックスがけをしている廊下において、ワックスで足を滑らせ仰向けに転倒した際、腰をかばうために床に強く両手をついたが、後ろのドアに後頭部を強く打ち付け、負傷した。
事例 28	清掃時間中、ゴミ捨てに行く生徒を指導するために生徒の方へ移動したところ、段差のある縁石につまずいて転倒し、顔面と左足を敷石で強打して負傷した。
事例 29	入学式の準備を行っていた。掲げた国旗のバランスを見るため、後ろ向きにバックしていたところ、段差で足を踏み外して左足かかとで着地し、転倒して負傷した。
事例 30	教室において、新学期のために準備をしていたところ、カーテンの交換作業でロッカーに上り、生徒の机に乗り移ろうとしたところで足を滑らせ転落し、机の角や床に額や右大腿部を強打し負傷した。
●腰痛	
事例 31	新入生歓迎の準備のため、生徒らが体育館へ機材等を運搬するのを監督していたところ、キャスター付のスピーカー（100 kg程度）を生徒が運んできたものの、30 cmほどの段差を上げられないため、中腰前傾の姿勢で前方を持ち上げて手伝ったところ、腰痛を発症した。
事例 32	高校駐輪場において自転車通学生の駐輪指導中、駐輪用サイクルラックに入っていない自転車（平均 15kg）を 15 台ほど、狭いところで自転車の前輪を 23cm ほど持ち上げ、繰り返し移動したため、腰に負担がかかり負傷した。
●その他	
事例 33	卒業式終了後の後片付けで体育館でピアノを移動中に、移動させたピアノの車輪に指を轢かれて負傷した。
事例 34	体育祭の準備で鉄製の杭を鉄製のハンマーで打ちつける作業をしていたところ、杭を打ったハンマー頭部が滑って、杭の頭とハンマーの柄の間に右手人差し指を挟んだかたかで打ちつけ、右示指中節骨骨折を負った。
事例 35	ワックスがけで剥離剤を巻いた際に、その溶剤が目に入り、目を負傷した。

◆高等学校の「授業中」の公務災害

平成20年度の高等学校における教育職員の公務災害の中で、「授業中」に当たる公務災害は184件である。これは、高等学校の公務災害の19%にあたる。

災害発生を教科別に見てみると、最も多いのが「保健体育等」で131件(71%)となった。続いて「職業科専門科目」25件(14%)、「理科」5件(3%)となっている。

図 1-21 授業中公務災害の教科別（平成20年度：高等学校）

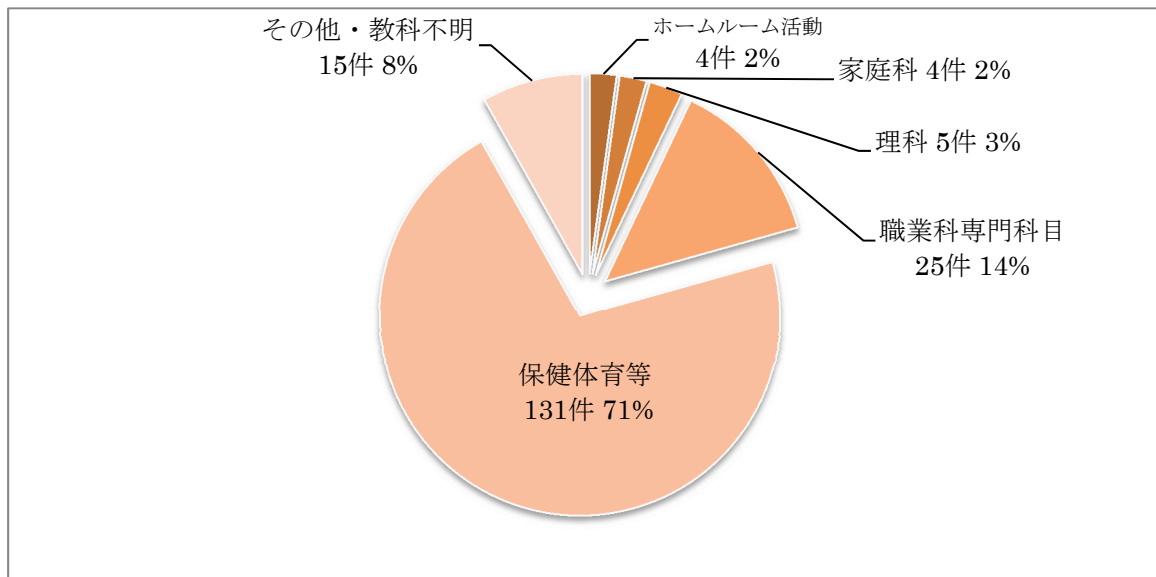
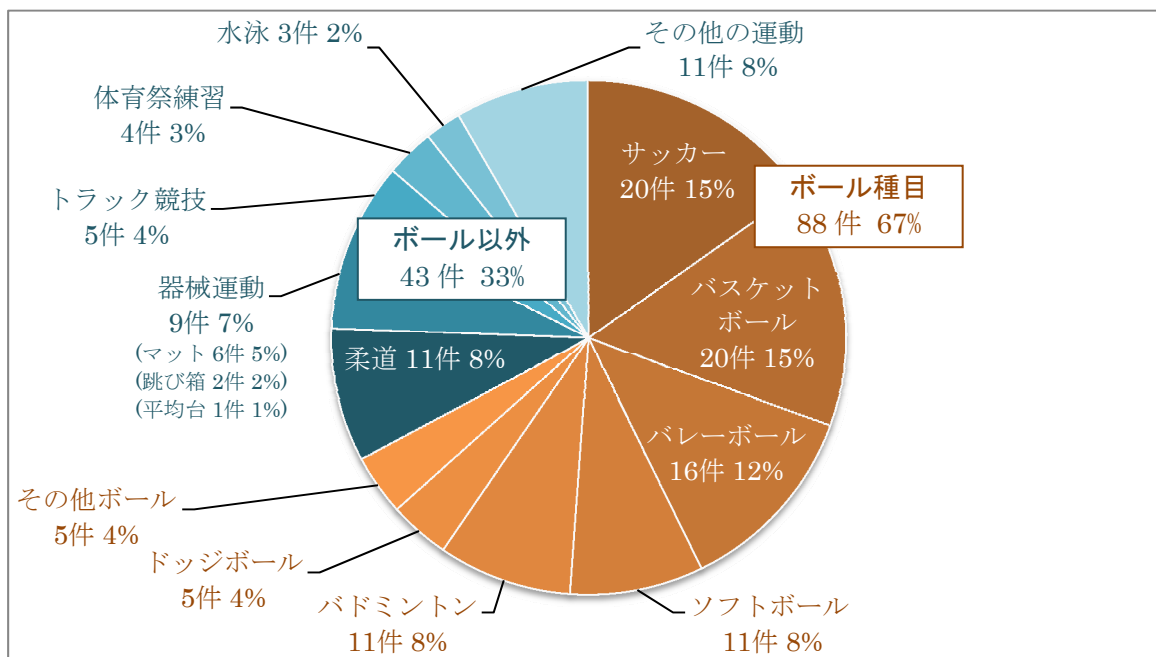


図 1-22 保健体育等授業中公務災害の運動種目別（平成20年度：高等学校）



それでは保健体育等授業中に行われる公務災害の多い運動とは何か、種目別に分類したのが図 1-22 である。まず、最も多かったのが「サッカー（フットサル含む）」と「バスケットボール」の各 20 件で、それぞれ全体の 15%に当たる。次いで「バレーボール」16 件(12%)、「柔道」「ソフトボール」「バドミントン」の各 11 件(8%)、「器械運動」9 件(7%)と続く。以上の 7 種目は、単独で体育授業中の公務災害の 5%以上を占め、この 7 種目だけで全体の 75%を占める。各学校で保健体育等授業中の公務災害対策を進める場合は、こうした種目で現実に災害が発生していることを念頭に置いていただきたい。

なお、公務災害のうち、ボールを使った種目は 88 件と全体の 67%にあたる。

【授業中の公務災害事例】

●ボールを使った競技・運動	
事例 3 6	体育館において、担当する体育の授業中、自身も参加してサッカーを行っていたところ、生徒とボールを互いに蹴りあった瞬間に右膝を捻り、右膝内側側副靭帯損傷を負った。
事例 3 7	サッカーの授業中、ゴールキーパーの模範を行っていたところ、シュートが高めに飛んできたため、助走をつけて左足で踏み切り、ジャンプをした瞬間、左足に痛みを感じ負傷した。
事例 3 8	体育の授業中、バスケットボールの試合を行い、パスを受け取って速攻をしてシュートをしようと思ったので、右足で地面を思い切り蹴ってダッシュしたところ、右脚ふくらはぎにバットで思い切り殴られたような痛みが走った。
事例 3 9	体育の授業中、試合形式でバスケットボールを行い、ゴール下でシュートを放とうとした時に、防御に入った生徒と交差し、後ろから押し倒される状態で転倒し、受け身を取った際に右腕と右膝を強打した。
事例 4 0	体育の授業でのバレーボールのスパイク指導中、口頭で注意事項及び技術的な説明後、見本を見せようとした。その際、見本のためゆっくり高く飛ぶため右足に力を入れて踏み出したため、無理な力が加わりアキレス腱を断裂した。
事例 4 1	体育の授業中、ソフトボールの指導でピッチャーとして生徒にボールを投げているところ、生徒が打ったボールを捕球しようとした際にバランスを崩して転倒し、地面に左肩を強打し左肩を負傷した。
事例 4 2	体育の授業中、バドミントンの練習に参加した際、前方のシャトルをキャッチしようと踏み込んで右足アキレス腱を断裂した。
事例 4 3	体育の授業で生徒とドッジボールを行っているときに、ボールをキャッチしたところ、捕球を誤り左手小指を負傷した。
事例 4 4	体育の授業でソフトテニスを行っているときに、自ら実践的指導として高く上がったボールを打ち返すためにジャンプし着地したところ、足に激痛が走った。

●ボールを使わない競技・運動	
事例 4 5	武道場において体育の授業中、柔道の乱取りをしていて背負い投げをしようとしてバランスを崩して転倒し、右肩を畳に強打し負傷した。
事例 4 6	格技場でマット運動の授業中、ハンドスプリング（倒立前転）を練習する生徒の補助で、マットの横に立ち膝状態で準備し、演技後半に腰からマットに落ちないように支えていた時、腰の下に腕を入れ生徒が上体を起こし易いように下から支えた際、上半身を起こそうとした生徒の左肘が鼻に直撃し、鼻骨を骨折した。
事例 4 7	授業中、ハードルの模範をしていたところ、右足で着地した瞬間、右膝が崩れたようになり転倒した。
●体育以外の教科	
事例 4 8	機械システム科の課題研究の授業中、金網を切断後加工場に運搬していたところ、金網の切断部分で左手指を切り負傷した。
事例 4 9	工業科で、生徒に自動カンナ盤の使用を説明・実演していたところ、右手が木材から滑り、回転しているカンナの刃に右手中指が触れ、負傷した。
事例 5 0	課題研究の実験指導をしていたところ、ガラス管を加工中にガラス管が折れ、手指を負傷した。

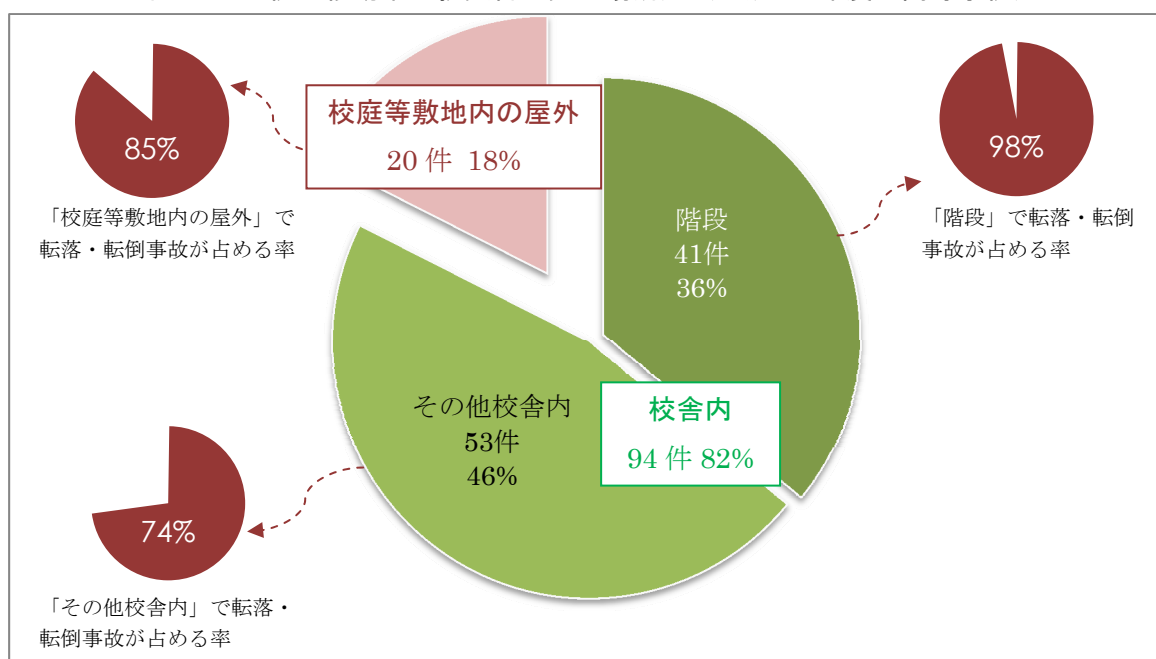
◆高等学校の「校内移動中」の公務災害

平成 20 年度の高等学校における教育職員の公務災害の中で、「校内移動中」に当たる公務災害は 114 件である。これは、高等学校の公務災害の 12%にあたる。

校内のどの場所での移動中に災害に遭うか、分析してみると、最も多いのが「階段」で、41 件(36%)であった。この後「校庭等敷地内の屋外」20 件(18%)が続いている。その他、体育館や廊下、用具室など、様々な所で災害が起こっている。

また、災害発生パターンでは「転落・転倒」が 96 件、全体の 84%を占めた。こと「階段」における「転落・転倒」事故の占める率は 98%にもおよんだ。

図 1-23 校内移動中公務災害の発生場所別（平成 20 年度：高等学校）



【校内移動中の公務災害事例】

●階段	
事例 5 1	書類をダンボールに入れて 2 階職員室から 1 階事務室へ持ち込もうと階段を下り始めたところ、両手でダンボールを抱えていたため足元が見えず、右足を踏み外して転んだ。
事例 5 2	授業のため移動途中、同僚の教員と話しながら階段を降りていたところ、最後の 1 段を踏み外し、右足首に過重がかかり、負傷した。
事例 5 3	生物準備室内にある教材等の荷物を運び出そうと、3 階から 2 階に降りる階段を歩いているときに電気が点いてなく、暗かったことから階段を踏み外してしまい、左足を捻るような形で転んでしまい、骨折した。

事例 5 4	授業終了後、事務室へ向かうため階段を降りていた際、左足を滑らせ（当日は雨で滑りやすい状態）バランスを崩し前のめりに転倒して踊り場部分まで転落し、左肘を強打し負傷した。
事例 5 5	やかんを持って階段を駆け下りていた際、生徒が来たため、咄嗟にやかんをよけたところ、左側壁に左胸を打ちつけて負傷した。
●校庭等敷地内の屋外	
事例 5 6	学校敷地内の駐車場から玄関に向かって歩いていたところ、凍結した道路で滑って転倒し、腰部・右手・頭部打撲、擦過創を負った。
事例 5 7	グラウンドにおいて自習監督後、ホームルームへ移動しようとしたところ、配電盤ボックスに前頭部を強打し負傷した。
事例 5 8	校内移動中、ビニールハウスのパイプにつまずき転倒し、頭部挫創及び顔面擦過創を負った。
●階段以外の校舎内	
事例 5 9	部活動終了後弓道場から職員室へ戻る際、第 2 体育館前で洗濯機のコードにひっかかり転倒し、コンクリートに顔面をぶつけ負傷した。
事例 6 0	進路指導室へ向かう途中、職員トイレ前の濡れた床に足をとられて転倒し、左膝を強打した。

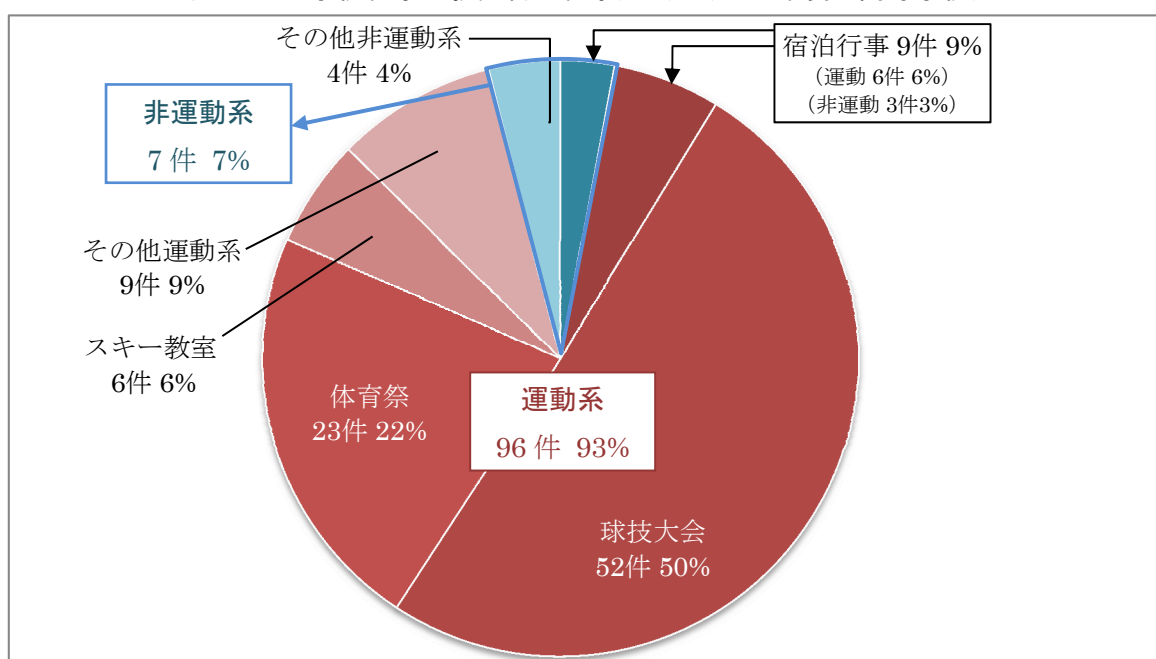
◆高等学校の「学校行事」の公務災害

平成 20 年度の高等学校における教育職員の公務災害の中で、「学校行事」に当たる公務災害は 103 件である。これは、高等学校の公務災害の 11%にあたる。

この 103 件のうち「運動系行事」は 96 件、「非運動系行事」が 7 件と、案件の 14 件の 13 件は、「運動系行事」によることがわかった。

行事別で最も多いのは「球技大会」の 52 件で全体の 50%にあたる。続いて「体育祭」23 件 (22%)、「宿泊行事」9 件 (9%)、「スキー教室」6 件 (6%) となった。この上位 4 行事だけで、学校行事の 87 %におよんでいる。

図 1-24 学校行事公務災害の行事別 (平成 20 年度 : 高等学校)



【学校行事の公務災害事例】

●運動系行事	
事例 6 1	球技大会ソフトボールのエキシビジョンマッチで教員チームの投手として出場し、生徒とゲームを行っていた時、相手打者の打球を両手で捕球しようとしたところ捕球し損なった際、打球が右手小指に当たり負傷した。
事例 6 2	球技大会のバスケットボールに学級のチームで出場していた。試合中ボールを取ろうとジャンプした後、左足のみで着地したため、左足に衝撃を受けアキレス腱を負傷した。
事例 6 3	球技大会でバレーボールの試合に参加した際、ボールをレシーブしようとしてダッシュしたところ、左足に急激に負荷がかかり、負傷した。
事例 6 4	秋季クラスマッチ大会のサッカーの試合に、職員チームの一員として参加し、ボールを右足で蹴ろうとした際に、右アキレス腱に断裂音がした。

事例 6 5	体育祭の騎馬戦で生徒が落下しないよう監督中、生徒が落下しそうになり支えに行ったところ、生徒の肘が鼻に当たり骨折した。
事例 6 6	体育祭の競技である部対抗リレーの走者に部活動の顧問として参加し、アンカーを務めた。ゴール直前で足がもつれ前のめりに転倒し、体をかばおうとして両手を地面に押し当てたため、右ひじと手首を痛めた。
事例 6 7	第 1 学年の宿泊研修の引率中、レクリエーションで生徒とドッジボールに参加していたところ、生徒からの送球を受けそこない、強くボールが左手の小指に当たり、負傷した。
事例 6 8	スキー修学旅行の引率で出張し、当日は記録係としてゲレンデにいたが、滑走中の生徒を撮影するためコースの中腹まで滑っていたところ、転倒し、左手を付いた際に負傷した。
●非運動系行事	
事例 6 9	調理実習室において、学校祭模擬店販売用の食べ物の準備および後かたづけ中、電気炊飯器内釜表面に左手前腕部内側が接触し、火傷した。
事例 7 0	修学旅行の自主研修の引率中に被災した。生徒たちの自己研修を見守るため、自転車で移動中にバランスを崩し、車道にはみ出たときに前方から来た自家用車と衝突し、負傷した。

◆高等学校の「その他」の公務災害事例

ここでは、参考までに、平成 20 年度の高等学校における教育職員の公務災害態様の中で頻出の「部活動指導中」「清掃その他作業中」「授業中」「校内移動中」「学校行事」に当たらない事例について紹介する。

【その他の公務災害事例】

事例 7 1	科学の実験準備中、水が逆流し溶けたポリエチレンが飛び散り左手に当たり火傷した。
事例 7 2	担当する学年の授業の準備で教卓を移動させていたところ、教卓が倒れ、床との間に左足甲を挟んでしまったことにより負傷した。
事例 7 3	自家用車で出張中、対向車線からセンターラインを大きくはみ出してきた乗用車を避けきれず、衝突され負傷した。
事例 7 4	公開授業実施パンフレットを近隣の事業所等へ配布のため道路を歩行中に対向車を避けた際、バランスを崩し側溝へ転落し負傷した。
事例 7 5	スキー場で行われていた初任者研修「地域研修」に参加中、ゲレンデにおいてスキー板にワックスをかけていたところ、前方の雪に刺してあったスキー板が倒れ、右手の小指に当たった際、右手小指を負傷した。
事例 7 6	体育実技講習会において、ラグビーの実技でボールを追いかけながら走っていたところ、足首を捻って転倒した。
事例 7 7	職員室で勤務中電話に出ようとしたところ、足元のごみ箱につまずき手をつこうとしたときに、セロテープのテープカッターに手を引っ掛けてしまい負傷した。
事例 7 8	他校の生徒と思われる者が集団で自転車に乗って校内を暴走したため、同僚らと共に制止して退去させようとした際、そのうちの 1 人の自転車と接触し、右手を強打し負傷した。
事例 7 9	車椅子使用の保護者が卒業式後に教室で行うホームルームに同席後に帰ることから、車椅子の右前方を持って階段下方に位置して同僚職員とともに降ろしていたところ、中段ぐらいでバランスが崩れ、右肩、腕に急激に負荷がかかり、負傷した。
事例 8 0	元生徒が在校生徒に対して因縁を付けにきたため、止めようとしてもめあった際に右拳で左頬部を殴られた。その後、鼻部に頭突きをされた。

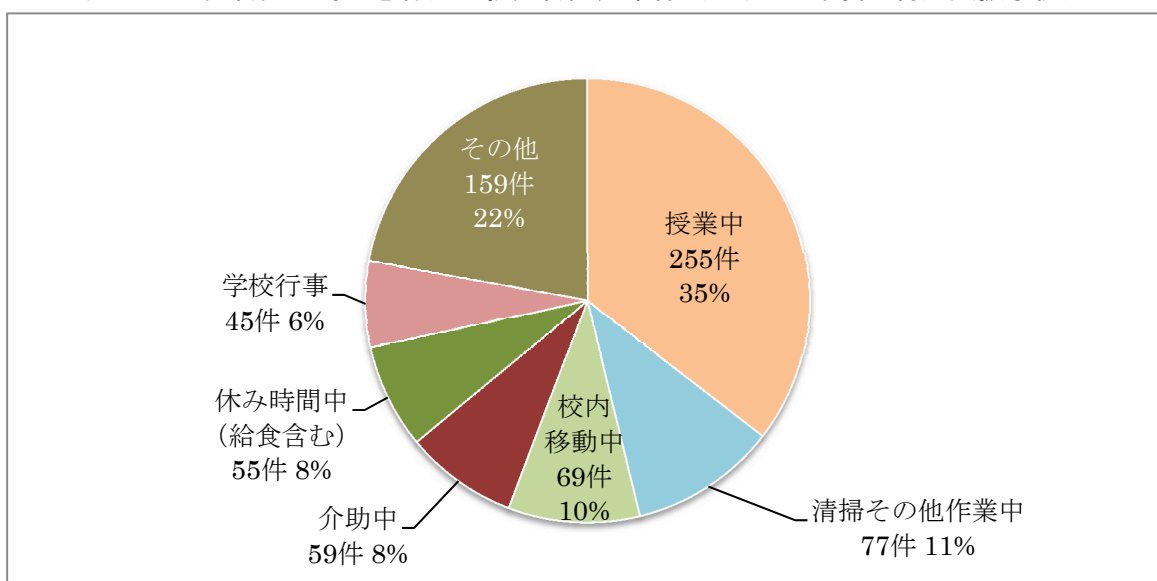
5 特別支援学校の公務災害認定状況

◆特別支援学校の公務災害

平成 20 年度の特別支援学校における教育職員の公務災害認定件数は 719 件である。これは、全校種の 14%にあたる。

その発生率を見てみると教員 1,000 人当たり 10.6 件、特別支援学校 100 校当たり 74.4 件となる。教員数、学校数いずれを基準とした発生率も、全校種の中で際立って高い数値を示している。

図 1-25 災害発生時の態様別公務災害認定案件（平成 20 年度：特別支援学校）



特別支援学校の公務災害の特徴は、全ての校種に共通する 4 態様「授業中」「清掃その他作業中」「校内移動中」「学校行事」で全公務災害の 62%が占められ、中でも「授業中」の比率が極めて大きいことにある。「授業中」の割合は全体の 35%で、他校種に比べ 10 ポイント以上高くなっている。

また、「介助中」「休み時間中（給食含む）」の公務災害の割合が高いことも、特別支援学校の公務災害の特質の一つと言える。

◆特別支援学校の「授業中」の公務災害

平成20年度の特別支援学校における教育職員の公務災害の中で「授業中」に当たる公務災害は255件である。これは、特別支援学校の公務災害の35%にあたり、最も多発する態様となっている。

災害発生を教科別に見てみると、最も多いのが「体育等」で123件(48%)であったが、他校種に比べてその割合は低い。続いて「職業・家庭」に関する授業32件(12%)、「朝終礼・学級活動」17件(7%)、「生活単元学習・自立活動」に関する授業15件(6%)となった。

また、授業中の事故発生パターンで最も多いのが「児童・生徒の行為・接触」で、255件中126件、全体の49%にあたる。これを「体育等」とそれ以外の授業に分け分析すると、「体育等」は30件(24%)、それ以外の授業は96件(73%)と大きな開きが認められた。

図1-26 授業中公務災害の教科別（平成20年度：特別支援学校）

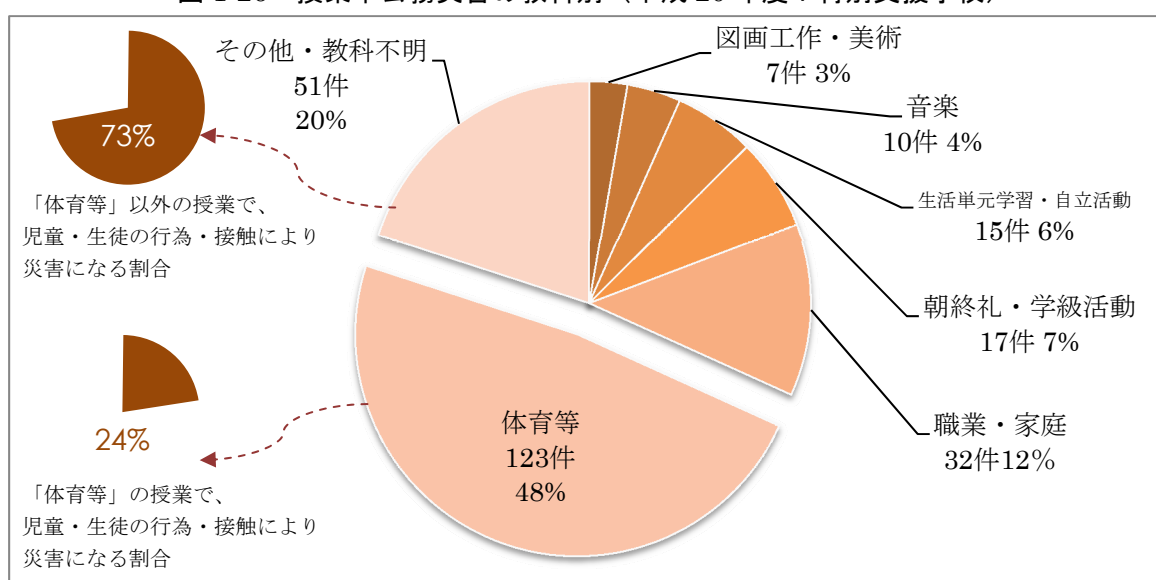
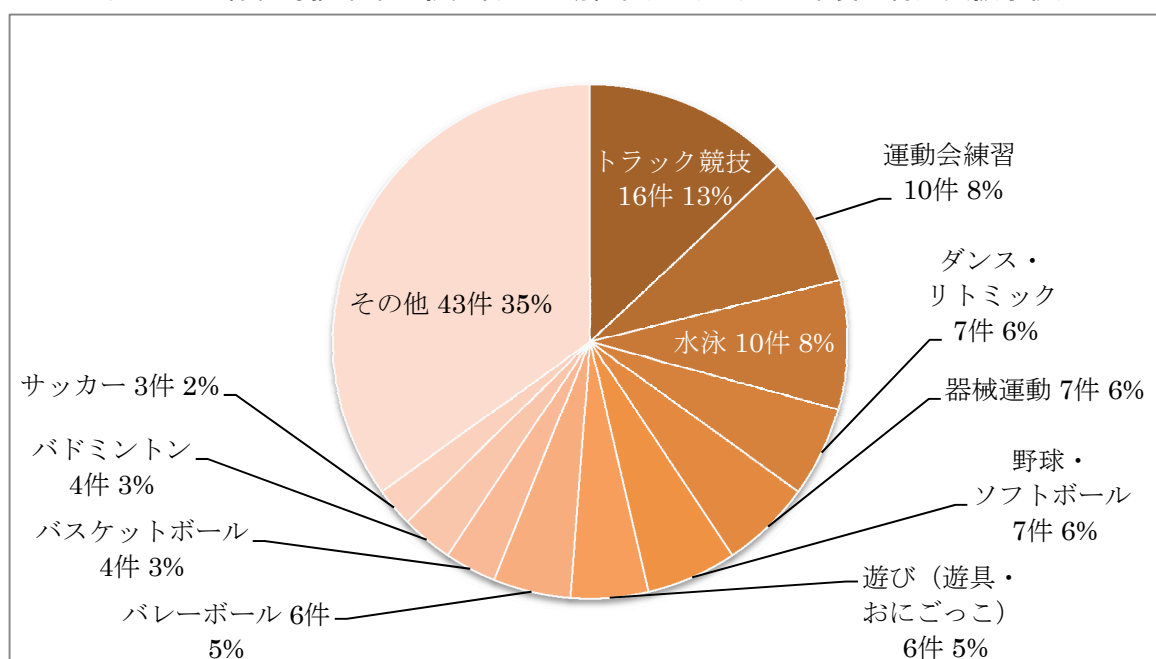


図1-27 体育等授業中公務災害の運動種目別（平成20年度：特別支援学校）



体育授業中に行われる公務災害の多い運動とは何か、種目別に分類したのが図 1-27 である。最も多かったのが「トラック競技（長短距離走・リレー・ハードル等）」16 件で、全体の 13%に当たる。その後「運動会練習」「水泳」が各 10 件(8%)、「ダンス・リトミック」「器械運動（マット・鉄棒・跳び箱）」「野球・ソフトボール」が各 7 件(6%)、「遊び（遊具・おにごっこ）」「バレーボール」が各 6 件(5%)と続く。以上の 8 種目で全体の 56%を占める。各学校で体育等授業中の公務災害対策を進める場合は、こうした種目で現実に災害が発生していることを念頭に置いていただきたい。

【授業中の公務災害事例】

●体育等	
事例 1	体育授業中に、陸上競技のハードル用具を使っの指導中に、ハードルの跳び方を見せるためにハードルを跳んだ。1 台目のハードルを左足で踏み切り右足で着地しようとしたところ、膝に体重がかかり右膝を負傷した。
事例 2	ランニング指導の時間に生徒に注意を払いながら伴走していたところ、地面が急な下り坂になっていることに気付かず、平地と思い込んで右足を着地したところ関節を痛め、右膝関節捻挫を負った。
事例 3	体育館での運動会練習中、興奮した生徒（中学 2 年、170cm、64kg）をなだめようとしたところ、当該生徒から頭突きを左胸に受け、負傷した。
事例 4	運動会で行う競技の練習指導中、他の児童を叩く児童がいたため、当該児童と他の児童を離そうとして、当該児童に声をかけながら背後から近寄り、腰に手を触れたところ、児童が突然振り上げた左手が右目に当たり、負傷した。
事例 5	水泳の授業中、プールサイドに飛び出した児童を止めようとして、駆け寄った際、転倒し負傷する。
事例 6	体育館で踊りの指導中、勢いの付いた生徒が飛び出してきてぶつかった際、足首を捻り転倒した。
事例 7	体育館において、体育の授業で器械運動を指導中、生徒に前転を示範していたところ、前転してきた当該生徒の足が背部に当たり負傷した。
事例 8	授業中、校庭でソフトボールゲームをしていた。一塁手を担当しており、一塁よりも打者に近い位置（前進守備）にいた。投手から打者が打ったボールを受けつつ一塁へ移動するために一塁に向かって背走していたとき負傷した。
事例 9	体育の授業で鬼ごっこをしていて、鬼として後ろ向きに逃げていたところ、後ろにあったダンボール箱に気づかずつまずき、ダンボール箱の中に尻餅をついてしまった。
事例 10	フロアバレーボールの講習会（生徒、教職員対象）で、生徒とゲームを行っていた時、相手前衛がアタックしたボールが前方から転がってきたため、レシーブしようと右足を踏み出した場所がライン上で、すべってつまずきバランスを崩した際、右足首に全体重がかかり右足を負傷した。

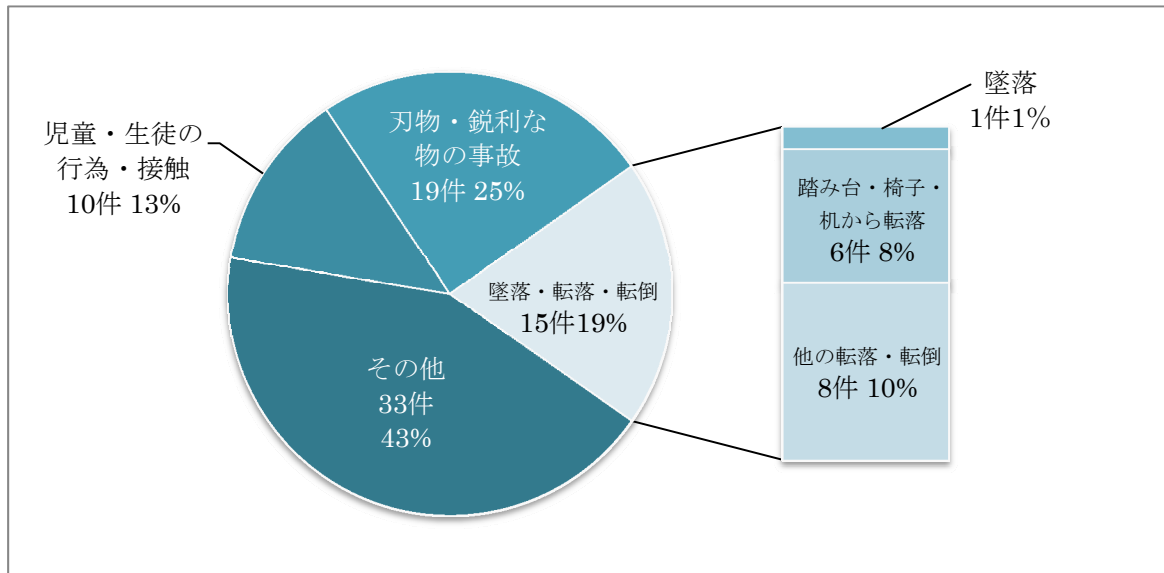
●体育等以外の教科	
事例 1 1	生活訓練室内での調理実習中、かぼちゃを使った料理を作るため、かぼちゃを切っているときに誤って左手親指の先を 5mm くらい切っしまい、負傷した。
事例 1 2	木工の授業中、取っ手として木箱に穴を開けてビニールひもをつけようとしていた際、切り口を固めるためにライターであぶっていたところ、ビニールが溶けて右手中指に付着し、火傷した。
事例 1 3	木工・クラフトの授業中、紙をはさみでまっすぐに切ることが困難な生徒の補助として紙の両端を持っていたところ、生徒のはさみで左手中指を切られ、左手第 3 指切創及び皮膚剥離創を負った。
事例 1 4	朝の会の授業中、生徒がパニック状態になり、自分の左手を噛もうとしたため、止めようと右腕で生徒の左手をかばうように押さえたところ、その腕を噛まれ、負傷した。
事例 1 5	担任する教室において、朝自習のプリント学習を指示していた。学習を終えた児童が「できた」とプリントを投げ渡したため、「できました」と両手で提出するように指導したところ、興奮して暴れだしたため取り押さえて落ち着かせようとした際に児童に手を捻られて負傷した。
事例 1 6	自立活動の授業で摂食指導をしていた際、児童（2 年）を対面で抱っこしていたところ、児童の振り回した左手が右目にあたり負傷した。
事例 1 7	音楽の授業中、生徒とともに「校歌」を歌っていたところ、重複障害のある生徒が、体全体で楽しさを表現したため、その生徒の腕が被災職員の左眼を直撃し、負傷した。
事例 1 8	知的障害等を有する生徒に対してクリスマスカードの作成指導中、絵が描かれた紙をカードに貼る作業の際に、アドバイスをしながら生徒の前にあったカードを左手で指し示したところ、いきなり右手親指付近をかまれた。
事例 1 9	授業中、落ち着かず寝転んでいた生徒を抱きかかえようとしたところ、胸を数回蹴られ負傷する。
事例 2 0	算数の授業中、数の指導をしているときに新しい課題であったため、児童がパニックになり暴れだしたため、児童を落ち着かせようと体を押さえたところ、右手親指を強く掴まれ、負傷した。

◆特別支援学校の「清掃その他作業中」の公務災害

平成 20 年度の特別支援学校における教育職員の公務災害の中で「清掃その他作業中」に当たる公務災害は 77 件である。これは、特別支援学校の公務災害の 11%にあたる。

災害発生パターン別に見てみると、「刃物・鋭利な物の事故」が最も多く 19 件(25%)であった。次いで「墜落・転落・転倒」15 件(19%)、「児童・生徒の行為・接触」10 件(13%)の順となった。「その他」は 33 件(43%)で、テントの設営で指を挟んだ、ポットのお湯捨て中に火傷をした、空き缶潰し器に手を挟まれたなど、多様な事故パターンが見られた。

図 1-28 清掃その他作業中の公務災害パターン別（平成 20 年度：特別支援学校）



【清掃その他作業中の公務災害事例】

●刃物・鋭利な物の事故	
事例 2 1	校舎裏土手の樹木伐採作業を行っていた際、右側に伸びた枝を左手で押さえ、右手に持ったのこぎりで腕を交差させて枝を伐採していたところ、誤って左手小指側面にのこぎりの刃を当てて負傷した。
事例 2 2	生徒と唐辛子の収穫をしていて、生徒がはさみを持ち、当該職員が唐辛子を持ち、切り取っていたところ、生徒のはさみが、唐辛子と当該職員の中指を一緒に挟み、負傷した。
事例 2 3	児童用椅子背面に貼られた名札シールをはがすため、金属製のへらを使用していたところ、誤って当該へらで左腕を切った。

事例 2 4	第 1 学年の課題である「鉢置き台」に使用する部品の座板部の材料を丸のこ盤を使って半分に割く作業をしていたところ、材料に逆目があったため、のこ刃が引っかかったようになり、材料が浮き上がり弾け飛んだ。その際、材料横に添えていた左手の人差し指、中指、薬指がのこ刃に巻き込まれ、「左示・中・環指末節部切断、左示・中・環指末節骨開放骨折」の負傷をした。
事例 2 5	寄宿舎中庭の木のせん定作業において、チェーンソーで枝打ちをしている際に、チェーンソーが枝に引っかかり、チェーンソーが左足に当たって、負傷した。
●墜落・転落・転倒	
事例 2 6	現場実習資料を片づけるためパイプ椅子を使ってロッカー上に上げようと体を反らした時、椅子が動きバランスを崩して転落、床についた際に左手首を負傷した。
事例 2 7	植え込みの雑木の除去作業のため脚立に乗っていたところ、バランスを崩し落下しそうになったため、左腕で支えようとした際に左肩を負傷した。
事例 2 8	プールの清掃作業中、プールの底にはっていた藻に足を滑らせ後ろ向きに転倒し、プールの縁で後頭部を強打し負傷した。
●児童・生徒の行為・接触	
事例 2 9	清掃時間中、生徒に清掃方法等について注意をしたところ、その生徒が廊下に寝転んで手足を振り回したので取り押さえようとした際、生徒の足が右手人差し指にあたり、右第 2 指基節骨骨折を負った。
事例 3 0	雑巾がけの指導中、背後から生徒が急に走り寄ってきて平手打ちをされ、大変興奮していたため落ち着かせようと両手をつかみ座らせようとした。その際、つかんでいた右手を噛まれたが、つかんだ手を離さずに座るように指導を続けた。しかし、生徒の興奮はおさまらず被災職員の手を押し上げて、右肩を脱臼してしまった。

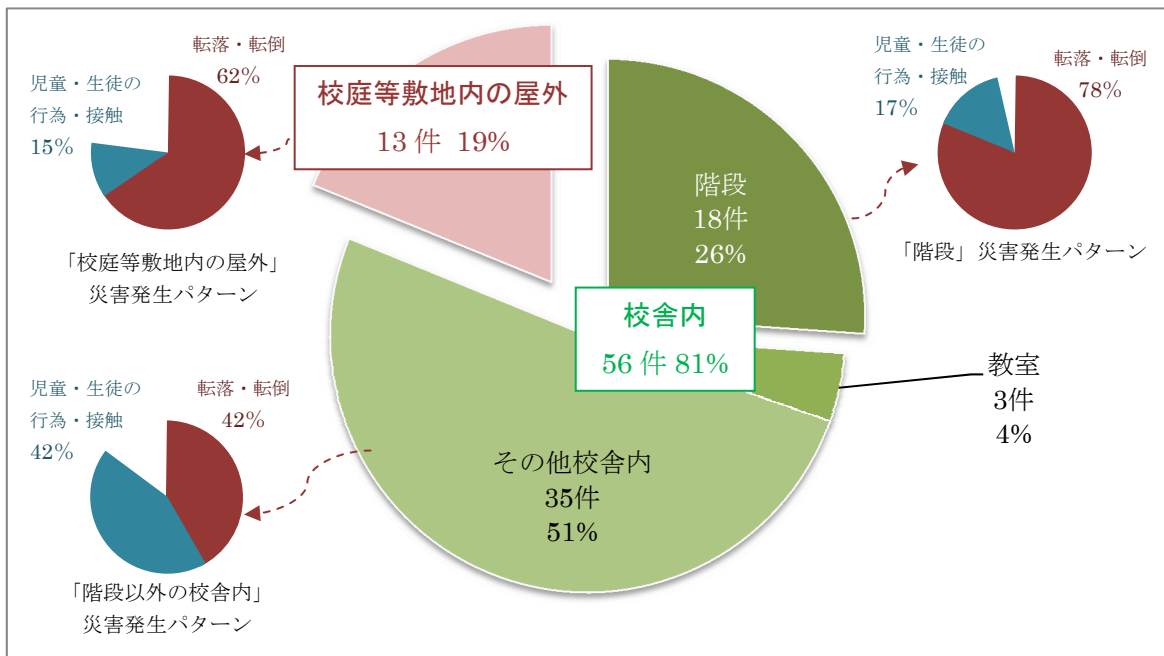
◆特別支援学校の「校内移動中」の公務災害

平成 20 年度の特別支援学校における教育職員の公務災害の中で、「校内移動中」に当たる公務災害は 69 件である。これは、特別支援学校の公務災害の 10%にあたる。

校内のどの場所での移動中に災害に遭うか、分析してみると、最も多いのが「階段」で、18 件(26%)であった。この後「校庭等敷地内の屋外」13 件(19%)となっている。その他、教室や体育館、廊下、娯楽室など、様々な所で災害が起こっている。

また、災害発生パターンでみると「転落・転倒」が 38 件(55%)、「児童・生徒の行為・接触」が 21 件(30%)となった。

図 1-29 校内移動中公務災害の発生場所別（平成 20 年度：特別支援学校）



【校内移動中の公務災害事例】

●階段	
事例 3 1	児童を抱えて階段を降りていたところ、階段を踏み外し、右足首を内側に捻って着地してしまい、負傷した。
事例 3 2	生徒を引率しながら、階段を上っていたところ、勢いよく階段を駆け下りてきた生徒と衝突し、転落した。
事例 3 3	退勤するため自校校舎 2 階から 1 階への階段を下りていたところ、残りの階段数が見えないほど暗かったため、最後の 1 段を踏み外して転倒し、顔面打撲を負った。
事例 3 4	お湯を運んでいた際、階段でつまずいて転倒し、お湯を頭からかぶって熱傷となった。

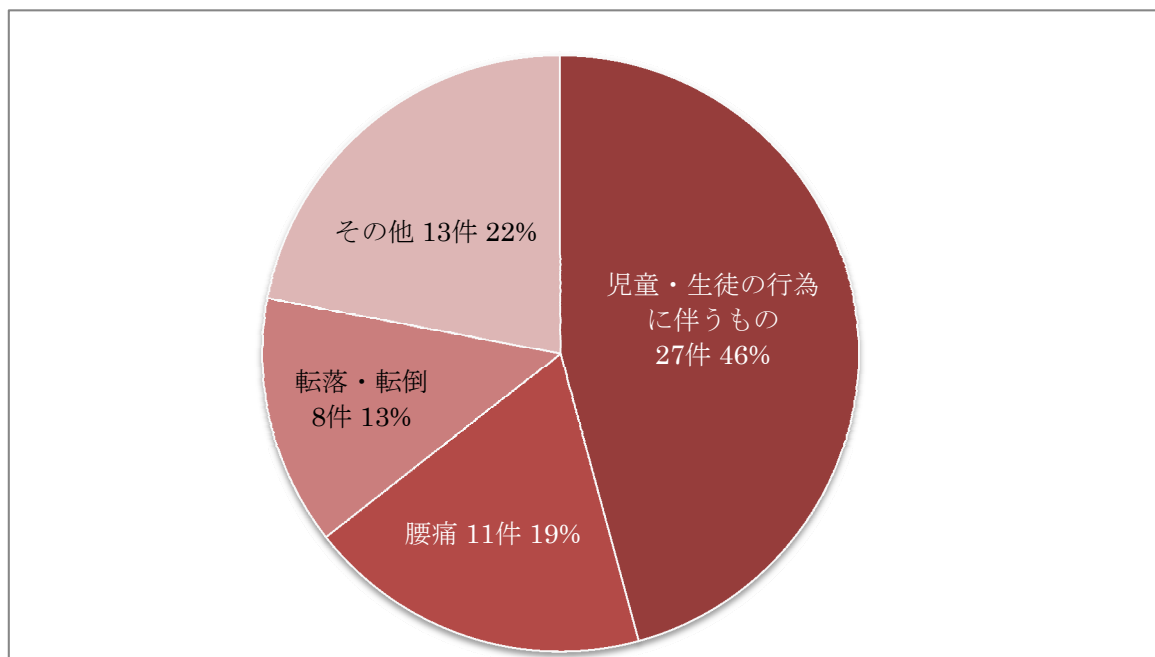
●校庭等敷地内の屋外	
事例 3 5	出勤後、学校駐車場から徒歩で校舎へ向かう途中、歩道のアイスバーンで足が滑って仰向けに転倒して臀部を強打し、腰部を負傷した。
事例 3 6	授業で使用する教材を準備し授業に向かう途中、チャイムが鳴ったので、中庭を横切って急いで行こうと草地の部分に入った時、雨に濡れていた草に足を滑らせ左足首をねじり倒れた。
事例 3 7	午後 7 時頃、勤務を終了し退庁しようと校舎から敷地内の駐車場へ向かって通路を歩行中、照明が設置・点灯されてない暗い場所で、通路から右に外れ土手で左足を踏み外し側溝に転落し負傷した。
●階段以外の校舎内	
事例 3 8	学校玄関前において、生徒を援助しながら歩いていたところ、その生徒が左足を滑らせバランスを崩したため、転倒してはいけないと思い、つないでいた手に力を入れ、持ちこたえさせるようにした時、腰を捻り、腰を負傷した。
事例 3 9	教室から廊下へ出たところ、右から走ってきた高等部の生徒に衝突されて転倒し、後頭部を床に打ち負傷した。
事例 4 0	給食指導のため食堂へ向かう際、校舎との渡り廊下において、歩いてきた生徒にすれ違い様に突然左胸を強く押され、負傷した。

◆特別支援学校の「介助中」の公務災害

平成 20 年度の特別支援学校における教育職員の公務災害の中で、「介助中」に当たる公務災害は 59 件である。これは、特別支援学校の公務災害の 8%にあたる。

災害発生パターン別に見てみると「児童・生徒の行為に伴うもの」が 27 件(46%)と最も多く、「腰痛」11 件(19%)、「転落・転倒」8 件(13%)と続く。

図 1-30 介助中公務災害の災害発生パターン別（平成 20 年度：特別支援学校）



【介助中の公務災害事例】

●児童・生徒の行為に伴うもの	
事例 4 1	学校 1 階男子生徒更衣室において、生徒の下校の介助中、生徒を生徒玄関へ移動するよう促し、更衣室を出たところで生徒がついてきているか確認しようと後ろを振り返ったところ、突然生徒から頭突きを受け、左眉毛の左端を負傷した。
事例 4 2	トイレにて生徒の排泄等を指導中、かがむ姿勢で着替えを介助していたところ、下を向いていた生徒が突然振り上げた頭が顔面（鼻）を強打し、負傷した。
事例 4 3	児童の摂食介助中、児童がきなこパンをのどに詰まらせたため、それを取ろうと右手人差し指をその児童の口腔内に入れたところ、指をかまれた。
事例 4 4	担任する女子生徒の着替えを支援し、着替え終えた生徒にカバンを持たせ、他の生徒を支援しようと膝をついてしゃがんだところ、カバンを持っていた生徒が突然カバンを振り回し後頭部を強打された。
事例 4 5	食堂において児童の食事介助中、同じフロアで食事をしていた自閉症の生徒が後方から勢いよく走ってきて、片手で首の後ろを強く叩いたため、首の痛みを発症した。

●腰痛	
事例 4 6	四肢まひ生徒の介助中、車椅子から床に座らせる際、正面から腋下を両手で支え、立ち上がらせ、生徒の体重を支えながら、右に捻るように一緒に床に座った際、左腰を痛める。
事例 4 7	担任を務める重複障害学級の生徒に歯磨きをさせるため、生徒を椅子からマットに移動させようと抱きかかえ、座らせようと中腰になった際、生徒が座ることを嫌がり不意に動いたため、生徒を保持したまま中腰の不自然な姿勢でバランスをとったところ、腰に急激に負担がかかり、負傷した。
事例 4 8	体重 21.4 kgの児童の介助中、突然児童が足をばたつかせながら暴れようとしたため姿勢のバランスを崩したが、手から落とさないように左向きに腰を捻った状態で全身に力を入れてこらえた瞬間、腰部に激痛が走った。
●転落・転倒	
事例 4 9	生徒更衣室において生徒が座り込んで動こうとしないため、背後から両脇の下に手を入れ持ち上げようとしたところ、バランスを崩して後方へ転倒し、背面を打ち負傷した。
事例 5 0	教室内でパニックになった児童の両手を持って歩いていたところ、児童がバランスを崩してうずくまったため同時にバランスを崩し、その際フローリングの床面で靴下が滑って左膝下を強打し、左膝前方打撲及び左膝内障を負った。

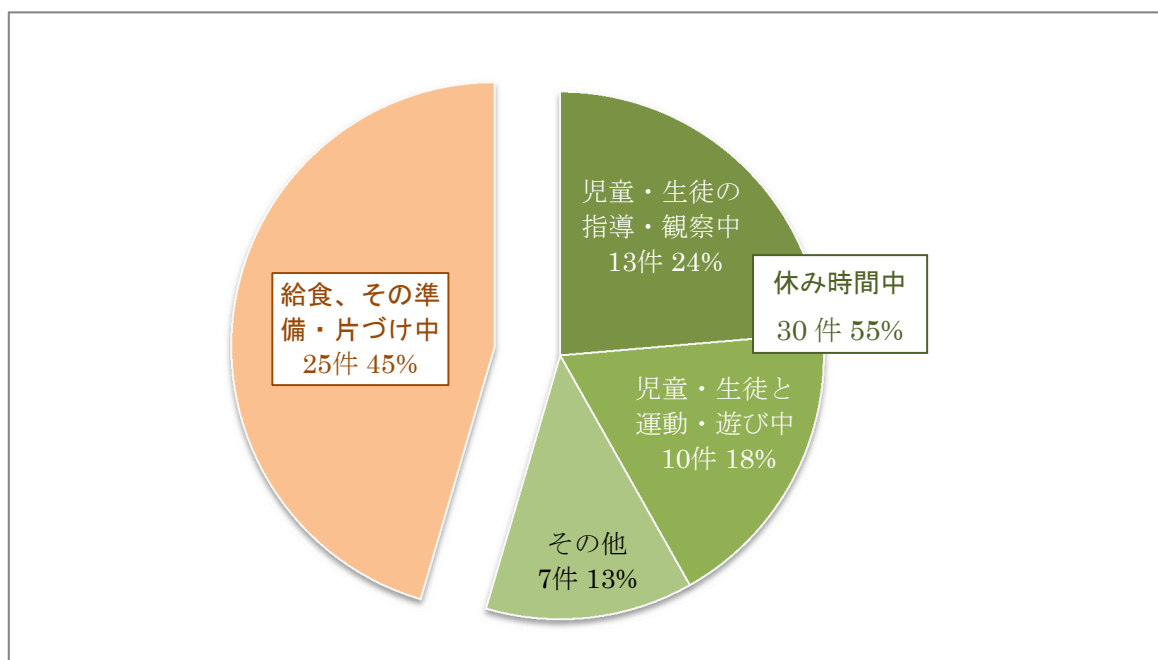
◆特別支援学校の「休み時間中（給食含む）」の公務災害

平成 20 年度の特別支援学校における教育職員の公務災害の中で、「休み時間中(給食含む)」に当たる公務災害は 55 件である。これは、特別支援学校の公務災害の 8%にあたる。

このうち「給食、その準備・片づけ中」は 25 件(45%)で、残りの 30 件(55%)が「休み時間中」であった。

「休み時間中」30 件のうち、「児童・生徒の指導・観察中」は 13 件(24%)、「児童・生徒と運動・遊び中」は 10 件(18%)となった。

図 1-31 休み時間（給食含む）公務災害の分類（平成 20 年度：特別支援学校）



【休み時間（給食含む）の公務災害事例】

●給食、その準備・片づけ中	
事例 5 1	教室で給食指導を行っていた時、生徒がコンピューター室に移動したため、追いかけてコンピューター室に行き、両手で生徒を抱きかかえていたところ、生徒の気分が高揚し、突然、右手指を噛みつかれて右手人差し指を負傷した。
事例 5 2	食堂で給食の配膳確認のため、カウンターに向かって移動している際、床が結露していたため滑って転倒した。その際、頭部を床に激しく打ち、負傷した。
事例 5 3	給食終了後、号令当番の生徒に号令をかけるよう促したところ、いきなり首を抱え込まれ、背後から体重をかけられて、負傷した。
事例 5 4	教室において給食指導中、児童の歯磨きを終えて水道流し台前から児童のほうへ戻ろうとした際、段差で左足を捻り負傷した。
事例 5 5	給食の指導をしていたところ、生徒から顔面を殴打され負傷した。

●児童・生徒の指導・観察中	
事例５６	体育の授業前に体育着に着替えていない生徒に着替えるよう指導したところ、当該生徒は興奮したため、これを取り押さえようとしたら、生徒の肘や肩が胸部にあたり負傷した。
事例５７	昼休みの指導中、投げようとしたボールを生徒が取ろうとして強く突き飛ばされ、無理な体勢で転倒し、負傷した。
事例５８	昼休みに教室において、座って生徒の見守り等をしていた際、生徒に話しかけられた後に、胴に手をまわされて強引に持ち上げられたため、胸部を負傷した。
●児童・生徒と運動・遊び中	
事例５９	昼休みに校庭において、野球練習の補助をしていたところ、生徒が取れない打球を追いかけた際、右足に急激に負荷がかかり負傷した。
事例６０	担任クラスの児童とコミュニケーションを計るため中庭で遊んでいる最中、一人の児童が走ってきて飛びついてきた時、児童の右膝が左脇腹に当たり負傷した。

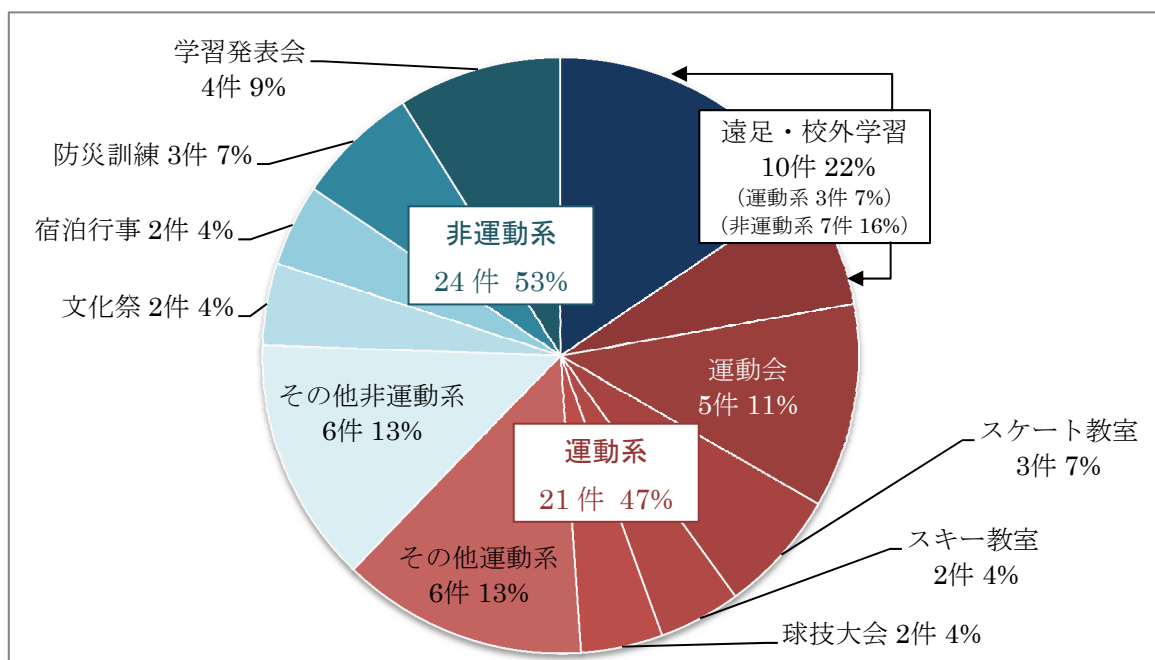
◆特別支援学校の「学校行事」の公務災害

平成 20 年度の特別支援学校における教育職員の公務災害の中で、「学校行事」に当たる公務災害は 45 件である。これは、特別支援学校の公務災害の 6%にあたる。

このうち、運動行事は 21 件、非運動行事が 24 件となった。

行事別で最も多いのは「遠足・校外学習」の 10 件で全体の 22%にあたる。続いて「運動会」5 件（11%）、「学習発表会」4 件（9%）、「スケート教室」「防災訓練」の各 3 件（7%）の順となった。

図 1-32 学校行事公務災害の行事別（平成 20 年度：特別支援学校）



【学校行事の公務災害事例】

●非運動系行事	
事例 6 1	遠足中、二人の生徒の手を引いて歩いていいたとき、二人ともパニックを起こして、路面に座り込んだため、立たせようとしたところ、左肩を負傷した。
事例 6 2	体育館において、学習発表会のステージ上で動かない児童を促していたところ、突然に左手を噛まれ、負傷した。
事例 6 3	校外宿泊合宿において、入浴指導のため生徒とともに待機していたところ、生徒が部屋を飛び出したため追いかけた。その途中、階段で転倒し負傷した。
事例 6 4	学校行事である学園祭に舞台発表を体育館で担当している児童とともに参観していたところ、すぐ後ろにいた情緒障害のある 2 年生の児童がぐずり足をばたつかせ始めたため、なだめようと後ろを振り向いた際に児童の足が顔面に当たり右眼部を負傷した。
事例 6 5	避難訓練中、濡れた道路で滑り転倒し、右足を負傷した。

●運動系行事	
事例 66	運動会の徒競走で、共に走る生徒と順番を待っていたところ、生徒が突然走り出した。生徒を制止するために生徒が着ていた T シャツを掴んだところ、右薬指が T シャツに絡み負傷した。
事例 67	一日遠足の引率中、レクリエーションとして生徒と教師と一緒にサッカーをしていた時、ボールを足元で保持していた被災職員に、男子生徒がボールを取ろうとして滑り込んできて接触した。その際、男子生徒の膝が被災職員の右足首に当たった。
事例 68	学校行事でスケート場に行き、リンク上で生徒指導を行っているときに転倒して手から落ちたため、負傷した。
事例 69	中学部のスキー教室で生徒を初心者ゲレンデにて指導中、生徒の前側に立ち作ったプルーク（八の字）の内側に、生徒のプルークを入れる形で、ゆっくりターンしながら滑っていたら、生徒がバランスを崩し倒れそうになったので、体勢を立て直そうと右側にターンしたら、両者とも転倒し、後方にいた生徒の体が、左足に乗った形になり、激痛が生じた。
事例 70	体育館において、学年レクリエーションでサッカーに参加中、全速力で追いかけていたボールを反対側に蹴り返され、更にボールを追いかけてようと、急に足を止め左足を軸に方向転換をした際、左膝を強く捻り負傷した。

◆特別支援学校の「その他」の公務災害事例

ここでは、参考までに、平成 20 年度の特別支援学校における教育職員の公務災害態様の中で頻出の「授業中」「清掃その他作業中」「校内移動中」「介助中」「休み時間中（給食含む）」「学校行事」に当たらない事例について紹介する。

【その他の公務災害事例】

事例 7 1	バスケット部の指導をしていた際に、生徒の投げたボールが後ろを見ていた生徒にあたりそうであったため、飛んできたボールを止めようとして左手を出したところボールが左人差し指にあたって負傷した。
事例 7 2	登校指導中、パニック状態になった生徒が仰向けの状態で自分の手を噛もうとしたため、手を押さえていたところ、生徒の体が回転し、脇腹付近に生徒の頭が来た際に左脇腹付近を噛まれ、負傷した。
事例 7 3	送迎用スクールバスで登校してきた生徒を誘導するためバス車内からバスのステップを降りる際、でこぼこしている地面の隆起している所と平らな部分の境目に着地したため右足関節を強く内側に捻り、負傷した。
事例 7 4	下校指導中に情緒不安定になった生徒が道路方面へ走り出したため、安全確保のため服をつかんだところ、リュックサックのベルトに左手薬指を引っ掛けて負傷した。
事例 7 5	調理実習の材料を購入するため、生徒と学校近くのスーパーへ行ったところ、生徒がアイスを食べたがったので、制止したところ不安定な状態になり、頭突きをされて負傷した。
事例 7 6	生活単元学習で使用する教材を加工するため、木材を電動のこぎりで切断しているときに、左手を滑らせてしまい、負傷した。
事例 7 7	体育館で、バドミントンの講習会に参加していた。試合形式での講習中、スマッシュを拾おうと左足を前に踏み込んだとたん、右足首に異常を感じ、負傷した。
事例 7 8	教室で突然パニックを起こし、クラスメイトに噛みつこうとした生徒を制止しようと、背後から押さえたところ、生徒の体が後方に大きくのけぞった際、生徒の後頭部が頭部にぶつかり頭部を打撲した。
事例 7 9	パニックを起こした生徒を指導しようと、別室へ誘導していたところ、落ち着いたように見えた生徒が、再びパニックを起こし、被災職員にたたきかかった。その拍子に階段の踊り場から転落し、負傷した。
事例 8 0	負傷した生徒の怪我の状況を把握するために、左手人差し指を生徒の口内にいれたところ噛まれて負傷した。

第2章 教育職員の公務災害防止対策に関するEメール実態調査

第2章 教育職員の公務災害防止対策に関するEメール実態調査結果

第1節 調査の概要

1 目的

近年、教育職員の公務災害発生率が増加傾向にあることを踏まえ、平成22年度に都道府県及び政令指定都市の教育委員会における安全衛生施策等の取組状況等を調査したところである。そこで、平成23年度は更なる要因分析等を行うため、現場の公立学校を対象としたEメール実態調査を実施し、公務災害の未然防止のための方策等について検討するものである。

2 調査対象

(1) 都道府県教育委員会（44委員会）が所管する高等学校及び特別支援学校

(2) 市及び特別区教育委員会（770委員会）が所管する小学校及び中学校

※ 東日本大震災の被害が甚大であった東北3県（岩手県、宮城県及び福島県）に所在する教育委員会及び学校については、今回の調査対象から外すこととした。

3 調査方法

各教育委員会教育長に対して、下記のとおり調査協力を求めた。

(1) 調査対象校の選定

上記調査対象校について、所管する学校数を10で割って切り上げた数(所管の1割が対象)を算出し、その数の対象校を任意に選出すること

(2) 調査対象校への調査協力依頼（チラシ）の送付等

(1)により調査対象校となった学校に対して、当協会からの調査協力依頼（チラシ）を郵送またはEメールにより配付すること

4 調査期日

平成23年9月1日

5 調査回答

調査対象委員会数・回答委員会数（※）等

	調査対象委員会数	回答委員会数 (率)	回答学校数				
			小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
都道府県	44	38 (86.4%)	—	—	218	65	283
市・特別区	770	430 (55.8%)	909	522	—	—	1,431
合計	814	468 (57.5%)					1,714

(※) 回答委員会数

回答のあった学校の所在地（都道府県・市区）から割り出したものであるため、実際に教育委員会としては本調査に協力し、調査対象校を選出し、該当校に調査票を送付していても、その学校からの回答がなければ含まれていない。

<参考>公立学校数（学校基本調査速報より：平成23年5月）

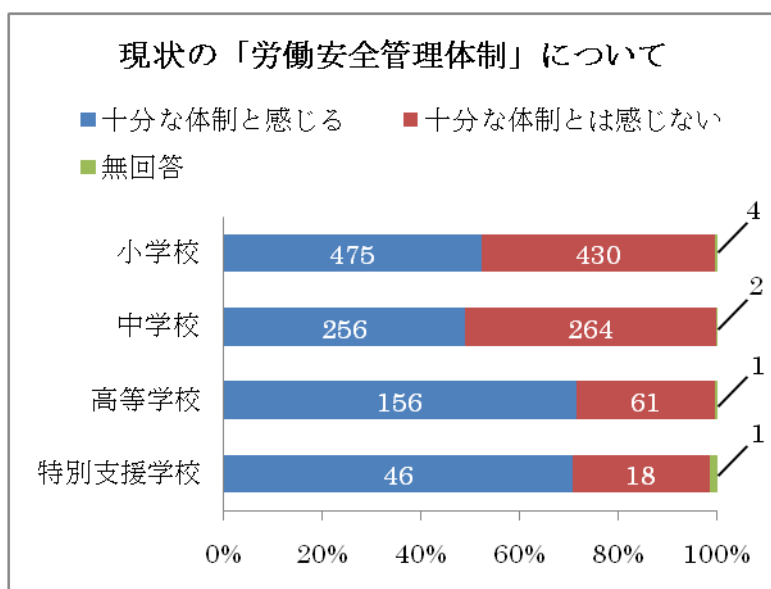
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
都道府県	—	—	3,480	934	4,414
市・特別区	20,111	9,275	—	—	29,386
合計	20,111	9,275	3,480	934	33,800

第2節 調査結果の概要

1 学校における現状の労働安全衛生管理体制（法定外も含む）について

現状の労働安全衛生管理体制（法定外も含む）について十分かどうか尋ねたところ、小学校及び中学校ではほぼ半数、高等学校及び特別支援学校では約7割の学校で、「十分な体制とを感じる」という回答であった。

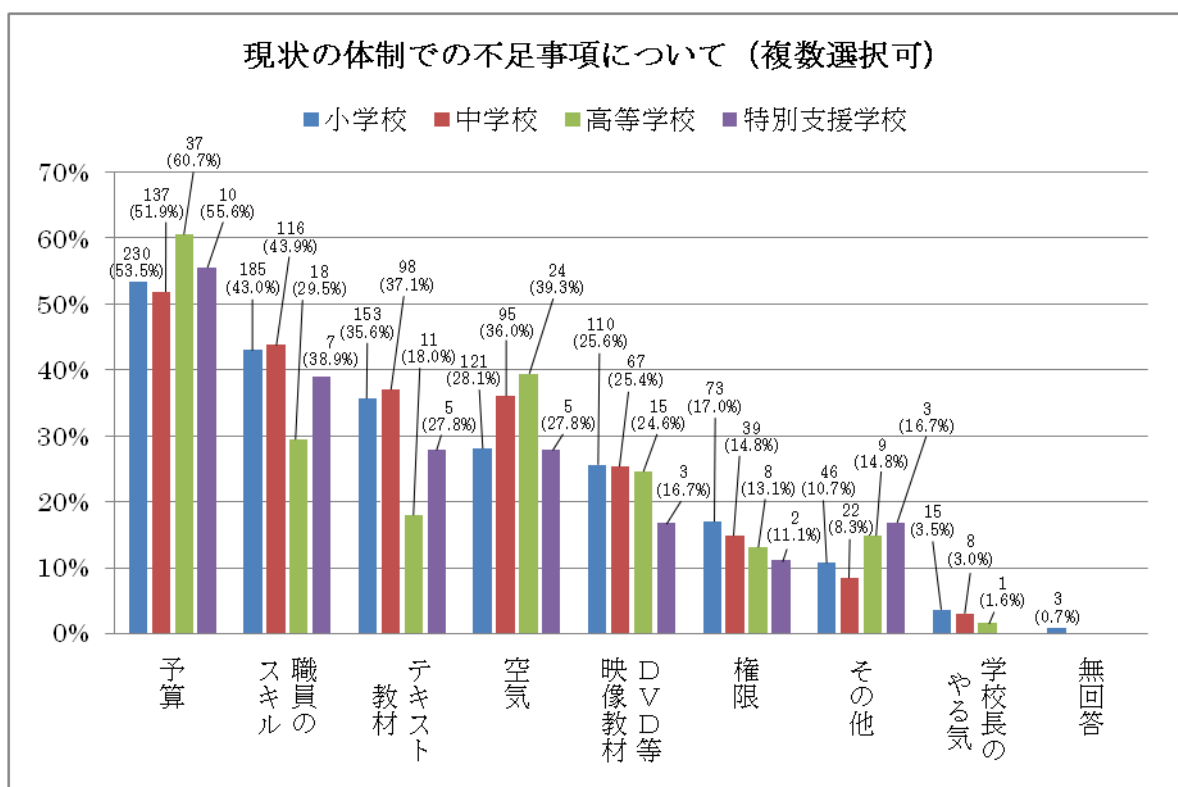
	十分な体制と 感じる	十分な体制とは 感じない	無回答	計
小学校	475	430	4	909
中学校	256	264	2	522
高等学校	156	61	1	218
特別支援学校	46	18	1	65
合計	933	773	8	1,714



2 学校における現状の労働安全衛生管理体制での不足事項について（複数選択可）

上記1の設問に対し、「十分な体制とは感じない」と回答した学校で何が不足しているか尋ねたところ、全校種とも「予算」と回答したところが一番多かった。

	予算	職員の スキル	教材 テキスト	空気	映像教材 DVD等	権限	その他	やる気 学校長の	無回答	学校数計
小学校	230	185	153	121	110	73	46	15	3	430
中学校	137	116	98	95	67	39	22	8	0	264
高等学校	37	18	11	24	15	8	9	1	0	61
特別支援学校	10	7	5	5	3	2	3	0	0	18
合計	414	326	267	245	195	122	80	24	3	773



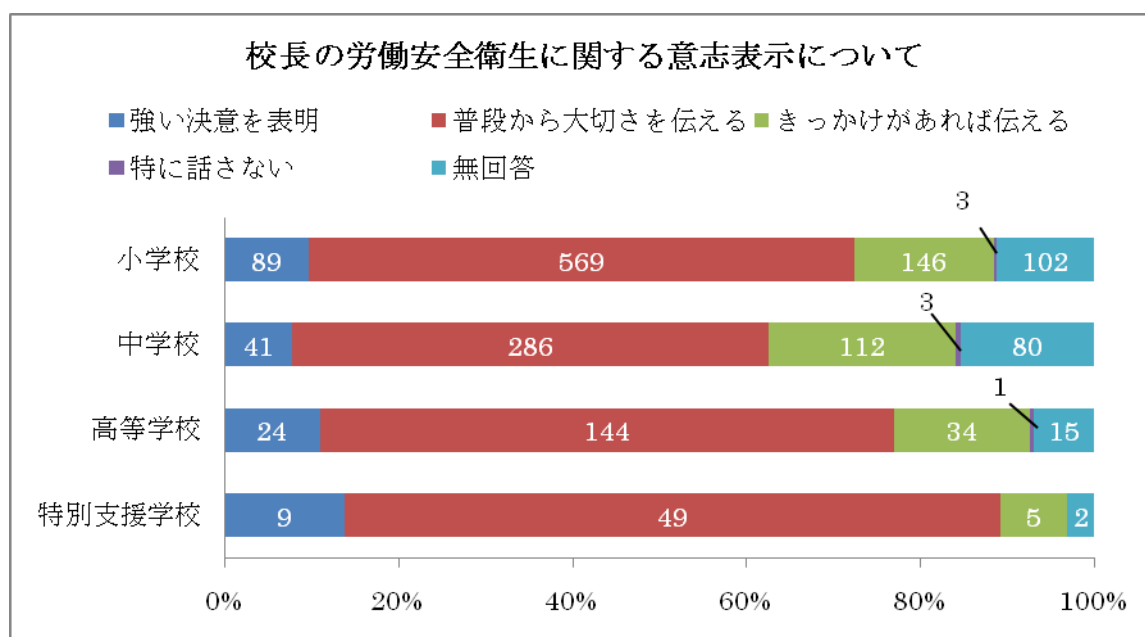
◎ 「その他」の具体的な内容（調査結果より）

- ・ 労働安全衛生についての啓蒙・認識が不足している。
- ・ 職員全体が日々の業務に追われ、時間的なゆとりがないと感じられる。
- ・ 推進するための職員（定数）が不足している。
- ・ 作業環境の改善等、施設上の制約が多い。
- ・ 産業医（保健管理医）との連携（そもそも未設置という学校もあり）

3 労働安全衛生に関する校長の意志表示について

校長が労働安全衛生について、どのような意志表示をしているか尋ねたところ、「普段からその大切さを職員に伝えている」と回答したところが全校種とも一番多かった。「強い決意を職員に向けて表明している」という回答もあわせ、多くの学校で校長の意志表示がなされている結果となった。

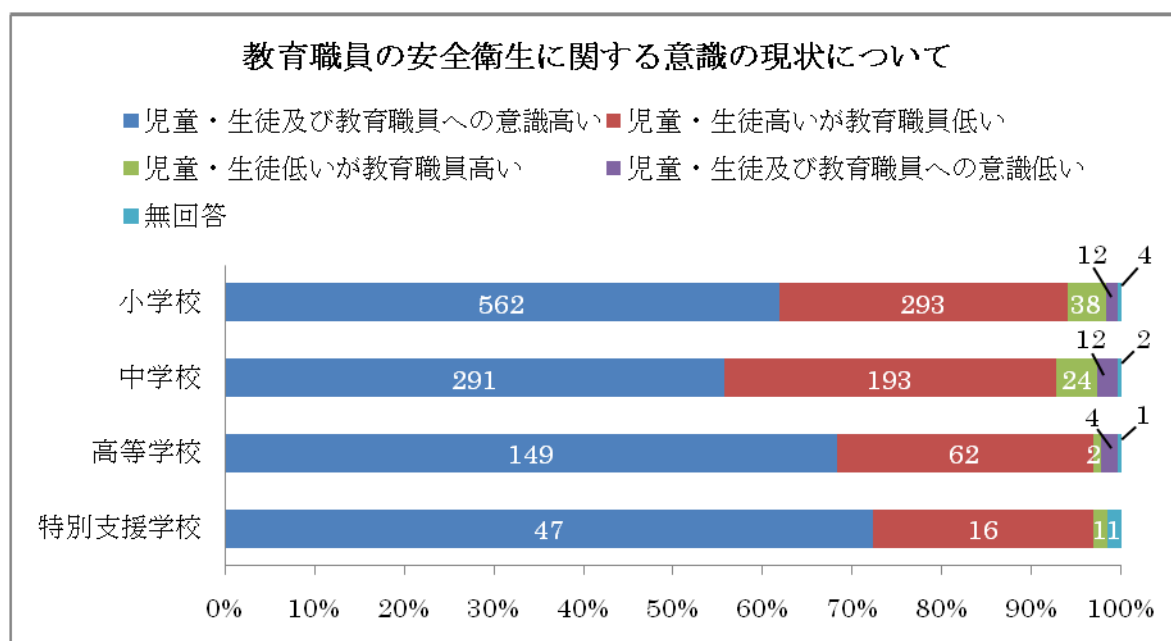
	強い決意を表明	普段から大切さを伝える	きっかけがあれば伝える	特に話さない	無回答	学校数計
小学校	89	569	146	3	102	909
中学校	41	286	112	3	80	522
高等学校	24	144	34	1	15	218
特別支援学校	9	49	5	0	2	65
合計	163	1,048	297	7	199	1,714



4 教育職員全般の安全衛生に関する意識の現状について

教育職員全般の安全衛生に関する意識について尋ねたところ、「児童・生徒及び教育職員の安全衛生について意識は高い」と回答したところが全校種とも一番多かった。一方で、次に多かったのが「児童・生徒の安全衛生に対して関心が高いが、教育職員の安全衛生に対して関心は低い」という回答だった。学校現場では、児童・生徒の安全衛生を確保することが第一と考えられている結果であった。

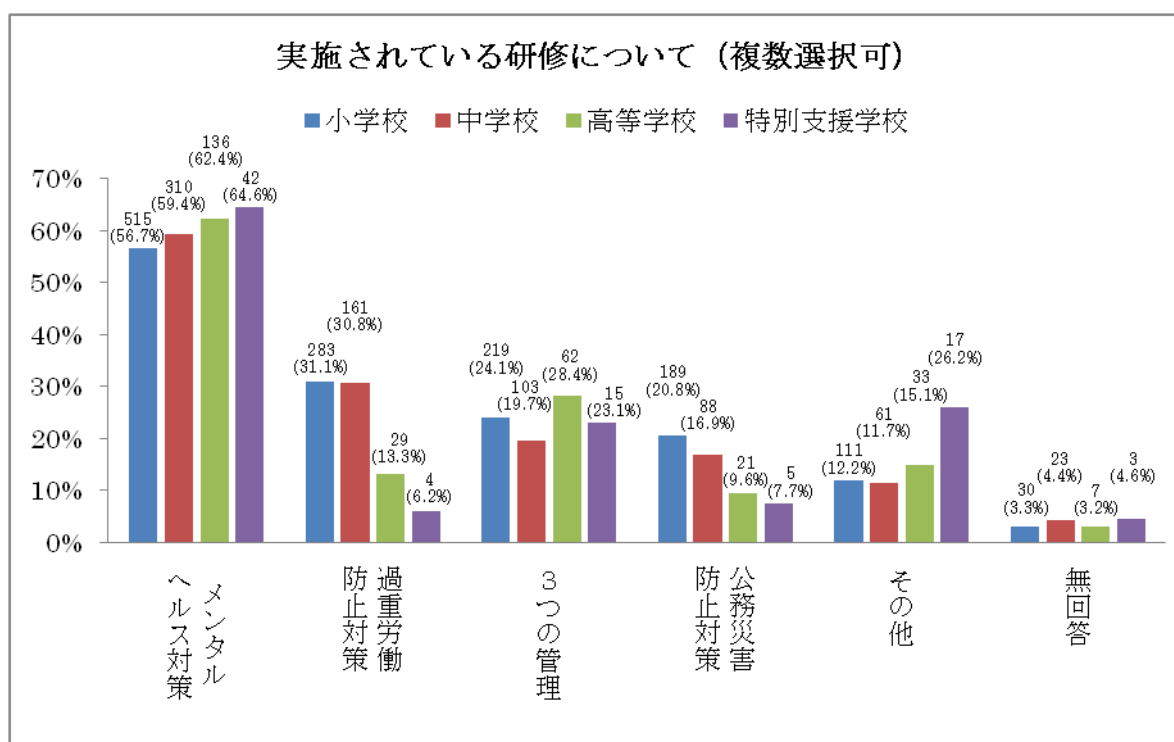
	児童・生徒及び 教育職員への意識高い	児童・生徒高いが 教育職員低い	児童・生徒低い が教育職員高い	児童・生徒及び 教育職員への意識低い	無回答	学校数計
小学校	562	293	38	12	4	909
中学校	291	193	24	12	2	522
高等学校	149	62	2	4	1	218
特別支援学校	47	16	1	0	1	65
合計	1,049	564	65	28	8	1,714



5 学校で実施されている労働安全衛生に関する研修について（複数選択可）

実施されている労働安全衛生に関する研修について尋ねたところ、「メンタルヘルス対策のための研修」と回答したところが全校種とも一番多かった。

	メンタルヘルス対策	過重労働防止対策	3つの管理	公務災害防止対策	その他	無回答	学校数計
小学校	515	283	219	189	111	30	909
中学校	310	161	103	88	61	23	522
高等学校	136	29	62	21	33	7	218
特別支援学校	42	4	15	5	17	3	65
合計	1,003	477	399	303	222	63	1,714



◎ 「その他」の具体的な内容（調査結果より）

- ・ 救急救命講習
- ・ 肩こり・腰痛予防対策のための研修
- ・ 多忙化対策についての研修会
- ・ 児童・生徒の実態把握の研修（障害特性及び行動特性）【特別支援学校】
- ・ 公務災害補償制度についての研修
- ・ 衛生、安全、健康等をトータルにとらえた危機管理研修
- ・ セクシュアルハラスメント防止研修

◎ 参考：用語説明

「3つの管理」とは？

・ 作業管理

労働安全衛生法第 65 条の 3（事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない）に基づく、勤務時間、休憩・休息时间、業務量、年次有給休暇等の正常化のための大切な取り組みとされている。

・ 作業環境管理

職場環境の様々な有害要因を取り除き、快適な職場環境を維持することを目的としているもので、教育職員の健康障害を防止する上で重要な対策となると考えられている。また、厚生労働省が「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」を告示しており、その具体化であるといえる。

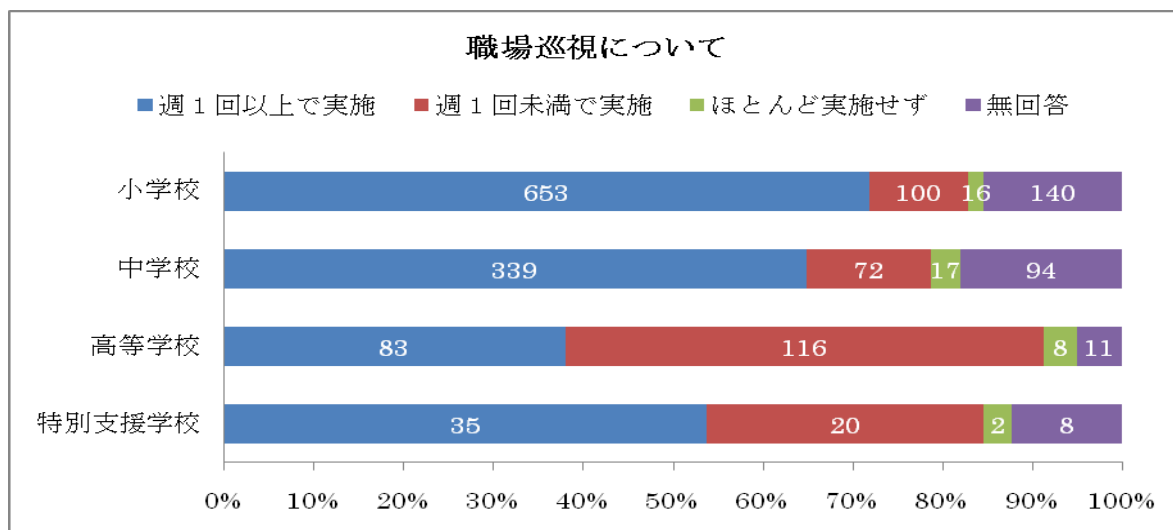
・ 健康管理

労働安全衛生法第 66 条に基づく健康診断の実施及び診断結果の通知等が必須であり、健康診断の結果、異常所見が見られた場合、教育委員会又は校長は医師からの意見聴取を行い、必要に応じて職場の変更、労働時間の短縮等の措置を講じなければならないとされている。

6 学校で実施されている職場巡視について

職場巡視の実施状況について尋ねたところ、小・中学校では、7割前後の学校で週1回以上巡視を実施しているという回答であった。

	週1回以上実施	週1回未満実施	ほとんど実施せず	無回答	学校数計
小学校	653	100	16	140	909
中学校	339	72	17	94	522
高等学校	83	116	8	11	218
特別支援学校	35	20	2	8	65
合計	1,110	308	43	253	1,714



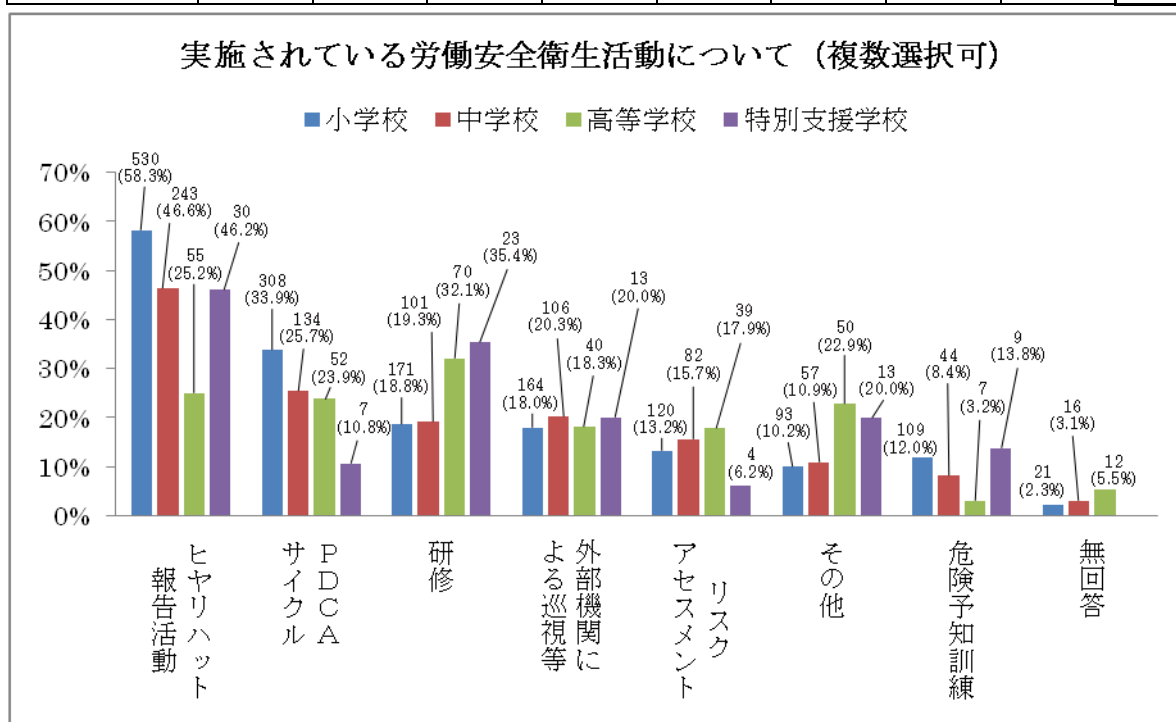
◎ 巡視している具体的な内容や場所（調査結果より）

- ・ 毎日、校長・教頭が敷地内（校内を含む）を巡回している。
- ・ 学校用務員及び管理職による危険箇所の確認、並びに校舎内の状況確認を目的とした校内巡視、管理職による生徒や職員の状況把握、並びに不審者対応を目的とした校内巡視を毎日実施している。
- ・ 校長及び養護教諭等が、ほぼ毎日校内巡視を行い、職員や児童の健康安全を確認している。3～4か月に1回程度、全教職員が校内外の安全点検日を設け、安全点検を実施している。
- ・ 月の初日を「安全点検日」とし、各管理分担場所を確認し、「安全点検カード」に記入し提出している。ほぼ毎日教頭が校内を巡視している。
- ・ 各学期（3学期制）に一度、校内巡視を実施し危険箇所の確認と、修理・改善を行っている。
- ・ 校長、教頭（衛生管理者）、養護教諭、事務主事、安全担当教員でグラウンド、校舎内を月に1回以上は巡視し、労働安全上や児童の生活上の安全面から、施設・設備の不具合や危険箇所がないかを巡視点検している。また、その点検結果を教育委員会の担当部局に報告し、緊急性のあるものから順次改善を図ってもらっている。
- ・ 年2回、4S（整理・整頓・清掃・清潔）月間を設け、職員室、更衣室、特別教室、準備室の整理整頓を呼びかけ、点検を行っている。

7 学校で実施されている労働安全衛生活動について（複数選択可）

実施されている労働安全衛生活動について尋ねたところ、高等学校を除く全ての校種については「ヒヤリハット報告活動」が一番多く、高等学校については「研修」が一番多かった。

	ヒヤリハット 報告活動	P D C A サイクル	研 修	外部機 関に よる 巡視等	ア セ ス メ ン ト リ ス ク	そ の 他	危 険 予 知 訓 練	無 回 答	学 校 数 計
小 学 校	530	308	171	164	120	93	109	21	909
中 学 校	243	134	101	106	82	57	44	16	522
高 等 学 校	55	52	70	40	39	50	7	12	218
特別支援学校	30	7	23	13	4	13	9	0	65
合 計	858	501	365	323	245	213	169	49	1,714



◎ 「その他」の具体的な内容（調査結果より）

- ・ 個別の面談相談、月1・2回のノー残業デーの実施
- ・ 学校医・教職員健康管理医・学校薬剤師による指導助言を受けている。
- ・ 公務災害で多い事例として、突然パニックに陥った生徒の対処中の事故があり、普段から職員間で生徒対応を含む情報交換を緊密に行っている。
- ・ 学校関係者評価委員による学校環境全般の意見交換（職場改善の提言を含む）
- ・ 修理依頼票の活用により、全ての職員が依頼できるしくみをとっている。職員の健康安全に関する情報を管理職から必要に応じて発信している。
- ・ ストレスチェックテストの実施

◎ 参考：用語説明

- ヒヤリハット報告活動 → 第4章（P.96～）参照
一歩間違えれば災害になっていたかもしれない「ヒヤリ」としたり「ハッ」とした経験を取り上げて、これらを皆に教え、同じような事が起こらないように、知恵を出し合い、工夫して安全な職場づくりをする活動
- PDCAサイクル
自主的な安全衛生管理を行うために、「計画（PLAN）→実施（DO）→評価（CHECK）→改善（ACT）」のサイクル（PDCAサイクル）を回しながら、計画的かつ継続的に安全衛生水準の向上を図っていく手法
- リスクアセスメント → 第4章（P.98～）参照
職場に存在する危険性または有害性などの災害の芽（危険有害要因）を洗い出し、リスクの大きさについて、危害の重大性と発生の可能性により数値的に見積もり、優先度を設定してリスクを除去または低減するための手法
- 危険予知訓練（KYT・KY訓練）
作業の状況を描いたイラストシートを使って、または現場で現物をテーマとして、職場の少人数で「どんな危険があるか」を話し合っ、その作業の状況に潜む「危険」を予測し、チーム行動目標を定めて、安全衛生を先取りする訓練

8 調査結果まとめ

- ・ 現状の労働安全衛生管理体制（法定外も含む）について、小学校及び中学校ではほぼ半数、高等学校及び特別支援学校では約 7 割の学校で、「十分な体制と感じる」という回答であった。学校種による意識に差があることについて、小学校及び中学校の設置者である市区町村と、高等学校及び特別支援学校の設置者である都道府県という設置者の違いも考えられる（今回の調査では、各教育委員会において、市区町村では所管する小学校及び中学校を、都道府県では所管する高等学校及び特別支援学校をそれぞれ選定してもらうこととした。）。都道府県教育委員会と市区町村教育委員会との協力体制についても検討する必要があるのではないかと。
- ・ 現時点での学校において、安全衛生管理体制に不足しているものとしては、「予算」が挙げられている。①安全衛生教育に関する予算（研修・教材等）、②設備関係、③人件費（そもそも時間的余裕がないという観点）という 3 つの要素からではないかと。
- ・ 校長の意志表示については、「強い決意を表明」「普段から大切さを伝える」を併せると全体で 7 割を超える。調査回答の多くは、校長以外の教育職員が担当しており、学校全体でそのように捉えられていると考えられる。
- ・ 教職員全般の安全衛生に関する意識の現状については、「児童・生徒及び教育職員への安全衛生に対する意識が高い」というのが 6 割前後であり、次いで「児童・生徒への意識は高いが教育職員への意識は低い」というのが 3 割程度である。児童・生徒に向けられる安全衛生への意識について、もう少し教育職員自らへも向けられれば意識改革になるのではないかと。
- ・ 実施している研修は、「メンタルヘルス対策」に関するものが多くなっている。教育現場が抱える大きな問題の 1 つである。
- ・ 職場巡視については、現在行っている巡視が「職場」であるという認識は薄いと考えられる。児童・生徒の安全確保のための巡視をするに当たって、そこは同時に教育職員にしてみれば「職場」である。現在行っている巡視にプラス α で十分対応できるものと考えられるため、それを踏まえたチェックリスト等を提案できたらよいのではないかと。実際に巡視を行うことで、意識改革にもつながるのではないかと。
- ・ 実施されている労働安全衛生活動については、「ヒヤリハット報告活動」が多くなっている。児童・生徒のことも含め、普段のコミュニケーションにより情報共有できることで注意喚起されることは有効であると考えられる。

第3章 公務災害防止の先進事例

第3章 公務災害防止の先進事例

1 リーダーシップと風通しの良さが災害防止の鍵 ～足立区新田学園の取り組み～

東京都足立区にある新田学園は、長い歴史を持つ小学校・中学校を母体とし平成22年に開設したばかりの小中一貫校だ。整然とした街並みの中に近代的な校舎を擁し、北は荒川、南は隅田川と河川に囲まれ自然空間にも恵まれている。

現在この学校では、校長を中心に学校全体で活発な安全衛生活動が行われている。

◆機能する組織



石鍋新田学園校長

「本校の『衛生委員会』は、『企画委員会』の中で、進められています」。新田学園校長 石鍋 浩氏は、こう語る。

「企画委員会」とは、毎週火曜日2校時に開催される同校の幹部会議だ。校長を筆頭に、3人の副校長、3人の主幹教諭、3人の各期主任（Ⅰ期:1～4年生 Ⅱ期:5～7年生 Ⅲ期:8・9年生）、各分掌主任、そして事務職員の全13人のメンバーで構成されている。

この会議で報告・審議される内容は、学校運営全般の様々なことだが、副校長の一人が衛生管理者として選任されており、公務災害防止対策、安全衛生研修など、労働安全衛生法が安全衛生委員会に求める様々な審議事項を網羅する。子供の安全についても、教育職員の健康や安全についても、一方向ではない真剣で活発な議論が展開される。

かつて、メンタル不調になりそうだった教育職員について、企画委員会で情報が共有され、本人にとって、そして子供・同僚など周囲にとってより良い対処方法は何か、真剣に話し合われた。方策・役割を明確にした上で対応したところ、未然防止することができたという。現在、その教育職員は元気に働いている。

石鍋校長は言う。「会議が増えると、追われる。追われると、形骸化しがちだ。機能しなくなった会議には何の意味もない。だから私は、可能な限り今機能している組織に、必要な役目を担わせようという考え方で進めているのです」。

◆問題解決へのリーダーシップ



必須アイテム

校長室には、1台の何の変哲も無いホワイトボードがある。このホワイトボードは、この学校で事件・事故など何らかの問題が起こったとき、欠かすことのできないアイテムとなる。

ひとたび事件が起こると、関係職員が校長室に集まる。ホワイトボードには、問題の発生、それまでの事象が時系列で書き込まれていく。その他の事実関係、対策に必要な情報も、どんどん書き込まれていく。そして、書き込みによって全員でイメージを共有した後

に、今後の対応策が箇条書きされ、各々の対応期限と対応者が一つひとつ決められていく。

対応者は、担任だから、最初に携わった人間だから、という単純な理由だけで決めることはない。組織として解決するために最もふさわしい者が選定される。同校副校長 中田眞由美氏は、こう話す。「事件を認識すると、校長はすぐに先頭に立って動いてくれます。指示も具体的であるため、教職員たちはとても安心できるのです」。

「組織が対応する」「みんなで対応する」「対応の仕方を明確にする」こうした石鍋校長の問題解決への姿勢は、多くの教育職員に好影響を与えている。主幹教諭や主任といった校内のミドルリーダーたちはやる気を引き出され、若手教育職員を気に掛け、育てようとする意識が強くなった。若手もそれについていこうとしており、自然と成長している。何か問題があっても、1人で抱え込むことなく、すぐ報告される。



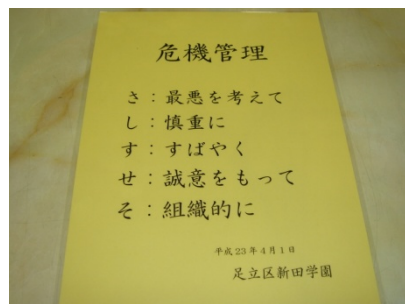
中田新田学園副校長

中田副校長はこう続けた。「職場の雰囲気がよく、ラインもはまっている。自由に話しやすい風土がある。これは校長先生のトップマネジメントがあってこそだと思います」。この学校では異動を希望しない教育職員が多いという。

◆危機管理のマネジメント

「常に最悪のことを想定して対策をとるようにしています。そういうときは、大抵最悪なことは起こらないが、対策をとっていることで教職員全員が安心できていると思います」と石鍋校長は話す。

校長は「危機管理のさしすせそ」を教育職員が目



危機管理のさしすせそ

つくあらゆる所に掲示し、教育職員の危機管理意識とその共通認識を高めている。「危機管理のさしすせそ」とは、東京都立川市にある市立立川第一中学校の嶋崎政男校長が提唱した標語で、【さ】最悪を考えて【し】慎重に【す】すばやく【せ】誠意を持って【そ】組織的に対応するという意味だ。

何かあった場合は、小さなことでも報告され、ヒヤリハット報告活動も活発だ。ヒヤリハット報告様式は定めていないが、普段のコミュニケーションの良さから、様式が無いことによる報告活動の低下は無い。形式には一切こだわらない反面、事の状況が把握できるよう、いつ、どこで、誰が、何を、どのように、どうしたといった5W1Hの内容を明確にすることについては、しっかり求められる。また、命にかかわる怪我や首から上の怪我等など重要事項についての報告については、素早い報告が厳命されている。

校内の階段で、上る児童と下りる児童が交錯している様子がある教育職員が気付いた。よく見ると、階段には手すりが片側にしかなく、児童たちは無意識に手すりのある方に寄っていた。すぐにガムテープで、誘導標示を行ったところ、交錯の危険性はかなり低下した。「児童が活動する場所は、教育職員の職場でもある。これも立派な労働安全対策です」と石鍋校長は語る。

◆安全と衛生を守る風土

石鍋校長は、学校にいる日は、最低1時間程度は校内を見回るよう心がけている。また、休日出勤簿や最終退庁者を毎日チェックし、教育職員が過重労働にならないよう気を配っている。こうした地道な行動も「常に最悪を想定して」の実践の一つだ。

とはいえ、学校全体の安全は、一人のトップの手に収まるものではないと校長は考える。「安全も衛生も、副校長、主幹教諭、各主任、そして全ての教育職員の意欲と協力がなければ、実現するのは難しい。そういう意味では、私は大変恵まれているし、心から感謝している。また、どんなに対策を施しても、これで安心ということはない。これからも全く気が抜けないことだと考えている」と自らを引き締めるように語った。

新田学園は、校長をはじめ職員の協力によって、安全と衛生を守る風土を築きあげた。この風土を守るためには、今まで同様、不断の努力を続けていかなければならない。

2 意思と責任の表明こそ安全衛生のスタートライン ～川口市教育委員会の取り組み～

川口市は、市域の大部分が都心 10～20 キロ圏内に入る埼玉県南端の人口約 58 万人の都市だ。この市が運営する市立学校は、2 つの幼稚園、53 の小学校、27 の中学校、3 つの高等学校と計 85 校あり、市教育委員会の積極的な主導の下、各学校の現場で先進的で活発な労働安全活動が行われている。

◆総括安全衛生管理者



新海学校教育部長

川口市教育委員会学校教育部長の新海 今朝巳氏は、「総括安全衛生管理者」の肩書を持ち、市立全 85 校のうち教育職員数 50 人未満である 81 校の労働安全衛生の統括管理を行っている。川口市では、教育職員数 50 人以上の残り 4 校にも「統括安全衛生管理者」が配置されており、それには各校長が充てられている。

本来、労働安全衛生法で「統括安全衛生管理者」の設置が義務づけられているのは、教育分野では 1,000 人以上の労働者がいる事業所のみである。また、公立学校でいう事業者とは「一つの学校」を指すというのが通説だ。労働安全衛生法の規定を、ただ受動的に適用しては、この肩書を持った職は存在しない。では、なぜ川口市には「総括安全衛生管理者」がいるのだろうか。

平成 9 年、現場の小学校教諭から、初めて市教育委員会副主幹として異動した新海氏の担当業務の一つは「教育職員の安全・衛生」だった。「児童・生徒ではなく、先生の安全衛生というのは想定外という印象でした」と新海部長は当時を振り返る。しかし、学べば学ぶほど、実態を知れば知るほど、現場にいるときは見えなかった労働安全衛生の重要性を実感し、労働安全衛生体制を整え対策を断行する必要性を感じるようになったという。

平成 10 年 6 月 4 日、多くの人の助言と協力により「川口市学校教職員安全衛生管理規程」が公布された。そこには、市教育委員会をあげて安全衛生管理を実行しようとする意思と体制が明示され、安全衛生管理体制を統括する責任者を明確にする意味からも「統括安全衛生管理者」の職が設置された。

この管理規程を基盤として、川口市教育委員会は全国屈指の安全衛生管理を推進していく。規程の公布・施行に尽力した当時の副主幹は、巡り巡って、その重責を担う立場とな

った。「まさか、自分がこの職につくとはね」と新海部長はしみじみと語った。

◆産業医の活用

川口市教育委員会の労働安全衛生対策の最大の特徴の一つに「産業医の活用」がある。現在、川口市教育委員会は、市内 85 校の学校に対し、川口市医師会から推薦のあった「産業医」25 名を委嘱している。そして全ての市立学校に対し、この「産業医」を活用した安全衛生事業を年 3 回行うことを指導している。各学校は、巡回指導や健康教育、個別健康相談、労働安全衛生マネジメントに関する助言等、それぞれの事情に合った「産業医」活用事業をプランニングし、それを実行していく。

2 年前、他市町村から川口市立幸町小学校校長として赴任した熊谷 芳美 氏は、こうした制度のあることに大変驚いたという。「最初は、産業医をどう活用していいのか分からなかったが、実際やってみるとその効果を実感できます。こうした制度が無ければ、専門家を活用した労働安全対策なんて思いも寄らなかった」と語る。

実は、「産業医」を手配する予算を獲得するにあたり大変厳しい意見もあった。しかし川口市では、産業医学の専門スキルを市内全ての学校の労働安全衛生対策に組み込んでいくことのメリットの大きさを見込んで、その導入を決定した。制度が導入されて 5 年目、各学校では、そのプランニングにも慣れ、より効果的に「産業医」を活用するようになってきているという。

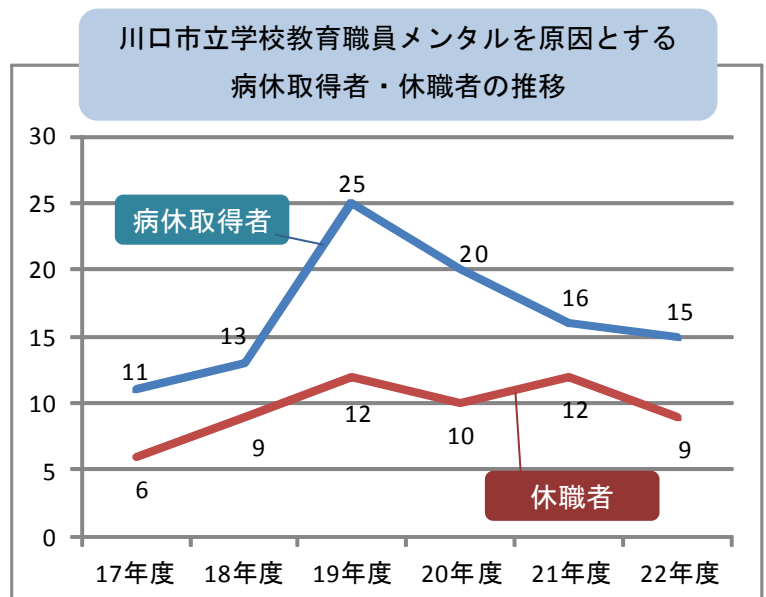


熊谷幸町小学校校長

◆メンタルヘルスカウンセラー

教育職員のメンタルヘルス対策は、現在、川口市教育委員会が最も力を入れている対策の一つだ。市議会でも頻繁に、教育職員たちの心の問題や、その背景にある仕事量、職場環境といった課題が、取り上げられている。

川口市の教育職員でメンタルを原因とする病休者、休職者の数は右図のとおりである。平成 19 年度のピークを乗り越えて、さらなる改善を目指し



ているといった状況だ。

同市では、研修会の開催、各種相談窓口の設置と様々な対策を施しているが、最大の特徴は「メンタルヘルスカウンセラー」の設置である。

川口市の「メンタルヘルスカウンセラー」は現在 2 人。相談室に閉じこもることなく、市内の学校どこへでも出張し、メンタル不調者や管理職の相談に応じている。また、特に要請や問題のない学校へも予防の意味で、管理職や教育職員に話を聞きに行っている。

メンタルの相談はなかなか周囲にしづらく、一人で抱え込み、気付いた時には重篤な状態に陥っているケースが多い。川口市教育委員会では、外部の人間で、専門性が高く、熱意があり、適切な医療機関を紹介できるなど情報を持つ人物を探していた。そこで、5 年前、こうした条件を満たしており、かつその信頼のおける人柄が見込まれ、大学講師やスクールカウンセラーの経験を持つ土井 一博 氏に白羽の矢が立てられた。

「メンタルヘルスカウンセラー」となった土井氏は、その持ち前のフットワークと気さくさで、川口市内の学校の先生たちの信頼を得て、日増しに出動の要請が増えていった。



土井カウンセラー

週 2 日勤務から、毎日勤務になり、それでも足りず新たなカウンセラーまで配置された。隠れていたメンタル不調の気付きや不安が掘り起こされ、徐々に効果を上げつつある。

「病休者・休職者が減っていますが、メンタル不調予備軍はまだ相当数います。面接により未然に発症を防いだ人は、平成 21 年度から 23 年度の 3 年間だけで 100 人近い状況です」。このように現状を語る土井氏は、現場での経験を生かし、川口市教育委員会のメンタル対策全般に渡って助言するスーパーバイザーとしての役割も担っている。

◆伝道する労働安全衛生文化

川口市教育委員会では「衛生推進者」「衛生管理者」の育成に大変熱心だ。(社)埼玉労働基準協会連合会と連携し、毎年、自前の「衛生推進者養成講習会」を実施している。その年の「衛生推進者」でなくとも積極的な受講を奨励した結果、衛生推進者講習会修了証を所有する職員の割合が高く、労働安全衛生文化醸成の基礎が築かれている。もちろん、その年の「衛生推進者」「衛生管理者」向けに、そのスキルをさらに高めるような研修も行っている。

その他にも、健康管理研修を行ったり、採用 1~3 年次の教育職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施したり、全職員に「衛生委員会ニュース」を配布したりするなど、絶え

ず安全衛生文化を守り、育む取り組みが進められている。

また、不幸にも公務災害が発生した場合、できるだけ真摯に、素早くその対策に取り組む。初任者研修でけが人が出たら、その研修プログラムの必要性・妥当性を検討し、次年度から変更する。教室の掲示作業で事故が起こったら、脚立や踏み台を購入・配付し、それにとどまらず高所作業をそもそも減らすようロッカーの規格改善をするなど。

川口市の「学校教職員安全衛生管理規程」については、近隣の越谷市や草加市、大阪の堺市などが、その効果・クオリティの高さを認め、同様の規程を導入しているという。新海部長はこう語る。「教職員の安全衛生の環境整備や公務災害防止で最も大切な要素は、現場の意識、特に校長の意識だ。そういう意味からも、安全衛生の軸を定めたことは大きかった。私の役割は、現在の安全衛生問題をいかに校長に働きかけていくかということだと思っています」。規程制定から 12 年、社会の変化・環境の変化が著しい時代の中で、川口市教育委員会の安全衛生向上への取り組みは絶えず続いている。

第4章 公立学校における労働安全衛生活動の活性化に向けて

第4章 公立学校における労働安全衛生活動の活性化に向けて

公立学校において、有効な労働安全衛生活動と考えられているいくつかの手法を紹介する。それぞれの職場において、取り組みやすいものや必要性を感じられるものを取り入れ、より一層労働安全衛生活動を活性化されたい。

1 職場巡視

労働安全衛生規則では、衛生管理者及び産業医は、事業場を巡視し、「設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」とされている。なお、衛生管理者は毎週1回以上、産業医は毎月1回以上の職場巡視を行うこととされている。職員数が50人未満の学校では、衛生推進者を選任することとなっており、その職務は、文部科学省からの通知「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進について（平成23年12月21日付23ス学健第23号）」によれば、「学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは所要の措置を講ずる。」とされており、職場巡視は衛生推進者にとっても重要な職務と言える。

一方で、学校現場では、児童・生徒の安全衛生を確保する目的で学校内の巡視をしているケースが多いようである。児童・生徒の安全衛生を確保することは、教育職員の安全衛生を確保することにつながるという視点を持ち、「職場巡視」を実施してはどうか。別個に行うのではなく、すでに実施している校内の巡視について、自らの職場を巡視するという認識で視野を広げながら行うことで新たな発見もあるのではないだろうか。なお、この職場巡視においても、すでに実施されている校内巡視同様、どこに「職場の」問題があるかを把握するための指標となる巡視項目を設定し、それをリストにまとめておく必要がある。このチェックリストを用いて実施することで評価基準が均一となるのである。

ここで、職場巡視の際に使用するチェックリストの例を示す。このチェックリストは、財団法人地方公務員安全衛生推進協会が平成20年度に実施した「職場巡視チェックリスト導入事例調査」（全国の教育委員会及び学校を対象とした抽出調査）により作成されたチェックリストをもとに、「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究会」において作成したものである。ただし、このチェックリストはあくまでも一つの例であって、必ずしもどの学校でも使えるというところまで志向したものではない。足りないと思われる項目、逆に不要と思われる項目については適宜つくりかえを行い、チェックリストを導入した後も、巡視項目やリストの書式など適宜見直し、より効果的な職場巡視を行うよう心がけてほしい。

また、評価の欄は「良好」「要改善」「要検討」の3段階の選択式評価とした。これに「特に良い事例」を加えて4段階評価にしてもよいし、空欄にして「よくできている」「すぐに改善したほうがいい」など自由記載によって運用することも想定している。学校で使用する前に、評価方法について検討し、簡単でかつ結果につながりやすいと思われる方法を採用してほしい。

このチェックリストや既存のものを参考に、それぞれの教育委員会や学校で、自分たちに合ったチェックリストの作成が期待される場所である。

学校職場用チェックリスト例

－ 除く給食調理場 －

日 時	年 月 日	時～	時	(天候:	気温:	℃)
巡視場所						
巡視同行者						
職 場 概 要 職 員 数 : 計 人 (内 男性 人・女性 人) 健康診断受診者 : 計 人 (内 男性 人・女性 人) 受診率 % 公務災害発生の有無 : 有 人 (過去3年 件) ・ 無 (災害の概要: _____) 長期休業者の有無 : 有 人 ・ 無						
	チェックポイント	評 価		気づいたこと (改善すべき、参考にすべき)		
		良	要改善要検討			
教 室 ・ 職 員 室	庁舎管理部門による作業環境測定が定期的に行われている					
	文書・書籍、備品等の整理整頓がなされている					
	ロッカー、棚が固定されている (地震対策など)					
	高いところのものをとる場合等のための安全な踏み台がある					
	電気配線、コンセント等が安全に管理されている					
	室内の床の清掃・管理が行き届いている					
	室内の段差につまずき防止が施されている					
	机、椅子の破損、ぐらつきがなく安全である					
	室内が暑すぎたり寒すぎたりせず快適である					
	室内の照明が適切である					
	室内の換気が適切である					
	息苦しくないほどの広さが保たれている					
	通行に支障がない程度の通路が確保されている					
救急箱が常備され、所在・使用方法が周知されている						
特別 教室等	化学薬品等の保管、管理は適切に行われている (保管場所、保管方法、表示等)					
	換気設備は正常に作動する					
	鋭利な器具等の危険物の収納が適切である					

	チェックポイント	評 価		気づいたこと (改善すべき、参考にすべき)
		良	要改善/要検討	
体育館・校庭等	床の破損、危険な箇所はなく安全である (体育館)			
	付属施設、設備、照明等に破損箇所はなく安全である (体育館等)			
	側溝、フェンス、路面等に破損や危険はなく安全である (外)			
	校内の樹木に、枝の伸びすぎ、害虫の発生がなく安全である			
VDT作業	VDT作業時の照度が適切である			
	VDT機器から放出する熱、騒音対策がなされている			
	VDT作業時、ディスプレイに差し込む光の反射防止対策がなされている			
	VDT作業に適した机及びイスが配備され、安全に使用できる			
共用設備	階段・廊下に物品が置かれず、安全に歩行できる			
	階段・廊下で、つまずいたり滑ったりしないよう対策が行われている			
	非常口に異常や障害物がなく緊急時に使用できる状態になっている			
	洗面所及びトイレが清潔に保たれている			
	給湯室が清潔で、換気も十分である			
	消火栓・消火器が誰でも緊急時に使用できる状態になっている			
健康管理等	職員に健康教育が行なわれている			
	健康管理記録が適切に保管されている			
	ストレス対策や長時間労働対策が講じられている			
	敷地内禁煙(又は校舎内禁煙)が徹底されている			
	腰痛予防体操を行っている (特別支援学校)			
全体を通して気づいたことなど				

※その他、快適な職場環境作りを目指す観点から、「職員同士のコミュニケーションが良好である」、「職務分担が適切である」など、職場での聞き取り調査を伴うチェックポイントが考えられる。

2 ヒヤリハット報告活動

「ヒヤリハット」とは、災害には至らなかったものの、一步間違えれば災害になっていたかもしれない「ヒヤリ」としたり「ハッ」とした経験（運が悪ければ怪我をしていたかもしれない事故や、不安全な状態又は行動によって驚いたこと）を意味する。これは、幸いにも怪我をしないで済んだというだけのことであって、災害の一步手前の状況と考えられる。また、これに関しては、米国技師ハインリッヒ氏が労働災害の発生確率を分析した「ハインリッヒの法則（1：29：300）」というものがあり、その中で、1つの重大な災害の背後には、29の軽微な災害があり、その背景には300の無傷事故（ヒヤリハット事例）があるとされている。このように、一步間違えれば災害になっていたかもしれない「ヒヤリ」としたり「ハッ」とした経験を取り上げて、これらを皆に教え、同じようなことが起こらないように知恵を出し合い、工夫して安全な職場づくりをする活動が「ヒヤリハット報告活動」である。

学校現場では、とかく児童・生徒の安全衛生の確保が第一であると考えられているが、児童・生徒が危険な状況になったとき、それを助けようとする教育職員に危険が及ぶこととなり、その結果、教育職員が負傷することとなれば、学校現場での児童・生徒への影響も多大なものとなる。また、教育職員が負傷するような危険な状況は、児童・生徒にとっても危険な状況であると考えられることから、教育職員を対象とした公務災害防止対策としてのヒヤリハット報告活動は非常に重要なものである。

ヒヤリハット報告活動においては、「ヒヤリ」としたり「ハッ」とした事例を記録に残しておくことが大切である。体験しても、非常に危なかったと感じたものでなければ、時間の経過とともに忘れてしまいがちであるため、できるだけ早く記録用紙に記入しておくことが望ましい。また、こうして記録された報告事例については、学校全体で共有していくことが重要である。共有することで、学校現場全体の安全意識の向上や、公務災害防止対策の推進が期待できる。最低でも、学期に一度は報告事例をまとめ、確認するような取り組みを行ってみてはいかがだろうか。学校現場におけるヒヤリハット事例は、他の学校等でも同様に起こりうるため、記録に残し、Eメールやイントラネット等の活用により、幅広く情報共有することで事故や災害の防止に大いに役立つと考えられる。

ここでは、ヒヤリハット報告書の基本的な例を示す。この報告書は、「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究会」において既存のものを参考に作成したものである。職場巡視チェックリスト同様、この報告書はあくまでも一つの例であって、必ずしもどの学校でも使えるというところまで志向したものではないため、適宜見直し、より効果的なヒヤリハット報告活動を行うよう参考としてほしい。

ヒヤリハット報告書

学校名：

③校 長	②衛生推進者	①報告者	番 号	第 号
			報 告 日	平成 年 月 日
① 発生 の 状 況	い つ			
	だ れ が			
	ど こ で			
	何をしていた時に			
	どうなったのか			
	なぜ発生したのか			
①	今 後 の 行 動 (対 策)			
②	どうあるべきか			
③ 学校長 の 判 断	区 分	A …… 根本的な対策が必要である。		
		B …… 学校内での検討が必要である。		
		C …… 教職員全員に注意喚起する。		
	そ の 他 意 見			
③ 学校内での決定事項				
対策実施確認者		対策完了年月日	平成 年 月 日	
備 考 欄				

※ ①については、報告者が記入する。

※ ②及び③については、各学校において取り組み状況等を決定し、記入する。

※ 状況がわかりにくいときは、余白・裏面等に略図を描くのもよい。

3 リスクアセスメント

リスクアセスメントとは、「危険性又は有害性等の調査」のことであり、教育職員の就業に係る危険性又は有害性を洗い出し、その危険性又は有害性が怪我や病気につながる可能性と怪我や病気になった場合の大きさを見積もり、評価し、それへの対策を検討・実施し、その結果を記録する一連の流れのことである。

リスクアセスメントを導入することにより、次のような効果が期待できる。

(1) 学校内のリスクが明確になる

学校内の潜在的な危険性又は有害性が明らかになり、危険の芽を事前に摘むことができる。

(2) リスクに対する認識を共有できる

リスクアセスメントは、学校現場の教育職員の参加を中心に校長とともに進めるため、学校全体の安全衛生のリスクに対する共通の認識を持つことができるようになる。

(3) 安全衛生対策の合理的な優先順位が決定できる

リスクアセスメントの結果を踏まえ、リスクの見積もり結果等により安全衛生対策を講ずべき優先順位を決めることができる。

(4) 残留リスクに対して「守るべき決めごと」の理由が明確になる

技術的、時間的、経済的にすぐに適切なリスク低減措置ができない場合、暫定的な管理的措置を講じた上で、対応を教育職員の注意に委ねることになる。この場合、リスクアセスメントに教育職員が参加していると、なぜ、注意して職務を遂行しなくてはならないかの理由が理解されているため、守るべき決めごとが守られるようになる。

(5) 費用対効果の観点から有効な対策が実施できる

リスクアセスメントにおいて明らかになったリスクやその低減措置等ごとに、緊急性、予算、人員など必要な運営資源が具体的に検討され、費用対効果の観点から合理的な対策を実施することができる。

ここでは、リスクアセスメントを実施するに当たっての基本的な様式例を示す。この様式は、「教育職員の公務災害防止対策に関する調査研究会」において作成したものである。まず、普段の職務の中から危険と考えられることを洗い出し、現在のリスクを見積もり、有効な対策を検討し、その対策を講ずることでのリスクを再度見積もる。最終的には、実施した対策の内容と時期を記入することとなっている。各校種ごとの例では、実際に起こった災害の内容を「危険有害要因（リスク）」として引用している。実際には、職場巡視やヒヤリハット報告等をもとに検討するのも有効と言える。あくまでも一つの例であるため参考としてほしい。

これまでの労働安全衛生活動は各職場で実際に発生した災害の原因を調査し、類似災害を防止するための再発防止活動、いわゆる後追い型の取り組みが中心であったが、以上3つの手法については、いわゆる先取り型の手法である。

リスクアセスメント実施一覧表(学校)

★ リスクアセスメントで学校から負傷・休業・死亡事故をなくそう！

職務内容	危険有害要因 (※)	発生の恐れがある 公務災害 (傷病名)	現在の リスクの見積もり			総合評価 (リスク低減対策内容)	確認					
			重災 篤害 度の	可発 生性 の	リ スク の 優 先 度 の		校長	担当	評価実施日	対策実施日		
例 掲示作業	ロッカー上で児童作品の掲示中、 バランスを崩して転落する。	骨折、捻 挫、打撲	△	△	II	脚立の配置、脚立使用の義務 付け	△	○	I	高所作業の安全教育、脚立の 全教室配置、複数作業の徹底		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												

凡例 ●災害の重篤度：x＝致命的・重大 △＝中程度 ○＝軽度 ●発生の可能性：x＝頻繁・可能性が高いか比較的高い △＝時々・可能性がある ○＝ほとんどない・可能性がほとんどない
●優先度(リスクレベル)：Ⅲ＝直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。Ⅱ＝速やかにリスク低減措置を講ずる必要のあるリスクがある。Ⅰ＝必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。
(※) 記入の仕方としては、災害に至る過程として「～なので、～して」「～になる」とする。

リスクの優先度(リスクレベル)見積表

重篤度 可能性	○ 軽度	△ 中程度	× 致命的・重大
○ ほとんどない	I	I	II
△ 時々	I	II	III
× 頻繁	II	III	III

【「可能性」の定義】

○: 効果的な安全措置がある。特別に注意していなくても怪我をしない。

△: 安全措置されているが不備がある。うっかりしていると怪我をする。

×: 安全措置がない。高い注意が必要である。

【「重篤度」の定義】

○: かすり傷程度

△: 治療・通院加療が必要な不休災害

×: 死亡、失明、入院が必要な休業災害

第5章 教育職員の公務災害防止対策についての考察と提言

第5章 教育職員の公務災害防止対策についての考察と提言

1 教育職員の公務災害の特徴

本書（第1章）では、教育職員の分析可能な公務災害認定案件 5,166 件を、校種ごとに、そして災害が起りやすい状況ごとに分類した上で、具体的な災害事例を添えながら、その実態に迫り、その姿、傾向を浮き彫りにしていくことを試みている。

以下、その結果に基づき、教育職員の現場で多く見受けられ、特徴づけられる公務災害について、それぞれ考察してみる。

◆運動中の事故

校種を問わず、教育職員の公務災害でよく見られるのが「運動中の事故」である。5,166 件の公務災害の 1,908 件（36.9%）を占め、「授業中」や「学校行事」、「部活動指導中」、「休み時間中」に頻出している。

事例を見ると、試技をしたり、生徒と一緒に運動や遊びをしたりという状況下で「アキレス腱を断裂した」「足首をひねった」など無理な動作から来る傷害がよく見受けられる。また、試合中に突き指や転倒をするケースも少なくない。「運動中の事故」は、多くの場合において、不測の事態が起こったわけではなく、運動に内在する危険性が表面化してきたものと考えられる。

しかし、運動やスポーツを行うことは、教育活動そのものであり、児童・生徒との交流や信頼を深める上でも大きな効用をもたらす教育職員にとっては欠かすことのできないものである。そこで、可能な限り、運動やスポーツの持つ危険性を顕在化させない対策・努力が必要となる。

まずもって大切なことは、運動やスポーツには多かれ少なかれ危険が伴っていることを、教育職員一人ひとりが意識することである。その上で、運動の特性を理解する、ウォーミングアップをする、器具を点検する、自己の健康管理をするなど、知識習得・事前準備・体調管理などを行っていくことが重要と思われる。

そして、教育職員一人ひとりの意識を広範に高め、知識を伝え、計画的な点検・対策を施し、運動中の事故を無くす気運を作っていくためには、組織的な取り組みは欠かせない。各学校、各教育委員会は、「運動中の事故」を防止するための講習・研修を行ったり、ディスカッションの場を設けたりするなど、教育職員が常に「運動中の事故」への警戒心を保

持し、その対応力を高める施策を施していく必要がある。なお、平成20年6月東京都教育委員会が発行した「部活動中の重大事故防止のためのガイドライン」は、種目共通の基本的な考え方や安全対策のみならず、種目別の具体的な安全対策についても示している。インターネットで閲覧が可能なので、是非参考にしてほしい。

【部活動中の重大事故防止のためのガイドラインの URL】

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/pickup/seisaku_sport.htm#guide

◆墜落・転落・転倒の事故

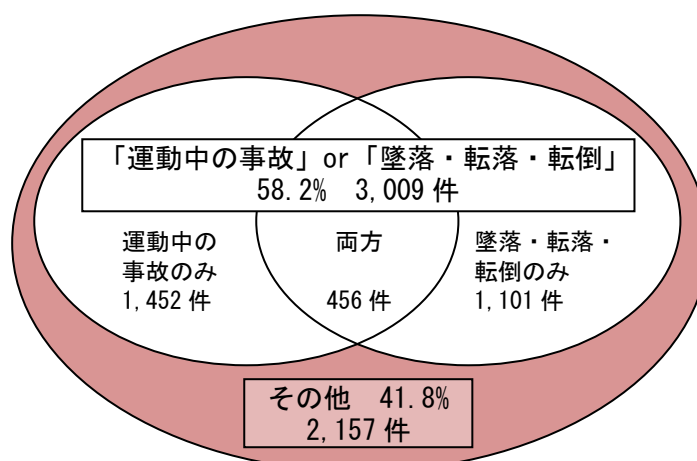
「墜落・転落・転倒」の事故は、教育職員の公務災害案件 5,166 件中 1,557 件と 30.1% に上る。全地方公務員の「墜落・転落・転倒」事故発生状況 19.8%(26,525 件中 5,261 件)と比較すると 10.3 ポイントの開きがあり、教育職員に頻出する災害パターンと言えることができる。また、前述の「運動中の事故」と併せると、教育職員の全公務災害の 58.2% を占めることとなる。

「墜落・転落・転倒」事故の発生場所は、「校庭等敷地内の屋外」405 件(26.0%)、「教室」223 件(14.3%)、「階段」211 件(13.6%)、「体育館・道場等」172 件(11.0%)をはじめ、校内・校外のいたるところに渡っている。

事例を見ると、「物、段差につまずく」「階段をふみはずす」「踏み台・椅子から転落する」「滑って転ぶ」などのケースがよく認められる。この中には、不適切な場所に物が置かれていた、溝がふさがれていなかったというような学校現場の「不安全状態」が災害を招いたケース、机や椅子を使って不安定な足場で高所作業する、前方の視界を防ぐ大きな荷物を持って移動するなど教育職員の「不安全行動」が災害を招いたケースも多く見受けられた。「墜落・転落・転倒」事故を防止するためには、こうした「不安全状態」「不安全行動」を解消していかなければならない。

教育職員はまずもって「自分の身は自分で守る」という認識を持ち、安全を最優先に仕事をする意識を持つ必要がある。職務の中で不必要に焦ったり、急いだり、先走ったり、

図 5-1 「運動中の事故」と「墜落・転落・転倒」



逆に集中力を失ってダラダラと行動することは、災害を誘引することにつながりかねない。確認を怠る、決まりを破る、無理をすることといった行動をできるだけ控え、経験・知識に基づいた落ち着いた職務執行を心がけてほしい。

また、各学校、各教育委員会は、「墜落・転落・転倒」事故を防止するため、教育職員に対し教育・訓練・指導を行うなど安全確保の意識付けを徹底して行い、災害につながる「不安全行動」を低減していく必要がある。また、各学校現場において職場巡視を行い「不安全状態」を取り除いていくことも、欠かせない対策である。

◆公務災害の年齢別特徴

図 5-2 の年代別公務災害発生率を見ると、40代・50代の公務災害が多く見られる。しかし同図にあるように、教育職員の年齢構成と照らし合わせると、20代は年齢構成に対して公務災害が多く、逆に50代は少ないという結果となった。30代・40代そして60代は、ほぼ年齢構成と同様だった。

また、公務災害の中身は年代によって大きく異なった。図 5-3 を見てみると、運動中の事故は、20代・30代に頻出し、その割合は40%を超えている。そして年代が上がるにつれ、その発生率は低くなっている。

逆に、「墜落・転落・転倒」事故は、50代・60代に多く発生し、その割合は40%を超える。40代になると激減して20%代となり、以下年齢が下がるごとに減るという結果となった。

年齢とともに、無理な運動は減るようになり「運動中の事故」は減

図 5-2 教員年齢構成と年代別公務災害発生率

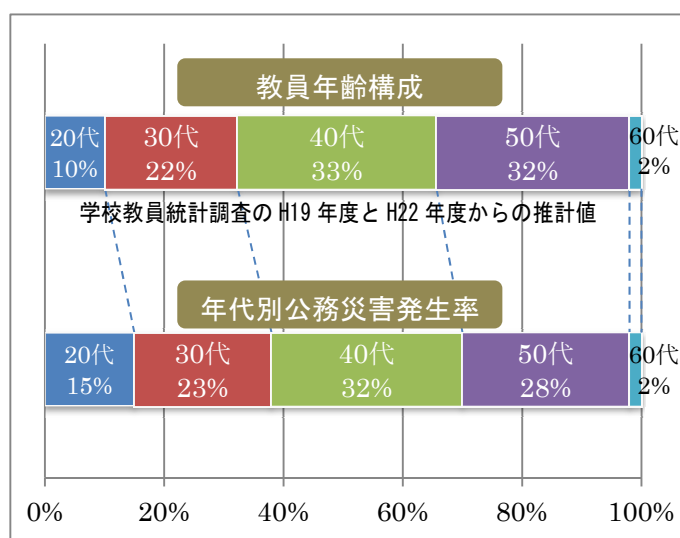
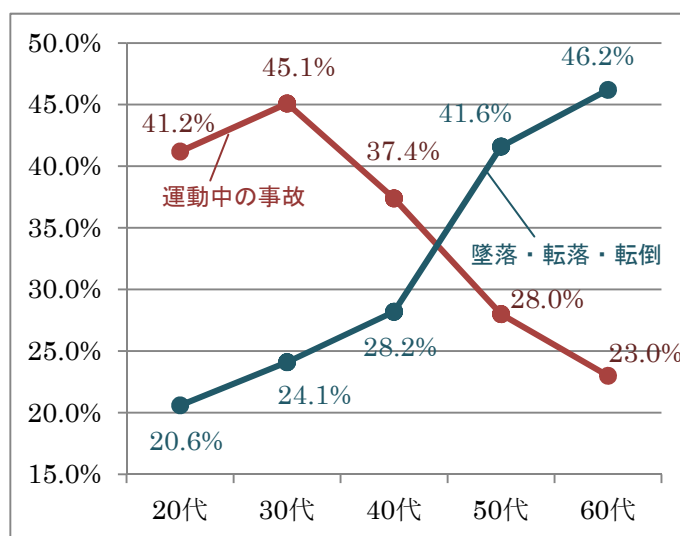


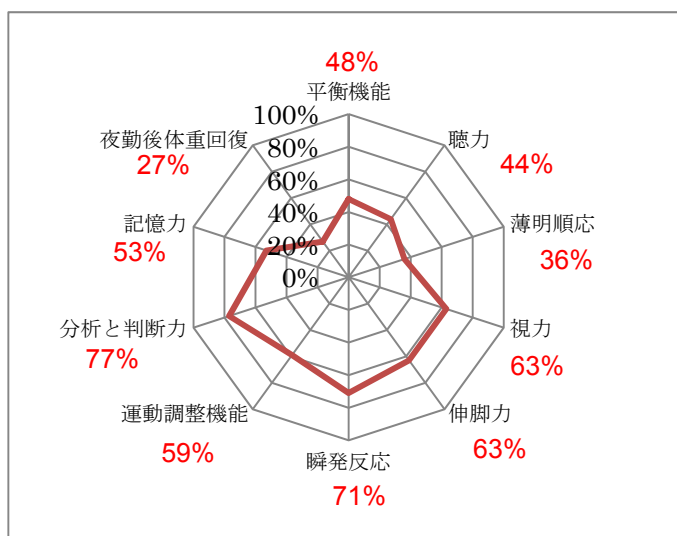
図 5-3 年代別・公務災害頻出分野の占める割合



っていくが、加齢による身体能力の変化が、「墜落・転落・転倒」事故につながっていくという予測も立てられる。

図 5-4 は、20~24 歳の最高期を基準としてみた 55~59 歳の身体機能水準である。高齢の職員も、周囲の職員も、このことを十分に認識する必要がある。そして例えば、教育職員同士で声を掛け合ったり、備品・教材の持ち運びや授業準備をお互いに手伝ったりすることで、注意を喚起していくことが重要であると考えられる。

図 5-4 高齢者の身体機能の特性



出典：斎藤一、遠藤幸男「高齢者の労働能力」（労働科学研究所 1980）を要約

◆その他の教育職員の公務災害

教育職員の公務災害は、前述の2つの頻出分野「運動中の事故」、「墜落・転落・転倒」以外にも、多種多様である。中でも「刃物・鋭利なものによる創傷」は、年400件に上り、教育職員の公務災害案件の7.7%を占める。道具の正しい使い方の知識を持ち、作業環境を整えることで防ぐことができた公務災害も比較的多く見受けられることから、積極的に対策を施すべき分野と考えられる。

また、教育職員の公務災害事例の中で、至るところに散見できるのは、子どもが急に飛び出してきたり、ボールがあらぬ方向から飛んできたり、介添えをしていた子どもが急に向きを変えたりするなど、不測の事態が事故につながるケースである。特に近年は、特別な支援を要する子どもが増加し、障害の状態や特性に応じた対応ができないことが公務災害につながる事例が増加している。教育職員の現場での対応力を上げられるよう、情報共有や徹底した研修が求められる。

他に、教育現場を特徴づける公務災害の事案として「校内暴力」によるものもいくつか見受けられる。これについては、校内暴力等非行防止のための生徒指導を推し進めていく中で、子どもとの接触の仕方について職場内でも議論し、慎重な対処をしていくことを心掛けるべきであろう。

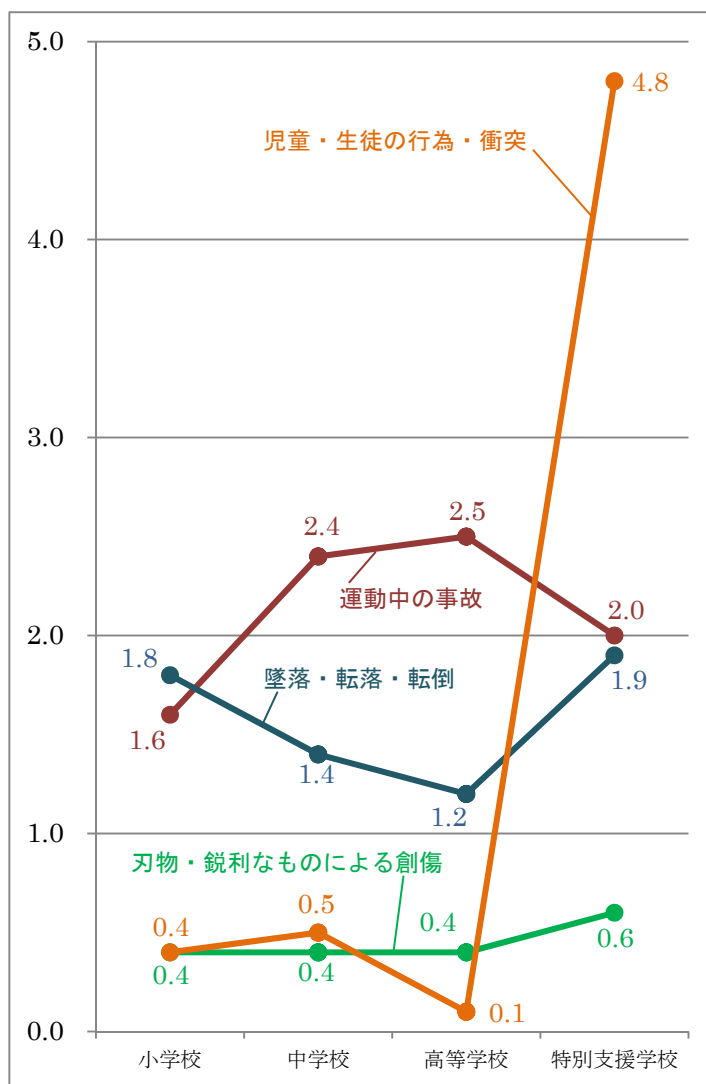
◆校種別に見る公務災害

校種別に各公務災害分野を千人率で表すと、図 5-5 のようになる。頻出分野「運動中の事故」については、部活動が活発な中学校・高等学校での発生率が高くなっている。逆にもう一つの頻出分野「墜落・転落・転倒事故」については、小学校と特別支援学校が高い。ただし、いずれの校種も、千人当たり 1 件以上の発生率を示し、各学校で対策を推し進めていくべき分野と言える。

また「刃物・鋭利なものによる創傷」事故は、千人当たり 0.4～0.6 件の発生率となり、校種による大きな差は見られなかった。

児童・生徒の行為や児童・生徒との衝突が原因の公務災害は、特別支援学校で千人当たり 4.8 件と、他校種に比べ格段に多く見られた。この数値は、高等学校の全公務災害の千人率と同じ値で、極めて大きいものである。前述のとおり、教育職員の現場での対応力アップと、情報共有を一段と進めていくことが、この発生率を低減させていく鍵となるであろう。

図 5-5 校種別・各公務災害分野の千人率

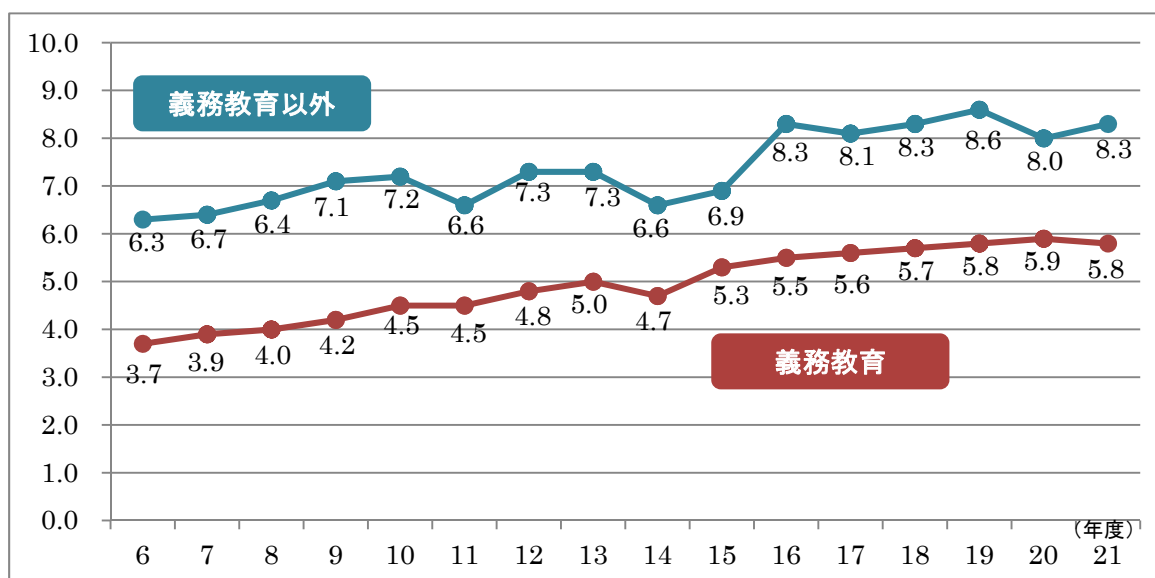


2 教育職員の公務災害防止対策の現状

図 5-6 のように、教育職員の公務災害千人率の数値が漸増している。本書（第 2 章）では、公務災害が増える各学校現場の公務災害防止対策の実態に迫るため、E メール調査を行い、調査に協力いただいた全国 1,714 校の回答の集計結果を表した。

この項では、この調査結果を軸として、現状の教育現場における公務災害防止対策について考察してみる。

図 5-6 教育職員の公務災害千人率の推移



◆労働安全衛生管理体制の現状

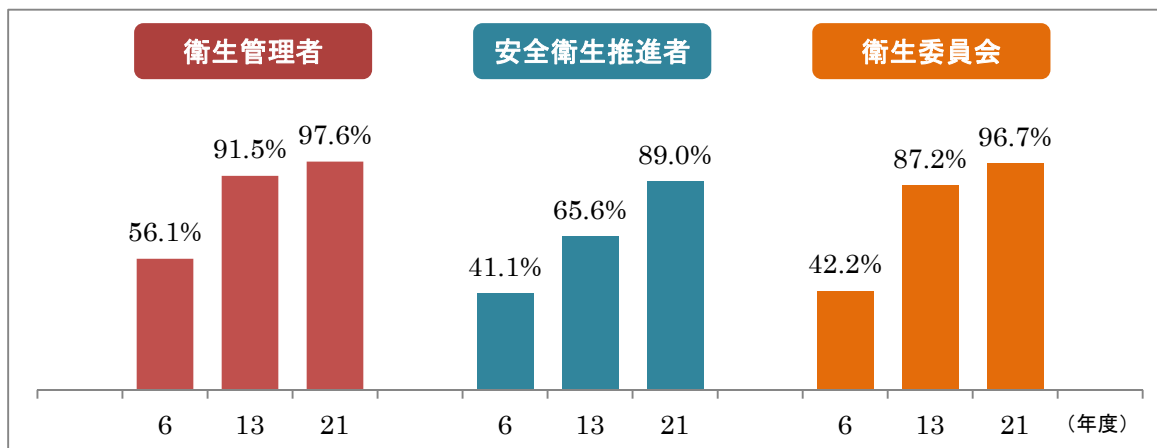
平成 7 年、総務省（当時：自治省）、文部科学省（当時：文部省）などが行った「公立学校における職員の安全衛生管理に関する研究会」において、教育部門の安全衛生管理体制の整備の大幅な遅れが指摘された。当時は公務災害を防止するための基本的な陣容さえ整えられていなかった教育現場が多かったのである。

この調査後、現文部科学省や各教育委員会は、安全衛生管理体制の整備に向け本格的な取り組みを行う。その結果、現在では図 5-7 に示したとおり各整備率の大幅な改善が達成されている。

平成 23 年、都道府県・政令指定都市の教育委員会を対象に行った「公務災害防止対策に関する実態調査」においても、これまで行ってきた安全衛生重点施策として最も多くの団体が上げたのが「安全衛生管理体制の整備（衛生管理者・推進者の選任、衛生委員会の設置等）」（全体の 82.5%）であった。各教育委員会が、学校現場における労働安全衛生の足場づくりに、いかに打ち込んできたかが伺える。いずれにしても現在、多くの教育現場で

公務災害防止に向けた組織体制が整えられている。

図 5-7 教育部門の安全衛生管理体制整備の推移（総務省調べ）



◆公務災害防止活動の現状

「職場巡視」は、教育現場の不安全状態をいち早く発見し、公務災害を未然に防ぐ効果的な活動と言える。今回の E メール調査の結果、その実施率は 97.1%（無回答を除く。以下職場巡視については同様）と非常に高いものであった。校種ごとに見ると、実施率の高い順に小学校 97.9%、特別支援学校 96.5%、高等学校 96.1%、中学校 96.0%とあまり開きは見られなかった。また、週 1 回以上という高い頻度で職場巡視を行っている学校は全体の 76.0%に及んだ。この点に関しては小学校 84.9%、中学校 79.2%、特別支援学校 61.4%、高等学校 40.1%と校種によって実施率に差が見られた。子供の災害防止という観点からも「職場巡視」は、教育現場の安全活動として常識化した活動とすることができ、安全な職場形成に寄与していると考えられる。

また、今回の E メール調査によると、教育現場でよく行われる学校安全衛生活動では「ヒヤリハット報告活動」が実施率 50.1%で最も高いという結果となった。「ヒヤリハット報告活動」はしっかりと機能すれば、職場の不安全な状態や行動に気付き、災害の可能性の芽を摘んだり、報告活動を通して職員の知識・能力を上げたりできる非常に優れた効果的な手法である。各教育現場で、この取り組みをさらに活性化していくことが、公務災害の防止に結びつくものと考えられる。

「ヒヤリハット報告活動」以外の学校安全衛生活動は、実施率の高い順に「PDCA サイクル」(29.2%)、「研修」(21.3%)、「外部機関による巡視等」(18.8%)、「リスクアセスメント」(14.3%)、「危険予知訓練」(9.9%)という調査結果となった。この 6 つの活動のいずれかを行う学校（複数選択可）は 84.7%に上っており、ほとんどの学校で何らかの安全衛

生活動を実施していることがわかった。

◆公務災害防止活動の効果・意識の現状

労働安全衛生組織もおおかた整い、職場巡視はもとより様々な公務災害防止活動にも着手する中、教育現場では現状の労働安全衛生の管理体制をどう捉えているのだろうか。今回の E メール調査では、「十分な体制とは感じない」との回答が 45.3%（無回答を除く。以下同様）にも上り、現場では大変厳しい見方をしているという結果が表れた。校種ごとに見ると、順に中学校 50.8%、小学校 47.5%、特別支援学校 28.1%、高等学校 28.1%となっている。

「十分な体制と感じない」と回答した学校で、不足事項を尋ねたところ、「予算」(53.6%)、「職員のスキル」(42.2%)、「テキスト教材」(34.5%)、「空気」(31.7%)、「DVD 教材」(25.2%)の順となった。「予算」というのは、安全衛生活動の執行予算が無いということか、それとも教育現場全体の予算、そこから端を発する人手不足を意味しているのか真意をはかりかねるので、あえて考察は差し控えたい。しかし、他の 4 項目を見ると、労働安全衛生の人材育成、意識形成が進んでいないという現状が読み取れる。

E メール調査によると、教育現場の安全衛生意識は、児童・生徒に向けては 94.5%が高いとしたにも関わらず、教育職員自身に向けては 65.3%が高いと言うにとどまった。児童・生徒の安全のために、自分たち自身の安全も確保しなければならないというように発想を転換し、誰にとっても安全な教育現場を実現してほしい。

この意識を変えていくためには、現場のトップである校長のマネジメントも重要である。労働安全衛生に関する校長の意思表示は「強い決意を表明」(10.8%)、「普段から大切さを伝える」(69.2%)、「きっかけがあれば伝える」(19.6%)、「特に話さない」(0.4%)となった。多くの校長は普段からその大切さを教育職員に伝えているようであるが、現状打開のため、是非、労働安全衛生推進・公務災害防止への決意を鮮明にし、人材育成・意識形成を図っていただきたい。

3 教育職員の公務災害防止対策のあり方

本書（第3章）では、公務災害防止対策が進む学校、教育委員会の現地調査を実施し、その先進性の実態に迫った。

この項では、先進事例調査をはじめ各種調査分析結果を参考に、公務災害防止対策はどうあるべきか、また対策において配慮すべき事項等について考察してみる。

◆有効な公務災害防止対策とは何か

公務災害を防止する対策は、単純化すると、大きく2つの対策に分類できる。

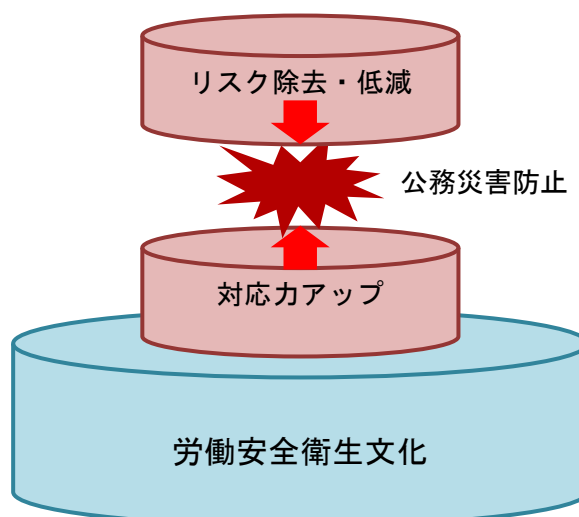
一つは「公務災害のリスクを取り除く、又は低減させる対策」である。リスクを取り除く対策とは、転倒の原因となる溝を埋める、机の上に椅子を乗せての作業を禁止するなど、公務災害の原因を根本的に取り除いてしまうこと。リスクを低減させる対策とは、危険個所にトラテープを貼り注意喚起を行う、防具を装着することを義務付けるなど、抜本的ではないが効果ある措置を施すことである。

もう一つは「各教育職員のリスクへの対応力を上げる対策」があげられる。危険を予知し、未然に防ぐには、各教育職員の経験・知識が欠かせない。安全教育を受ける、情報を共有する、OJTで経験を重ねるなど、人材強化により公務災害を防ぐということである。第1章でも述べたとおり不測な公務災害が多い教育の現場には、人材強化における効果は極めて大きいものと考えられる。

教育職員の公務災害防止は、この2つの対策を双方向から進めることで、災害可能性の領域を狭めていくことが望ましい。しかし、こうした防止対策も、現場の「労働安全衛生を進めていこうという気運」いわゆる労働安全衛生文化が無ければ、有効には働かない。

例えば、職場巡視をしても、リスクに気付かなければ対策には結びつかない。たとえ気付いても報告を怠れば対策は施せない。報告があっても、組織として活用されなければ、リスクは残ったままである。

図 5-8 公務災害防止対策モデル



「衛生委員会を開いたが何をすればいいかわからない」「ヒヤリハット報告様式を定めた
 があまり報告されない」という声を聞くことがある。このような場合、そもそも労働安全
 衛生文化が築かれていないことにその原因があるのではないかと考えられる。それぞれの
 学校現場に合った労働安全衛生文化づくりを行っていく必要がある。

◆学校現場の労働安全衛生文化を築くために —校長の役割と取り組みへの期待—

教育現場の最前線では、児童・生徒を育成するという重大な任務を持ち、保護者、地域、
 社会と深く関わり、おおよそのことは自分たちで判断・解決しなければならない。こうし
 たことから、公立学校は、教育委員会のサテライト的機関というより、自己完結型の組織
 といった様相が強いと考えられる。

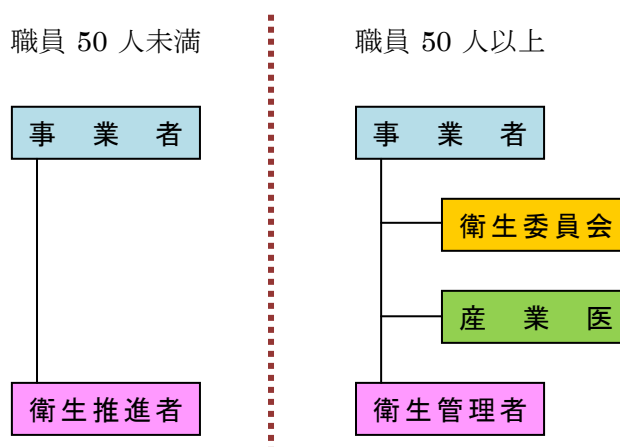
こうした組織で「労働安全衛生文化」を根付かせ、公務災害防止対策を推進していくた
 めには、トップである校長の経営方針・運営方針によるところが大きい。校長は、労働安
 全衛生推進の意思を配下の教育職員に伝え、「衛生管理者」「衛生推進者」などの人材を大
 いに活用し、安全衛生の気運を醸成していく必要がある。

図 5-9 は、労働安全衛生法が
 規定している管理体制図である。
 校長をはじめとする管理職や衛
 生管理者・衛生推進者は、研修
 等で目にした人も多いのではな
 いかと推測する。そして、この
 体制図に「校長」は位置付けら
 れてはいない。

しかし、労働安全衛生法は「事
 業者は、単にこの法律で定める
 労働災害の防止のための最低基
 準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働
 者の安全と健康を確保するようにしなければならない」と規定し、この体制を発展的に改
 善することまで、否定してはいない。

校長は、教職員が健康で安全に働けるよう安全配慮義務を負っている。もし、この体制
 図にとらわれ、校長の労働安全衛生への姿勢が消極的になっているとするならば、それは
 同法が掲げる趣旨と逆行していることに他ならない。法の趣旨を理解し、積極的なリーダ
 ーシップを期待したい。

図 5-9 安全衛生法上の安全衛生管理体制



なお、第3章で取り上げた川口市教育委員会では、その「安全衛生管理規程」において、事業者と校長の責務を同格に扱う規程を設けることで、校長の立場・責任を明確にし、教育現場での労働安全衛生の推進を図っている。

◆事業者（つまり教育委員会）が行うべき公務災害防止対策

学校現場での公務災害防止対策が上手く機能するように、今後、各教育委員会が取り組むべき施策は何か。前述のように、各教育委員会の努力によって、各学校における労働安全衛生体制は組織的には整ってきている。しかし、形は整っても、中身が伴わなくては、望むべき結果は得られない。各教育委員会には、各学校現場の意欲・意識・活動を活発化させる仕組み・取り組みを行うよう求められる。

学校現場をその気にさせるには、各教育委員会の意志もしっかりと見せなければならない。また、誰が責任を持って、何を推進していくのか、その責任者・立場を明確にすることも重要である。その意味で、労働安全衛生活動推進の軸となる「労働安全衛生規程」を定めることは、極めて有効となる。平成20年5月の文部科学省の調べでは、教育委員会の労働安全衛生規程整備率は、都道府県で100%だが、市町村では34.9%と低い。資料編139ページにおいて、第3章で紹介した川口市教育委員会の労働安全衛生規程を掲載するので是非参考にしてほしい。

また、前述の通り「自己完結型の組織」という色合いが濃い学校において、トップである校長の意識は重要である。管理職研修等あらゆる場において、労働安全衛生・公務災害防止の重要性についての意識を高めていく必要がある。

今回のEメール調査で、公務災害防止対策を進めるにあたり人材や教材が不足しているという声も少なからずあった。「衛生管理者」「衛生推進者」の人材育成はもちろんのこと、学校現場に公務災害防止の理解・実践が進むよう、多くの対象に向け、様々な安全教育を施していくことが大切である。また、教育現場の自主的な活動に資する教材の開発・紹介・配布なども検討してほしい。さらに、第3章の川口市教育委員会の「産業医の活用」にあるように、教育委員会として全体的な施策を実践していくことも大きな効果が期待できる。

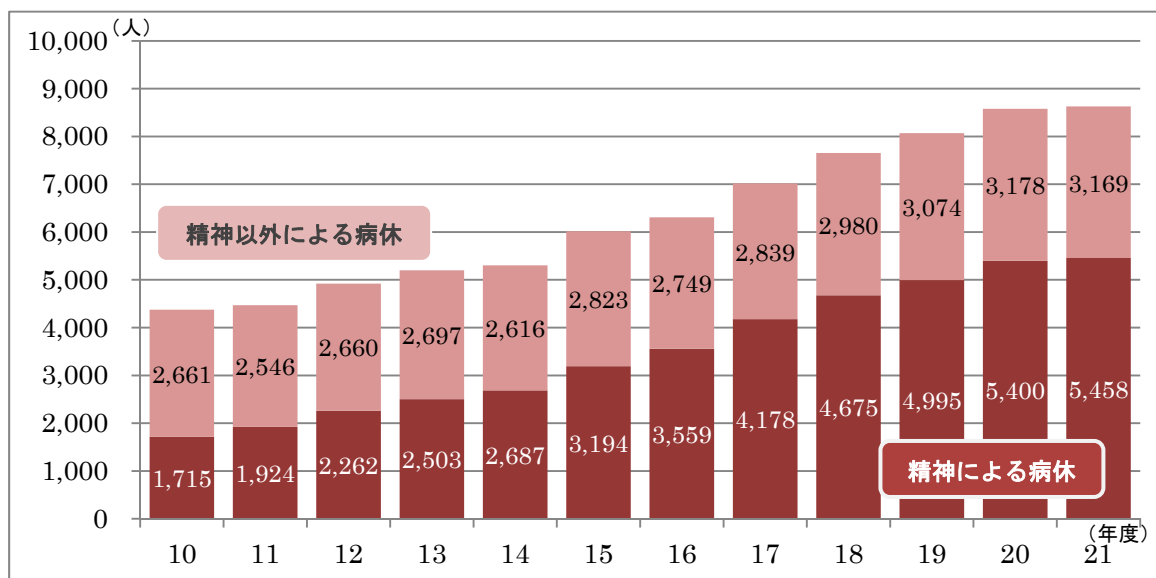
各教育委員会は、各学校の労働安全衛生・災害防止対策の状態や、教育職員の環境変化について、常に情報を得て、適宜、必要な手を打っていく必要がある。労働安全衛生文化は、一度築き上げたとしても、怠けてしまうとすぐに無くなってしまいう「空気」のようなものである。公務災害の少ない職場環境を形成するため、不断の努力を続けてほしい。

◆公務災害防止対策を行う上で考慮すべき事項

最後に、現在、教育職員の職場環境の中で、公務災害の発生に影響がある可能性を持つため考慮すべき事項について軽く触れておく。最近多くの職場で問題となっている「メンタルヘルス」についてである。実際今回分析した平成20年度の災害案件にはメンタルヘルスを理由とした案件はほとんどみられなかった。

しかし、メンタルヘルスによる病気休職者が年々増加する中、病休や休職に至らない隠れたメンタルヘルス不調者が判断力・注意力を損ない公務災害を誘発する可能性は否定できない。非常に重要な課題であることから、本調査研究とは別の取り組みを行う必要がある。

図 5-10 病気休職者等の推移（文部科学省調査）



4 公務災害の防止に向けた教育職員への提言

◆自分の身を守る「対応力」を上げていこう

教育職員の公務災害は、中には予想不能で避けがたいものもあるが、そのほとんどは、注意力、整理整頓、体調管理、ゆとり、知識、心構え、経験など、ほんのちょっとした何かが備わっていれば、避けられたケースも多く見受けられる。安全の基本は、まず「自衛」。「自分の身は自分で守る」という認識をしっかりとった上で、災害に巻き込まれない「対応力」を身につけていくことが大切である。

「対応力」を上げる第一歩は、まず「公務災害を知る」ことである。公務災害に関する事例や分析など情報を集め、どういうケースで災害が起こるのかを認識しておくことが、とても有効になる。本書に掲げた事例や分析も、また「ヒヤリハット事例」についても、公務災害を知るツールとして役立てられるので、是非活用してほしい。

また、「運動中の事故」、「墜落・転落・転倒」の事故は、教育職員の公務災害で頻出している。運動を行うときは、自分の運動スキルをよく考え、準備運動を行う、むきになりすぎないなど、災害を未然に防ぐよう心がけてほしい。50代以降になると「墜落・転落・転倒」事故が目立つ傾向が見られた。加齢による身体能力の変化を自覚して行動するよう心がけることも大切である。

労働安全衛生の知識の習得も重要な事項である。作業について、作業環境について、自身の健康管理について、研修・講習を積極的に受けるなどして、災害に巻き込まれにくいスキルを形成して行ってほしい。

人は疲れがたまりすぎたり、悩みを抱えすぎたりすると、注意力・集中力が落ちる。その結果、災害への「対応力」が落ちて事故に遭う確率も高まると考えられる。最悪の場合は、精神疾患をわずらうことさえある。過重労働は絶対に控え、悩みがあったら抱え込まずに相談をするよう心がけてほしい。

教育現場は、児童・生徒が走る、ボールが飛んでくるなど絶えず変化するアクティブな現場である。危険を予知し災害を回避したり、事故が起こっても最悪にならないよう対処したりできる「対応力」は、多くの場合、経験から生みだされる。経験は「宝」と認識し、積み重ねて行ってほしい。

また、情報が共有されていないばかりに大きな災害につながるケースも見受けられる。上司・同僚との情報共有は、それだけで公務災害を防ぐ基礎的な「力」になることを理解し、必要な情報を確実に職場で持ち合うようにしてほしい。

最後に、「労働安全衛生活動」は、教育職員の生命・身体を守る重要な活動である。その意義を認め、積極的に参加し、協力するよう努めてほしい。

職員一人ひとりがバラバラでは、過ごしやすい職場とはならないし、安全衛生の確保も難しい。お互い支え合える職場づくりを心がけることが大切である。

公務災害防止に向けた教育職員への十提言

- まずは「自分の身は自分で守る」という認識を持とう
- 「公務災害事例」「ヒヤリハット事例」から学ぼう
- 「運動中の事故」に気をつけよう
- 「墜落・転落・転倒」事故に気をつけよう
- 労働安全衛生の知識を習得しよう
- 過重労働を控え、悩みを抱え込まず精神のバランスを保とう
- 経験は「宝」。積み重ねて危機への「対応力」を上げよう
- 必要な「情報共有」は確実に行動しよう
- 「労働安全衛生活動」の意義を認め、積極的な参加・協力をしよう
- お互い支え合える職場づくりを心がけよう

5 公務災害の防止に向けた校長、管理職への提言

◆「労働安全衛生文化」を根付かせ、公務災害防止対策を推進しよう

労働安全衛生については、いくら組織を整えても、どんな活動を導入しても、労働安全衛生を進めていこうという気運、いわゆる「労働安全衛生文化」が教育現場に無ければ、公務災害防止対策はおぼつかない。

そして「労働安全衛生文化」を根付かせ、公務災害防止対策を推進していくためには、トップである校長の積極的なマネジメントが必要である。「衛生管理者」「衛生推進者」などの人材を大いに支援し、多くの職員を活用しながら、自校の安全衛生の気運を醸成して行ってほしい。

労働安全衛生活動を進めるにあたっては、ただ活動を漫然とするのではなく、公務災害のリスクの発見、そしてその除去・低減という具体的な措置が、可能な限り教育現場の誰の目からも見えるような形で進められることが肝要である。誰の目からも見える労働安全衛生活動は、安全衛生への意識の共有と、更なる活動への原動力となりうる。

また、各教育職員に対して、安全教育や研修等を実施したり、受講させたり、OJTで経験を重ねさせるなど、リスクへの対応力を上げ、人材強化を推進してほしい。さらに、メンタルヘルスの不調や過重労働によって、注意力が低下し公務災害が誘発される可能性は否めないことから、教育職員の心の健康に気を使い、過重労働対策を推進してほしい。

安全衛生への取り組みに終わりはない。何でも報告し、相談できる、風通しの良い職場づくりを実践し、継続的に取り組んで行ってほしい。

公務災害防止に向けた校長、管理職への八提言

- 「労働安全文化」を根付かせるため、校長はリーダーシップを発揮しよう
- 「衛生推進者」「衛生管理者」などの人材を大いに活用しよう
- 労働安全衛生に係る職員の提案を生かそう、まかせてみよう
- 労働安全衛生活動は、リスク除去・低減を図る具体的な対策を目指そう
- 職員のリスクへの対応力を上げる人材強化を心掛けよう
- 継続的に取り組もう
- メンタルヘルス・過重労働対策を推進しよう
- 風通しの良い職場づくりを目指そう

6 公務災害の防止に向けた教育委員会への提言

◆大局的な立場から、各教育現場の公務災害防止対策を支援しよう

公務災害防止対策を推進するためには、その軸が必要だ。各教育委員会は「労働安全衛生規程」を定め、その意思、責任者、立場を明確にした上で、公務災害の少ない教育現場を形成する不断の努力を続けてほしい。

学校の労働安全衛生の成否は、現場の取り組みによって決まる。校長の労働安全衛生マネジメントへの強い意識付けを行い、必要な情報やスキルを提供することが求められる。

学校の労働安全衛生の推進には「衛生管理者」「衛生推進者」など、知識と意欲を持って、それを推進する人材が欠かせない。こうした人材を養成し、各学校の安全衛生体制の整備を支援していく必要がある。さらに、学校現場に公務災害防止の理解・実践が進むよう、多くの対象に向け、様々な安全教育を施してほしい。

大局的な視点に立ち、各学校現場の労働安全衛生活動の育成状況を見たり、教育職員の実環境変化について、常に情報を得て、適宜、必要な手を打っていく必要がある。教育現場の自主的な活動に資する教材の開発や必要な情報提供、啓発活動など、マンネリ化から来る活動の減退を防ぐためにも、知恵と工夫を凝らした取り組みを進めていくことが肝要である。

また、メンタルヘルスの不調や過重労働によって、注意力が低下し公務災害が誘発される可能性も考えられることから、こうした問題についても対策を行うことが必要である。

公務災害防止に向けた教育委員会への十提言

- 「労働安全衛生規程」を定め、意思、責任者、立場を明確化しよう
- 継続的に取り組もう
- 労働安全衛生に関する校長の意識を高めよう
- 「衛生推進者」「衛生管理者」などの人材育成を行おう
- 多くの教育職員に安全教育を実施しよう
- 各学校現場の労働安全衛生文化の育成状況を確認しよう
- 現場の自主的な活動に資する教材等の開発を検討しよう
- 適宜、必要な情報提供や啓発を行っていこう
- 知恵と工夫のある取り組みを心掛けよう
- メンタルヘルス・過重労働対策を推進しよう

7 フォローアップそして継続的な取り組み

最後に、本調査研究に基づく安全衛生活動の一例を紹介する。本報告書を参考に、教育現場においてすぐにできる安全衛生活動から、ステップ・バイ・ステップで実践していく手順を示してみたので、参考にしてほしい。

ステップ1●気付き

教育職員の公務災害については、取り組みによって大幅な減少が可能であることに気付く。このステップについては、是非、本報告書を活用してほしい。

ステップ2●先進事例に学び実践

取り組みの先進的な好事例に学びながら、現場における予防活動を実践する。本報告書に掲載された事例をはじめ、実情に合う様々な事例を検討してほしい。

ステップ3●人材育成

労働安全衛生に関わる人材育成を積極的にすすめる。教育委員会は、新規育成、民間からの登用も視野に置き、教育現場の安全衛生を担う中核的な人材を計画的に育成する必要がある。また、現場では、衛生管理者・衛生推進者の活動を積極的に支援していく。

ステップ4●組織化と安全衛生活動の強化

安全衛生管理規程を定め、その実践のための組織化を進め、現場における安全衛生活動を強化していく。

ステップ5●安全衛生活動のツール提供と実践

学校現場ですぐに取り組める安全衛生活動のツールを提供し、実践する。実践により得られた結果について見える化を図ったり、地域あるいは全国で情報共有化を図る仕組みを作ったり、活動の輪を広げていければ効果的となる。

【ツール例】

- ・ 5S（整理・整頓・清潔・清掃・躰）の視点による職場巡視
- ・ ヒヤリハット報告活動
- ・ 全員「参加」をキーワードにした改善活動や研修・・・等々

このようにステップ・バイ・ステップで取り組む労働安全衛生活動を進めるには、毎年、継続的に取り組みの評価を行うとともに、次の目標を明らかにし、職場において公開することが重要である。

こうした取り組みを繰り返すうちに、できるだけシステムティックな方法、いわゆる「労

働安全衛生マネジメントシステム」に移行していくことが望ましい。職場で準備できているもの、できていないものをチェックし、これを所期レビューと捉え、ここから職場の安全衛生課題（PDCA サイクルの P（計画））を明らかにし、その課題を解決するための取り組み（D（実施））を実践する。この実践活動に対し、毎年 C（評価）と、A（改善）が加われば、労働安全衛生マネジメントシステムが導入されたこととなる。

継続は力なり。教育現場の公務災害を少しでも減らすために、徐々にでも着実に労働安全衛生活動を推し進め、安全衛生の風土を築きあげてもらいたい。



資料編

教育職員の公務災害防止対策に関するEメール実態調査

学校名			
所在市区町村名	都道府県		市区町村 (番地等は未記入)
担当所属名			
担当者	氏名		職
連絡先	電話		FAX
	e-mail		

※ 担当者欄は、入力者又は調査の内容を確認できる方をご入力ください。

※ 調査基準日は平成23年9月1日といたします。

Q 1

貴校の設置者について

(番号に1つだけチェック)

- 1. 都道府県
- 2. 市・区

Q 2

貴校の校種について

(番号に1つだけチェック)

- 1. 小学校
- 2. 中学校
- 3. 高等学校
- 4. 特別支援学校

Q 3**貴校の職員数について**

(番号に1つだけチェック)

なお、ここでいう「職員数」は、学校給食事業場の職員を除きます。また、常勤職員のほか、常態として業務に従事している臨時職員、非常勤職員等も含むこととします。

1. 49人以下
2. 50人以上

Q 4**過去3年間の公務災害認定件数をご入力ください**

(枠内に数値を入力)

平成20年度	平成21年度	平成22年度

- ※ 件数は、公務災害の発生年度ではなく、認定年度による件数を入力してください。
- ※ 公務災害認定の無い年度は「0」を入力してください。
- ※ 臨時職員、民間委託等、労働災害に該当し、公務災害に該当しない案件は除いてください。

Q 5**公務災害が起こった場合、検証し、再発防止に役立てる取り組みについて**

(番号に1つだけチェック)

1. 行っている(下欄に具体的な内容を入力してください)

2. 行っていない

Q 6

労働安全衛生法に基づく管理体制の整備状況について

(番号に1つだけチェック)

なお、ここでいう「職員数」は、学校給食事業場の職員を除きます。また、常勤職員のほか、常態として業務に従事している臨時職員、非常勤職員等も含むこととします。

【回答の際に、下記をご確認下さい】

<職員数49人以下の場合> 「衛生推進者」の有無についてご回答下さい。

<職員数50人以上の場合> 「衛生管理者」「産業医」「衛生委員会」の有無についてご回答下さい。

- 1. いる(整備している)
- 2. いない(整備していない)

「1. いる(整備している)」と回答された学校のうち、職員数が50人以上の場合は、下記の設間にもご回答下さい。

Q 6 - S Q

整備状況の内訳について

(番号に1つだけチェック)

- 1. 衛生管理者、産業医、衛生委員会、全て整備している
- 2. 衛生管理者と産業医を整備している
- 3. 衛生管理者と衛生委員会を整備している
- 4. 産業医と衛生委員会を整備している
- 5. 衛生管理者のみ整備している
- 6. 産業医のみ整備している
- 7. 衛生委員会のみ整備している

Q 7

労働安全衛生法で定める「衛生委員会」以外の労働安全衛生を推進する組織について

(番号に1つだけチェック)

「職員数」の考え方については、Q6と同様とします。

【回答の際に、下記をご確認下さい】

<職員数49人以下の場合>

「衛生委員会」の設置義務はないが、労働安全衛生を推進する組織を独自に設置しているかについて、ご回答下さい。

<職員数50人以上の場合>

「衛生委員会」とは別に、労働安全衛生を推進する小組織(チーム、グループ等)を独自に設置しているかについて、ご回答下さい。

- 1. 設置している
- 2. 設置していない

Q 8

現状の「労働安全衛生管理体制(法定外も含む)」について

(番号に1つだけチェック)

- 1. 十分な体制であると感じる
- 2. 十分な体制であると感じない

Q8で「2. 十分な体制であると感じない」と回答した方にお聞きます。

Q 9

足りないと思われることについて

(番号にいくつでもチェック)

選択肢に無いものは、「8. その他」にチェックをし、内容を入力してください。

- 1. 労働安全衛生を推進しようとする学校長のやる気
- 2. 労働安全衛生を担当する職員のスキル
- 3. 労働安全衛生を推進するための予算
- 4. 労働安全衛生を推進するための権限
- 5. 労働安全衛生を推進するためのテキスト教材
- 6. 労働安全衛生を推進するための映像教材(DVD等)
- 7. 労働安全衛生を推進しようとする空気
- 8. その他

Q10

学校長が労働安全衛生に関して、どのような意思表示をされているのかについて

(番号に1つだけチェック)

- 1. 強い決意を職員に向けて表明している
- 2. 普段からその大切さを職員に伝えている
- 3. 何かきっかけがあればその大切さを職員に伝えている
- 4. 特に話をする事はない

Q11

教職員全般の安全衛生に関する意識の現状について

(番号に1つだけチェック)

- 1. 児童・生徒の安全衛生及び教職員の安全衛生の両方について、意識は高い
- 2. 児童・生徒の安全衛生に対して関心は高いが、教職員の安全衛生に対して関心は低い
- 3. 児童・生徒の安全衛生に対して関心は低いが、教職員の安全衛生に対して関心は高い
- 4. 児童・生徒の安全衛生及び教職員の安全衛生の両方について、意識は低い

Q12

貴校で実施されている労働安全衛生に関する研修について

(番号にいくつでもチェック)

選択肢に無いものは、「5. その他」にチェックをし、内容を入力してください。

1. 公務災害防止対策のための研修
2. 過重労働防止対策のための研修
3. メンタルヘルス対策のための研修
4. 3つの管理(作業管理・作業環境管理・健康管理)についての研修(※下記参照)
5. その他

①作業管理

労働安全衛生法第65条の3(事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない)に基づき、勤務時間、休憩・休息时间、業務量、年次有給休暇等の正常化のための大切な取り組みとされている。

②作業環境管理

職場環境の様々な有害要因を取り除き、快適な職場環境を維持することを目的としているもので、教職員の健康障害を防止する上で重要な対策となると考えられている。また、厚生労働省が「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」を告示しており、その具体化であるといえる。

③健康管理

労働安全衛生法第66条に基づく健康診断の実施及び診断結果の通知等が必須であり、健康診断の結果、異常所見が見られた場合、教育委員会又は学校長は医師からの意見聴取を行い、必要に応じて職場の変更、労働時間の短縮等の措置を講じなければならないとされている。

Q13

貴校で実施されている職場巡視について

(番号に1つだけチェック)

実施されている場合は、その内容や場所についてもご入力ください。

1. 週1回以上、学校を巡回している
2. 週1回以上ではないが、学校を巡回している
3. ほとんど学校を巡回していない

→ 【下欄に具体的な内容や場所について入力してください】

選択肢に無いものは、「7. その他」にチェックをし、内容を入力してください。

- 1. 労働安全衛生におけるPDCAサイクル※1(職場改善活動)
- 2. ヒヤリハット報告活動※2
- 3. リスクアセスメント※3
- 4. 危険予知訓練※4
- 5. 労働安全衛生に関する研修
- 6. 外部機関による職場巡視・安全診断等
- 7. その他

※1 PDCAサイクル

自主的な安全衛生管理を行うために、「計画(PLAN)→実施(DO)→評価(CHECK)→改善(ACT)」のサイクル(PDCAサイクル)を回しながら、計画的かつ継続的に安全衛生水準の向上を図っていく手法

※2 ヒヤリハット報告活動

一歩間違えれば災害になっていたかもしれない「ヒヤリ」としたり「ハッ」とした経験を取り上げて、これらを皆に教え、同じような事が起こらないように、知恵を出し合い、工夫して安全な職場づくりをする活動

※3 リスクアセスメント

職場に存在する危険性または有害性などの災害の芽(危険有害要因)を洗い出し、リスクの大きさについて、危害の重大性と発生の可能性により数値的に見積もり、優先度を設定してリスクを除去または低減するための手法

※4 危険予知訓練

作業の状況を描いたイラストシートを使って、または現場で現物をテーマとして、職場の少人数で「どんな危険があるか」を話し合っ、その作業の状況に潜む「危険」を予測し、チーム行動目標を定めて、安全衛生を先取りする訓練

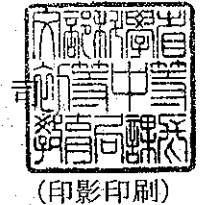
以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。
お手数ですが、上書き保存して頂き、【メール送信フォーム】より当ファイルの送信をお願い致します。

なお、本調査に基づき、別途、詳細な聞き取り調査や資料提供をお願いすることがございます。
その際は、またよろしくお願ひいたします。

23ス学健第23号
平成23年12月21日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
中 岡



文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
平 下 文 康



公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進について

文部科学省においては、公立学校及び学校給食調理場を対象とした労働安全衛生法に基づく管理体制の整備状況について調査を行い、各地方公共団体における体制の整備状況を把握するとともに、その結果を周知しているところです。

平成22年5月1日現在の調査結果は別紙1のとおりですが、特に小中学校の衛生管理者の選任率は82.7%、衛生推進者の選任率は89.7%、産業医の選任率は71.8%、衛生委員会の設置率は72.2%といまだに低い水準にとどまっています。また、学校給食調理場における安全管理者の選任率は79.0%、衛生管理者の選任率は82.0%、安全衛生推進者の選任率は66.0%、産業医の選任率は81.3%、安全委員会の設置率は93.5%、衛生委員会の設置率は81.6%となっています。労働安全衛生法上、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生管理者や産業医の選任、衛生委員会の設置等が、常時10～49人の労働者を使用する事業場においては、衛生推進者の選任等が義務づけられているところです。前回調査に比べ改善はみられるものの、いまだ十分に整備されていない状況にあり、未整備の事業場においては、速やかに衛生管理者の選任等を行う必要があります。

また、平成20年4月から、常時50人未満の労働者を使用する事業場も含め、全ての事業場に面接指導を実施することができる体制の整備が義務づけられているにもかかわらず、常時50人未満の教職員を使用する公立学校の面接指導体制の整備状況は、63.7%となっており、特に、小学校においては62.5%、中学校においては62.2%の整備率にとどまっています。また、常時50人以上の教職員を使用する公立学校の整備状況は94.3%ですが、小学校においては78.5%、中学校においては79.4%の整備率にとどまっております。未整備の事業場においては、速やかに、医師による面接指導を実施することができる体制の整備を行う必要があります。

労働安全衛生法に基づく管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要なものです。

そのため、各地方公共団体においては、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成18年4月3日付け18ス学健第1号通知）、「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について」（平成19年12月6日付け19ス学健第22号通知）、別紙1の調査結果及び別紙2の留意点を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずるとともに、学校及び学校給食調理場における労働安全衛生対策に万全を期していただくようお願いします。

また、本年は、東日本大震災の影響により、被災された地方公共団体はもとより、その他の地方公共団体におかれても、教職員の派遣や被災児童生徒等の受入れなど、災害復旧、復興等に多大な御尽力をいただいております。このような状況において、各教育委員会においては、労働安全衛生管理体制を整備するとともに、衛生委員会の活用促進や面接指導体制の充実を図るなど、教職員の心身の負担が過度なものとならないよう、適切な取組をお願いします。

各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれましては、それぞれ所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対しても、この旨を周知徹底されますよう併せてお願いします。

(本件担当)

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課 企画・健康教育係

TEL : 03-6734-2695

FAX : 03-6734-3794

E-mail : gakkoken@mext.go.jp

公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備状況

平成22年5月1日現在

区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		安全衛生推進者等		産業医		安全委員会		衛生委員会			
	選任を要する事業場	選任している事業場 (%)	選任を要する事業場	選任している事業場 (%)	選任を要する事業場	選任している事業場 (%)	選任を要する事業場	選任している事業場 (%)	選任を要する事業場	選任している事業場 (%)	設置を要する事業場	設置している事業場 (%)	設置を要する事業場	設置している事業場 (%)		
小学校	—	—	214	170	79.4%	19,342	17,445	90.2%	214	151	70.6%	—	214	145	67.8%	
中学校	—	—	311	264	84.9%	9,255	8,213	88.7%	311	226	72.7%	—	311	234	75.2%	
高等学校	—	—	2,753	2,729	99.1%	973	947	97.3%	2,753	2,713	98.5%	—	2,753	2,744	99.7%	
特別支援学校	—	—	739	725	98.1%	161	153	95.0%	739	714	96.6%	—	739	728	98.5%	
幼稚園	—	—	4	4	100.0%	609	459	75.4%	4	4	100.0%	—	4	4	100.0%	
中等教育	—	—	10	10	100.0%	15	15	100.0%	10	10	100.0%	—	10	10	100.0%	
合計	—	—	4,031	3,902	96.8%	30,355	27,232	89.7%	4,031	3,818	94.7%	—	4,031	3,865	95.9%	
調単	22	21	235	188	80.0%	809	491	60.7%	235	186	79.1%	89	83	93.3%	188	80.0%
理共	0	0	32	31	96.9%	506	377	74.5%	32	31	96.9%	4	4	100.0%	30	93.8%
場合	22	21	267	219	82.0%	1,315	868	66.0%	267	217	81.3%	93	87	93.5%	218	81.6%

(文部科学省調べ)

(参考)

平成22年3月31日現在

地方公共団体全部局	556	554	99.6%	1,385	1,367	98.7%	11,847	11,416	96.4%	49,917	45,192	90.5%	11,847	11,497	97.0%	1,067	1,052	98.6%	11,847	11,223	94.7%
-----------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------

(総務省調べ)

(出典) 地方公共団体全部局における労働安全衛生管理体制の整備状況 (地方公共団体の勤務条件等に関する調査)

公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備率（都道府県別）

（平成22年5月1日現在）

区分	公立学校										公立学校給食調理場						
	衛生管理者	衛生推進者	産業医	衛生委員会	面接指導体制 (50人以上)	面接指導体制 (50人未満)	総括安全 衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生 推進者	産業医	安全委員会	衛生委員会				
1北海道	97.8%	58.8%	97.8%	97.8%	90.5%	21.9%	100.0%	77.8%	77.8%	54.4%	100.0%	100.0%					
2青森県	98.3%	65.5%	96.6%	96.6%	40.7%	40.7%	100.0%	0.0%	100.0%	18.0%	100.0%	100.0%					
3岩手県	98.0%	93.8%	96.0%	96.0%	50.8%	50.8%	100.0%	33.3%	33.3%	85.0%	0.0%	33.3%					
4宮城県	98.9%	96.7%	96.7%	96.7%	80.9%	80.9%	100.0%	100.0%	100.0%	73.5%	100.0%	100.0%					
5秋田県	97.7%	69.6%	100.0%	97.7%	100.0%	42.6%	100.0%	100.0%	100.0%	71.4%	100.0%	100.0%					
6山形県	94.1%	95.5%	84.3%	94.1%	100.0%	77.1%	100.0%	100.0%	100.0%	65.0%	100.0%	100.0%					
7福島県	100.0%	91.6%	100.0%	100.0%	58.8%	58.8%	100.0%	80.0%	80.0%	41.9%	100.0%	80.0%					
8茨城県	95.5%	84.9%	89.1%	90.9%	35.3%	35.3%	100.0%	66.7%	66.7%	50.9%	83.3%	66.7%					
9栃木県	95.9%	90.8%	90.5%	86.5%	65.7%	65.7%	100.0%	33.3%	33.3%	57.9%	33.3%	33.3%					
10群馬県	98.5%	95.5%	98.5%	97.1%	98.5%	71.7%	100.0%	75.0%	75.0%	78.9%	100.0%	75.0%					
11埼玉県	100.0%	98.4%	98.5%	98.5%	77.5%	77.5%	100.0%	78.6%	78.6%	77.5%	100.0%	78.6%					
12千葉県	94.8%	88.4%	90.1%	94.2%	46.0%	46.0%	100.0%	84.6%	76.9%	79.1%	84.6%	85.7%					
13東京都	99.2%	75.9%	98.8%	98.3%	32.2%	32.2%	100.0%	91.3%	82.6%	89.5%	87.0%	87.0%					
14神奈川県	90.9%	85.2%	97.6%	97.6%	81.6%	81.6%	100.0%	81.8%	72.7%	46.7%	81.8%	81.8%					
15新潟県	94.7%	96.9%	97.3%	94.7%	32.0%	32.0%	100.0%	40.0%	60.0%	81.3%	100.0%	60.0%					
16富山県	100.0%	94.6%	97.3%	100.0%	40.8%	40.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%					
17石川県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	69.9%	69.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%					
18福井県	97.4%	68.8%	100.0%	92.3%	24.4%	24.4%	100.0%	33.3%	100.0%	83.3%	100.0%	66.7%					
19山梨県	100.0%	74.8%	94.4%	97.2%	41.2%	41.2%	100.0%	80.0%	80.0%	64.3%	100.0%	80.0%					
20長野県	100.0%	96.6%	100.0%	100.0%	71.8%	71.8%	100.0%	100.0%	100.0%	76.2%	88.9%	100.0%					
21岐阜県	98.8%	97.6%	95.1%	98.8%	74.3%	74.3%	100.0%	50.0%	50.0%	72.4%	50.0%	50.0%					
22静岡県	95.4%	97.0%	89.0%	94.5%	81.9%	81.9%	100.0%	92.9%	100.0%	43.3%	92.9%	100.0%					
23愛知県	95.3%	98.0%	82.8%	91.8%	81.8%	81.8%	100.0%	93.8%	93.8%	97.3%	100.0%	93.8%					
24三重県	98.5%	98.9%	98.5%	98.5%	97.7%	97.7%	100.0%	100.0%	100.0%	65.0%	100.0%	100.0%					
25滋賀県	100.0%	92.0%	66.7%	98.1%	92.6%	92.6%	100.0%	50.0%	100.0%	56.0%	100.0%	100.0%					
26京都府	97.4%	88.8%	100.0%	97.4%	67.4%	67.4%	100.0%	100.0%	100.0%	58.3%	100.0%	100.0%					
27大阪府	94.8%	99.7%	94.3%	92.6%	69.4%	69.4%	100.0%	57.1%	71.4%	60.0%	64.3%	71.4%					
28兵庫県	88.4%	93.0%	97.4%	88.9%	97.9%	80.8%	100.0%	66.7%	66.7%	73.3%	66.7%	58.3%					
29奈良県	80.0%	56.8%	74.0%	78.0%	30.0%	30.0%	100.0%	0.0%	0.0%	55.0%	0.0%	0.0%					
30和歌山県	100.0%	82.2%	100.0%	100.0%	41.3%	41.3%	100.0%	100.0%	100.0%	43.8%	100.0%	100.0%					
31鳥取県	100.0%	97.0%	100.0%	100.0%	74.0%	74.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2.9%	100.0%	100.0%					
32島根県	100.0%	86.4%	100.0%	100.0%	56.2%	56.2%	100.0%	100.0%	100.0%	70.4%	100.0%	100.0%					
33岡山県	100.0%	99.6%	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%					
34広島県	100.0%	98.6%	100.0%	100.0%	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	52.6%	100.0%	100.0%					
35山口県	100.0%	99.8%	98.2%	100.0%	99.6%	99.6%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%					
36徳島県	90.3%	92.4%	90.3%	90.3%	48.1%	48.1%	100.0%	66.7%	66.7%	50.0%	100.0%	66.7%					
37香川県	100.0%	97.6%	100.0%	100.0%	70.4%	70.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%					
38愛媛県	97.8%	95.9%	97.8%	97.8%	44.4%	44.4%	100.0%	50.0%	75.0%	97.2%	75.0%	75.0%					
39高知県	96.9%	76.6%	96.9%	96.9%	25.3%	25.3%	100.0%	100.0%	100.0%	41.7%	100.0%	100.0%					
40福岡県	98.6%	96.5%	95.7%	94.3%	75.2%	75.2%	100.0%	88.9%	100.0%	75.8%	77.8%	100.0%					
41佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.1%	96.1%	100.0%	50.0%	50.0%	84.2%	50.0%	50.0%					
42長崎県	100.0%	100.0%	79.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.9%	100.0%	100.0%					
43熊本県	100.0%	99.0%	94.3%	92.9%	63.6%	63.6%	100.0%	60.0%	60.0%	70.0%	60.0%	60.0%					
44大分県	100.0%	97.5%	100.0%	100.0%	87.5%	87.5%	100.0%	100.0%	100.0%	61.5%	100.0%	100.0%					
45宮崎県	100.0%	100.0%	88.0%	100.0%	54.6%	54.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%					
46鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.1%	99.1%	100.0%	100.0%	100.0%	97.0%	100.0%	100.0%					
47沖縄県	94.8%	84.3%	92.2%	96.1%	29.7%	29.7%	100.0%	40.0%	60.0%	55.2%	0.0%	40.0%					
全国平均	96.8%	89.7%	94.7%	95.9%	94.3%	63.7%	95.5%	79.0%	82.0%	66.0%	81.3%	93.5%	81.6%				

（文部科学省調べ）

安全衛生に関わる施策

1 安全衛生管理規程

都道府県教育委員会		規程整備率
定めている	定めていない	
47	0	100.0%

市町村教育委員会		規程整備率
定めている	定めていない	
766	1000	43.4%

2 その他の安全衛生管理に関わる教育委員会の施策

施策の種類	実施した都道府県教育委員会数 (実施率)	実施した市町村教育委員会数 (実施率)
会議での趣旨徹底	46 97.9%	1007 57.0%
通知等での趣旨徹底	47 100.0%	776 43.9%
衛生管理者等の資格を取得するための財政措置	31 66.0%	133 7.5%
手引き・パンフレット等の作成	24 51.1%	115 6.5%
都道府県労働局等との連携 (指導・助言、講習会参加等)	25 53.2%	199 11.3%
その他の施策	25 53.2%	254 14.4%

(文部科学省調べ)

公立学校における面接指導体制の整備状況

平成22年5月1日現在

区分	合計			都道府県立学校			市町村立学校			合計(50人以上)			都道府県立学校(50人以上)			市町村立学校(50人以上)			合計(50人未満)			都道府県立学校(50人未満)			市町村立学校(50人未満)		
	体制を整備している事業場	体制を整備している事業場	整備事業場率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備している事業場	整備事業場率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備している事業場	整備事業場率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備している事業場	整備事業場率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備している事業場	整備事業場率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備している事業場	整備事業場率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備している事業場	整備事業場率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備している事業場	整備事業場率(%)	体制を整備している事業場	体制を整備している事業場	整備事業場率(%)
小学校	21,212	13,297	62.7%	21,212	13,297	62.7%	214	168	78.5%	214	168	78.5%	20,998	13,129	62.5%	214	168	78.5%	20,998	13,129	62.5%	20,998	13,129	62.5%	20,998	13,129	62.5%
中学校	9,837	6,170	62.7%	42	41	97.6%	311	247	79.4%	1	1	100.0%	310	246	79.4%	1	1	100.0%	9,526	5,923	62.2%	41	40	97.6%	9,485	5,883	62.0%
高等学校	3,729	3,584	96.1%	234	187	79.9%	2,753	2,665	96.8%	2,585	2,514	97.3%	168	151	89.9%	2,585	2,514	97.3%	976	919	94.2%	910	883	97.0%	66	36	54.5%
特別支援学校	906	856	94.5%	124	104	83.9%	739	708	95.8%	664	640	96.4%	75	68	90.7%	664	640	96.4%	167	148	88.6%	118	112	94.9%	49	36	73.5%
幼稚園	4,677	3,014	64.4%	1	1	100.0%	4	4	100.0%	0	0	0.0%	4	4	100.0%	0	0	0.0%	4,673	3,010	64.4%	1	1	100.0%	4,672	3,009	64.4%
中等教育	25	23	92.0%	4	3	75.0%	10	9	90.0%	8	7	87.5%	2	2	100.0%	8	7	87.5%	15	14	93.3%	13	13	100.0%	2	1	50.0%
合計	40,386	26,944	66.7%	4,341	4,211	97.0%	4,031	3,801	94.3%	3,258	3,162	97.1%	773	639	82.7%	3,258	3,162	97.1%	36,355	23,143	63.7%	1,083	1,049	96.9%	35,272	22,094	62.6%

(文部科学省調べ)

学校における労働安全衛生管理体制整備の際の留意点

(1) 衛生管理者等の職務と有資格者を生かした体制づくり

●衛生管理者● 対象：常時50人以上の教職員を使用する学校

日常の主な職務

- ・ 少なくとも週1回学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは所要の措置を講ずる。
- ・ 上記の事後措置等について、月1回の衛生委員会で報告する。
- ・ 健康診断等の結果を踏まえ、心身両面にわたる健康指導を実施するなど、教職員の健康管理を行う。
- ・ 問題等が発生した場合は、産業医等との意見交換を行う。

学校においては、衛生管理者の資格を有していない者に新たに免許取得を支援する方策以外に、既に資格を有している者（保健体育教諭、養護教諭等）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能となります。ただし、このことは衛生管理者等を特定の職種の職員に限定するものではありません。

●衛生推進者● 対象：常時10人以上50人未満の教職員を使用する学校

日常の主な職務

- ・ 学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは所要の措置を講ずる。

衛生推進者は、業務を担当するために必要な能力を有すると認められる者のうちから選任することとされていますが、既に衛生管理者の資格を有している者（保健体育教諭、養護教諭等）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能となります。

(2) 産業医の主な職務・資格要件と学校医との関係

●産業医● 対象：常時50人以上の教職員を使用する学校

産業医の主な職務

- ・ 健康診断等を通じて、教職員の健康管理を行うとともに、少なくとも毎月1回学校を巡回し、教職員の勤務実態、学校の

衛生状態等の点検を行い、問題があるときは所要の措置を講ずる。

産業医の主な資格要件

- ・ 日本医師会の産業医学基礎研修及び産業医科大学の産業医学基本講座を修了した者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験「保健衛生」区分の合格者

学校医と産業医では職務内容が重複する部分もあるため、学校医の中から産業医を選任するという方策によれば比較的簡単に産業医の選任が可能であるといえます。

(3) 衛生委員会の主な審議事項・委員と学校保健委員会等との関係

●衛生委員会● 対象：常時50人以上の教職員を使用する学校

主な審議事項

- ・ 勤務中の事故等に関する原因調査・防止対策と勤務環境管理
- ・ 健康診断等の結果に基づいた教職員の健康管理
- ・ 教職員に対する安全衛生教育についての計画の策定
- ・ 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策

衛生委員会の主な委員

- ・ 総括安全衛生管理者（選任義務のない事業場では事業の実施を統括管理する者等のうちから事業者が指名した者）
- ・ 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ・ 産業医のうちから事業者が指名した者

衛生委員会の設置・運営にあたっては、委員会を構成する委員を確保した上で、学校保健委員会等の既存の委員会との併用も考えられます。

(4) 面接指導体制の整備

●面接指導● 対象：全ての学校

主な注意事項

- ・ 平成20年4月1日より、すべての学校において、医師による面接指導を実施することができる体制を整備することが求められている。

- ・ 週40時間を超える労働が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる教職員については、教職員の申出を受けて、遅滞なく、医師による面接指導を行う必要がある。
- ・ 上記に該当しない教職員でも、健康への配慮が必要な者については面接指導等を行うよう努める必要がある。

学校は、教職員の勤務時間の適正な把握に努める必要があります。

勤務時間の適正な把握として、平成13年4月6日付け基発339号厚生労働省労働基準局長通知「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」に示されている主な内容は、

- (1) 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。
 - (2) 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。
 - ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、記録すること。
 - イ タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。
- です。

また、長時間労働者の申出があったときに、遅滞なく、医師による面接指導を実施することができる体制を整備していることが求められます。

川口市教育委員会
安全衛生管理規程集



川口市教育委員会

第3版（平成23年4月）

目 次

川口市学校教職員安全衛生管理規程	P 1
川口市学校教職員総括安全衛生管理者事務取扱要綱	P 9
川口市学校教職員衛生管理者に係る事務取扱要綱	P 10
川口市学校教職員衛生推進者に係る事務取扱要綱	P 12
川口市学校教職員産業医に係る事務取扱要綱	P 14
川口市学校教職員衛生委員会等の組織及び運営に関する要綱	P 15
川口市学校教職員安全衛生教育・健康管理に関する事務取扱要綱	P 17
各様式	P 18

○川口市学校教職員安全衛生管理規程

平成10年6月4日
教育委員会規程第2号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 安全衛生管理体制(第4条—第14条)
- 第3章 安全衛生教育(第15条—第17条)
- 第4章 健康管理(第18条—第25条)
- 第5章 職場環境の管理(第26条・第27条)
- 第6章 雑則(第28条—第31条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、教職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員で川口市立の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下同じ。)に常時勤務する教職員をいう。以下同じ。)の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため必要な事項を定めるものとする。

(事業者等の責務)

第2条 事業者(川口市教育委員会をいう。)及び所属長(各学校の長及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。)は、この規程に定める事項を適切に実施するとともに、教職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進しなければならない。

第3条 教職員は、所属長及び次章の規定により置かれる総括安全衛生管理者等が、法令及びこの規程に基づいて実施する安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に、協力するよう努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第4条 別表第1左欄に掲げる箇所にそれぞれ法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者の名称及びこれに充てる者の職は、別表第1に定めるとおりとする。

3 総括安全衛生管理者は、衛生管理者及び衛生推進者を指揮し、法第10条第1項各号に掲げる業務を統括管理する。

4 総括安全衛生管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、総括安全衛生管理者があらかじめ指名した者がその職務を行う。

(1)

(衛生管理者)

第5条 別表第2左欄に掲げる箇所にそれぞれ法第12条第1項に規定する衛生管理者を置く。

2 衛生管理者の名称及び人数は、別表第2に定めるとおりとする。

3 衛生管理者は、法第10条第1項各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項のほか、次に掲げる事項を行う。

(1) 健康に異常のある者の発見及び処置

(2) 作業環境の衛生上の調査

(3) 作業条件、施設等の衛生上の改善

(4) 衛生保護具、救急用具等の点検及び整備

(5) 衛生教育、健康相談その他教職員の健康保持に必要な事項

(6) 教職員の負傷及び疾病並びにそれによる死亡に関する統計の作成

(7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備

(8) 前各号に定めるもののほか、教職員の衛生管理について総括安全衛生管理者が必要と認める事項

(衛生推進者)

第6条 別表第3左欄に掲げる箇所にそれぞれ法第12条の2に規定する衛生推進者を置く。

2 衛生推進者の名称は、別表第3に定めるとおりとする。

3 衛生推進者は、第5条第3項各号に掲げる事項を行う。

(産業医)

第7条 別表第4左欄に掲げる箇所にそれぞれ法第13条に規定する産業医を置く。

2 産業医の名称及び人数は、別表第4に定めるとおりとする。

3 産業医は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第14条第1項各号及び第3項に規定する事項を行う。

(衛生委員会の設置)

第8条 別表第5左欄に掲げる箇所にそれぞれ法第19条第1項に規定する衛生委員会(以下第14条までにおいて「委員会」という。)を置く。

2 委員会の名称及び委員構成は、別表第5に定めるとおりとする。

(委員の任期)

第9条 委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の職務)

第10条 委員会は、法第17条第1項各号及び第18条第1項各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

(2)

(委員会の議長)

第 11 条 委員会の議長は、総括安全衛生管理者である職員をもって充てる。

2 議長は、委員会の会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員が職務を代理する。

(委員会の会議)

第 12 条 委員会の会議は、議長が招集する。

2 委員会の会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 議事につき直接の利害関係を有する委員は、会議に出席することができない。

4 議長は、会議における議事の内容を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。

(関係職員の出席)

第 13 条 委員会は、審議を行う場合において議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の運営)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

第 3 章 安全衛生教育

(採用時等の教育)

第 15 条 総括安全衛生管理者は、教職員が採用されたときは、当該教職員に対し安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、総括安全衛生管理者は、随時、教職員に対し安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

(職場教育)

第 16 条 所属長は、採用された教職員が配属されたとき、又は教職員の職務内容に変更があったときは、遅滞なく当該教職員が従事する職務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、所属長は、随時、教職員に対し安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

(衛生管理者等の教育)

第 17 条 総括安全衛生管理者は、衛生管理者、衛生推進者その他公務災害防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育及び講習を行い、又はこれらを受ける機会を与えなければならない。

(3)

第4章 健康管理

(健康診断)

第18条 総括安全衛生管理者は、教職員の健康を確保するため、健康診断を実施する。

- 2 健康診断は、定期健康診断及び特殊健康診断とする。
- 3 定期健康診断は、毎年1回実施する。
- 4 特殊健康診断は、総括安全衛生管理者が産業医の意見を聴き、必要と認める教職員に対して実施する。
- 5 健康診断の実施について必要な事項は、別に定める。

(健康診断の受診義務)

第19条 教職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けなければならない。

- 2 前項の規定による健康診断を受けなかった者は、医師の健康診断を受け、その結果を証明する書面を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。
- 3 所属長は、教職員が指定された期日及び場所において、健康診断を受診できるよう配慮しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第20条 総括安全衛生管理者は、健康診断の実施結果を所属長及び当該教職員に通知するものとする。

(健康診断個人票)

第21条 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成し、教職員の健康管理のため有効に活用しなければならない。

(指導区分の決定)

第22条 総括安全衛生管理者は、健康診断の結果、健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認めた教職員について、産業医の意見を聴き、別表第6の指導区分の欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定を行う。

(事後措置)

第23条 教育委員会は、前条の指導区分の決定を受けた教職員について、当該指導区分に応じ、別表第6に掲げる事後措置の基準の欄に掲げる基準に従い適切な事後措置をとるものとする。

(療養の義務)

第24条 前条の規定により勤務又は医療の面において事後措置が必要とされた教職員は、教育委員会の指示及び医師の療養指導に従い療養に専念し、健康の回復に努めなければならない。

(4)

(特殊健康診断の特例)

第 25 条 前 3 条の規定にかかわらず、特殊健康診断の結果に対する指導区分の決定及び事後措置の基準については、別に定める。

第 5 章 職場環境の管理

(快適な職場環境形成の措置)

第 26 条 総括安全衛生管理者は、教職員の快適な職場環境の形成のために、法第 23 条並びに法第 24 条に係わる措置を講じるものとし、また、法第 70 条、法第 71 条の 2 に係わる措置を講ずるよう努めなければならない。

第 27 条 所属長は、前条に定める総括安全衛生管理者の講ずる措置を、それぞれの職場において、促進するように努めなければならない。

第 6 章 雑則

(秘密の保持)

第 28 条 教職員の健康管理の業務に携わる者は、職務上知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後においても、同様とする。

(法令等の周知)

第 29 条 所属長は、安全及び衛生に関する法令等について、関係教職員に周知させなければならない。

(教職員の意見の聴取)

第 30 条 所属長は、関係教職員の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。

(委任)

第 31 条 この規程に定めるもののほか、教職員の安全衛生管理について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

総括安全衛生管理者

	箇所	名称	充てる者の職
1	市立学校(2の箇所を除く全箇所をいう。)	川口市立学校教職員総括安全衛生管理者	学校教育部長
2	各市立学校(50人以上の教職員が勤務するものに限る。)	総括安全衛生管理者の前に各市立学校の名称を付したもの	各学校長

別表第 2(第 5 条関係)

衛生管理者

	箇所	名称	人数
1	市立学校(2の箇所を除く全箇所をいう。)	川口市立学校教職員衛生管理者	4人
2	各市立学校(50人以上の教職員が勤務するものに限る。)	衛生管理者の前に各市立学校の名称を付したもの	該当校に各1人

別表第 3(第 6 条関係)

衛生推進者

	箇所	名称	人数
	各市立学校(50人以上の教職員が勤務するものを除く。)	衛生推進者の前に各市立学校の名称を付したもの	該当校に各1人

別表第 4(第 7 条関係)

産業医

	箇所	名称	人数
1	市立学校(2の箇所を除く全箇所をいう。)	川口市立学校教職員産業医	若干人
2	各市立学校(50人以上の教職員が勤務するものに限る。)	産業医の前に各市立学校の名称を付したもの	該当校に各1人

別表第 5(第 8 条関係)

衛 生 委 員 会

	箇所	名称	委員構成
1	市立学校(2の箇所を除く全箇所をいう。)	川口市立学校教職員衛生委員会	1 川口市立学校総括安全衛生管理者 2 川口市立学校衛生管理者のうちから指名した者 3 川口市立学校産業医のうちから指名した者 4 衛生に関し識見を有するものうちから指名した者 5 市立学校教職員で衛生に関し経験を有するものうちから指名した者 6 市立学校教職員で衛生に関し経験を有し、登録を受けた職員団体の推薦を受けたものうちから指名した者
2	各市立学校(50人以上の教職員が勤務するものに限る。)	衛生委員会の前に各市立学校の名称を付したもの	1 当該市立学校の総括安全衛生管理者 2 当該市立学校の衛生管理者 3 当該市立学校の産業医 4 当該市立学校に勤務する教職員で、衛生に関し経験を有するものうちから指名した者

別表第 6(第 22 条、第 23 条関係)

指導区分及び事後指導の基準

	指 導 区 分		事後措置の基準
	区分	内 容	
勤 務 規 制 面	1	平常の勤務でよい者	
	2	勤務をほぼ平常に行ってよい者	時間外勤務及び出張を制限する。
	3	勤務に制限を加える必要のある者	時間外勤務を禁止し、出張を制限する。
	4	勤務を休む必要のある者	休暇又は休職の方法により、療養に必要な期間勤務を休ませる。
医 療 面	A	異常なし	
	B	心配なし	
	C	経過観察を要する。	経過観察をするための検査並びに発病及び再発防止のため必要な指導を行う。
	D	治療を要する。	医療機関により、自宅治療、入院治療等の適切な治療を受けさせるようにする。
	E	精密検査を要する。	医療機関において精密検査を受けさせるようにする。

川口市学校教職員総括安全衛生管理者事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は川口市学校教職員安全衛生管理規程(以下「規程」という。)第4条の規定に基づき、別表第1「1欄」に置く総括安全衛生管理者(学校教育部長)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代理)

第2条 規程第4条第4項に規定されるあらかじめ指名した者とは、学校教育部学務課長とする。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

川口市学校教職員衛生管理者に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は川口市学校教職員安全衛生管理規程(以下「規程」という。)第5条の規定に基づき、衛生管理者に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選任等)

第2条 規程別表第2「1欄」に掲げる箇所に置く衛生管理者は、資格を有する者のうちから総括安全衛生管理者が選任するものとする。

2 規程別表第2「2欄」に掲げる箇所(50人以上の教職員が勤務するものに限る)に置く衛生管理者は、資格を有する者のうちから所属長が選任するものとする。

(1) 所属長は、衛生管理者を選任したときは、様式第1号の衛生管理者選任報告書により、すみやかに総括安全衛生管理者(学校教育部長)に報告する。

全・定併置校の場合には各1人選任することができる。

(2) 人事異動等に伴い新たに衛生管理者を選任した場合は、報告書を提出する。

(3) 年度途中において衛生管理者が欠けた場合、又は長期間職務を行うことが困難と認められる場合には、代理をおくこととする。

この場合、様式第1号による報告は不要である。

3 資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 衛生管理者免許を有する者。

(2) 保健体育若しくは保健の教科に係る中学校教諭普通免許状、若しくは高等学校教諭普通免許状又は養護教諭免許状を有する者で常時勤務している者。

4 規程第5条第3項に規定する衛生に係る技術的事項とは、次の各号に掲げるものをいう。(規程別表第2「2欄」に掲げる箇所に限る。)

(1) 教職員の健康障害を防止するため、当該衛生管理者が所管する事業所(各校、以下同じ。)の安全・衛生状態等の点検に関すること。

(2) 教職員の安全・健康相談及び健康教育に関すること。

(3) 教職員の健康診断及び有所見者に対する事後指導に関すること。

(4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。

(5) 教職員健康診断の結果及び教職員の疾病等に関する統計の作成に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に総括安全衛生管理者が必要と認める事項に関すること。

5 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指導を受け、前項各号に掲げる業務を管理する。

- 6 衛生管理者は、規程第5条第3項に掲げる業務を行ったときはその結果を様式第2号の衛生管理者記録表に記載し、総括安全衛生管理者に提出するものとする。
- 7 総括安全衛生管理者は、前項の規定により提出された衛生管理者記録表を3年間保存するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、平成7年6月1付、「川口市教育委員会衛生管理者設置要綱」、「川口市教育委員会衛生管理者運用方針」は廃止する。

川口市学校教職員衛生推進者に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は川口市学校教職員安全衛生管理規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、衛生推進者に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選任等)

第2条 規程別表第3左欄に掲げる箇所に置く衛生推進者は、資格を有するものうち所属長が選任するものとする。

(1) 所属長は、衛生推進者を選任したときは、様式第3号の衛生推進者選任報告書により、すみやかに総括安全衛生管理者に報告する。

(2) 人事異動等に伴い新たに衛生推進者を選任した場合は、報告書を提出する。

(3) 年度途中において衛生推進者が欠けた場合、又は長期間職務を行うことが困難と認められる場合には、代理をおくこととする。

この場合、様式第3号による報告は不要である。

2 資格を有するものとは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 衛生管理者の免許を有する者

(2) 保健体育若しくは保健の教科に係る中学校普通免許状、若しくは高等学校教諭普通免許状又は養護教諭免許状を有する者で学校で常時勤務している者。

(3) 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上衛生の実務に従事した経験を有する者。

(4) 高等学校を卒業した者で、その後3年以上衛生の実務に従事した経験を有する者。

(5) 5年以上衛生の実務に従事した経験を有する者。

(6) 労働省労働基準局長が定める講習を終了した者。

3 規程第6条第3項に規定する業務とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 教職員の健康障害を防止するため、所属所の安全・衛生状態等の点検に関すること。

(2) 教職員の安全・健康相談及び健康教育に関すること。

(3) 教職員の健康診断及び有所見者に対する事後指導に関すること。

(4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。

(5) 教職員の健康診断の結果及び教職員の疾病等に関する統計の作成に関すること。

(6) 公務災害の防止に関すること。

(7) 前号に掲げるもののほか、特に総括安全衛生管理者が必要と認める事項に関すること。

4 衛生推進者は、所属長の指揮を受け、前項各号に掲げる業務を行う。

5 衛生推進者は、教職員の健康の保持増進のため改善の必要があると認められる事項を発見した場合は、所属長に報告し、その指示を受けるものとする。

(記録)

第3条 衛生推進者は、前条第1項各号に掲げる業務を行ったときはその結果を様式第4号の衛生推進者記録表に記載し、所属長に提出するものとする。

2 所属長は、前項の規定により提出された衛生推進者記録表を3年間保存するものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、衛生推進者に関し必要な事項は、別表第1「1欄」に置く総括安全衛生管理者(学校教育部長)が定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い平成7年6月1日施行の「川口市教育委員会衛生推進者設置要綱」、「川口市教育委員会衛生推進者運用方針」は廃止する。

川口市学校教職員産業医に係る事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は川口市学校教職員安全衛生管理規程（以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、産業医に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 規程別表第4「1欄」に掲げる箇所に置く産業医は数校に1人とする。

2 産業医は、規程第7条第3項に規定する事項のうち、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 教職員の健康障害を防止するため、衛生状態等の点検を行うこと。

(2) 教職員の疾病を予防し、及び治療の促進を図るため。健康相談を行うこと。

(3) 教職員の健康の保持増進を図るため、健康教育を行うこと。

(4) 教職員の健康診断の結果、有所見者に対し、事後指導及び助言を行うこと。

(5) 教職員の健康管理上必要があると認められる事項について、所属長に対して助言を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に総括安全衛生管理者が必要と認める事項に関すること。

3 規程別表4「2欄」に掲げる箇所に置く産業医は、毎月1回、前項各号に掲げる職務を行うものとする。

(記録)

第3条 産業医は、前条第2項各号に掲げる職務を行ったときは、その結果を様式第5号の産業医記録表に記載し、所属長に提出するものとする。

2 所属長は、前項の規定により提出された記録表を3年間保存するものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、産業医に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

川口市学校教職員衛生委員会等の組織及び運営に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市学校教職員安全衛生管理規程（以下「規程」という。）第8条から第14条に規定する衛生委員会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2章

(組織)

第2条 規程別表第5「1欄」に掲げる箇所に置く川口市立学校教職員衛生委員会は、委員13名をもって組織する。

2 川口市立学校教職員衛生委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 川口市立学校教職員総括安全衛生管理者
- (2) 川口市立学校教職員衛生管理者のうちから教育長が指名した者
- (3) 川口市立学校教職員産業医のうちから教育長が指名した者
- (4) 衛生に関し識見を有するものうちから教育長が指名した者
- (5) 市立学校教職員で衛生に関し経験を有するものうちから教育長が指名した者
- (6) 市立学校教職員で衛生に関し経験を有し、登録を受けた職員団体の推薦を受けたものうちから教育長が指名した者

3 前項第2号及び第3号の委員はそれぞれ1名、同項第4号の委員は4名、同項第5号の委員は6名とする。

(所掌事項)

第3条 川口市立学校教職員衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項に関すること。

(会議)

第4条 川口市学校教職員衛生委員会の会議は、議長が原則として月1回招集する。

2 川口市立学校教職員衛生委員会の議事は、出席した委員の総意をもって決する。

3 川口市立学校教職員衛生委員会の議長は、会議における議事の内容を様式第6号の委員会開催記録表に記録し、3年間保存するものとする。

(庶務)

第5条 川口市立学校教職員衛生委員会の庶務は、学校教育部学務課において処理する。

第3章 川口市立高等学校等学校教職員衛生委員会の組織及び運営に関する要綱

第7条 規程別表第5「2欄」に掲げる箇所に置く市立学校教職員衛生委員会は、委員5名をもって組織する。

2 市立高等学校等教職員衛生委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 川口市立高等学校等教職員総括安全衛生管理者
- (2) 川口市立高等学校教職員衛生管理者（衛生管理者が2人以上いる所属所
にあつては所属長が指名する者）
- (3) 川口市立高等学校等教職員産業医
- (4) 川口市立高等学校等に勤務する教職員で、衛生に関し経験を有するもの
のうちから所属長が指名する者
- (5) 前項第4号の委員は2名とする。

(所掌事項)

第8条 川口市立高等学校等教職員衛生委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 川口市立高等学校等に勤務する教職員(以下「所属職員」という。)の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 所属職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、所属職員の健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項に関すること

(準用等)

第9条 第4条及び第6条の規定は川口市立高等学校等教職員衛生委員会について準用する。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

川口市学校教職員安全衛生教育・健康管理に関する事務取扱要綱

(安全衛生教育)

第1条 規程第15条から17条に規定する安全衛生教育は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校の職務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- (2) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- (3) 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該職務に関する安全又は衛生のために必要な事項

(健康診断)

第2条 規程第18条に規定する定期健康診断の種類及び実施方法は、別表1に掲げるとおりとする。

- 2 所属長は、健康診断の結果を教職員の健康管理のため有効に活用しなければならない。ただし、その活用にあたっては、当該所属所を所管する産業医の意見を聞かなければならない。
- 3 所属長は、健康管理に係る関係書類の取扱にあたっては、健康管理情報の漏えい、滅失等を防止し、その保護を図るため、適切な措置をしなければならない。
- 4 所属長は、所属教職員が異動したときは、当該教職員の職員健康診断票をすみやかに異動先の所属長に送付しなければならない。
- 5 所属長は、前項の教職員が退職したときは、当該教職員に係る健康診断の結果の記録保存の措置をした後、健康診断票を本人に交付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

様式第1号

衛生管理者選任報告書

事業の種類	教育・研究					
所属所名	川口市立					
所属所の所在地	川口市					
電 話	TEL 048 ()					
職 員 数	男	名	女	名	計	名

職 名 (教科)	氏 名	性 別	年 齢	選任年月日
()				平成 年 月 日
参 考 事 項				

平成 年 月 日

所属所名 _____

所属長 _____ 印

様式第2号

衛生管理者記録表

執務年月日 年 月 日

衛生管理者名 _____ 印

執 務 の 概 要	環 境 管 理	
	健 康 管 理	
	衛 生 管 理	
特 記 事 項		

衛生推進者選任報告書

事業の種類	教育・研究					
所属所名	川口市立					
所属所の所在地	川口市					
電 話	TEL 048 ()					
職 員 数	男	名	女	名	計	名

職 名 (教科)	氏 名	性 別	年 齢	選任年月日
()				平成 年 月 日
参 考 事 項				

平成 年 月 日

所属所名 _____

所属長 _____ 印

様式第4号

衛生推進者記録表

執務年月日 年 月 日

衛生推進者名 _____ 印

執務の概要	環境管理	
	健康管理	
	衛生教育	
特記事項		

産 業 医 記 録 表

執務年月日 年 月 日

産業医 _____ 印

執 務 の 概 要	環 境 管 理 (巡視結果等)	
	健 康 管 理 (健康診断の事後措置)	
	衛 生 教 育 (健康相談等)	
特 記 事 項		